上田市地域防災計画【風水害対策編】

目　次

第１章　総　則 1
　第１節　計画作成の趣旨 2
　第２節　防災の基本方針 3
　第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱..... 6
　第４節　防災面からみた上田市の概要 11
　第５節　被害想定 15

第２章　災害予防計画 16
　第１節　風水害に強いまちづくり 17
　第２節　災害発生直前対策 22
　第３節　情報の収集・連絡体制計画 24
　第４節　活動体制計画 26
　第５節　広域相互応援計画 28
　第６節　救助・救急・医療計画 31
　第７節　消防・水防活動計画 33
　第８節　要配慮者支援計画 38
　第９節　緊急輸送計画 45
　第１０節　障害物の処理計画 47
　第１１節　避難の受入活動計画 48
　第１２節　男女共同参画の視点による防災対策..... 57
　第１３節　孤立防止対策 59
　第１４節　食料品等の備蓄・調達計画 61
　第１５節　給水計画 63
　第１６節　生活必需品の備蓄・調達計画 65
　第１７節　危険物施設等災害予防計画 66
　第１８節　電気施設災害予防計画 68
　第１９節　都市ガス施設災害予防計画 69
　第２０節　上水道施設災害予防計画 70
　第２１節　下水道施設災害予防計画 71
　第２２節　通信・放送施設災害予防計画 72
　第２３節　鉄道施設災害予防計画 74
　第２４節　災害広報計画 76
　第２５節　土砂災害等の災害予防計画 77
　第２６節　防災都市計画 80
　第２７節　建築物災害予防計画 81

第２８節　道路及び橋梁災害予防計画 82
第２９節　河川施設等災害予防計画 83
第３０節　ため池災害予防計画 84
第３１節　農林水産物災害予防計画 85
第３２節　二次災害の予防計画 86
第３３節　防災知識普及計画 87
第３４節　防災訓練計画 91
第３５節　災害復旧・復興への備え 93
第３６節　自主防災組織等の育成に関する計画..... 94
第３７節　企業防災に関する計画 97
第３８節　ボランティア活動の環境整備 99
第３９節　災害対策基金等積立及び運用計画 101
第４０節　風水害対策に関する調査研究及び観測..... 102
第４１節　観光地の災害予防計画 103
第４２節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進..... 104

第３章　災害応急対策計画 105
第１節　災害直前活動 106
第２節　災害情報の収集・連絡活動 124
第３節　非常参集職員の活動 136
第４節　広域相互応援活動 145
第５節　ヘリコプターの運用計画 151
第６節　自衛隊の災害派遣 156
第７節　救助・救急・医療活動 159
第８節　消防・水防活動 162
第９節　要配慮者に対する応急活動 164
第１０節　緊急輸送活動 169
第１１節　障害物の処理活動 172
第１２節　避難受入及び情報提供活動 174
第１３節　孤立地域対策活動 191
第１４節　食料品等の調達供給活動 193
第１５節　飲料水の調達供給活動 195
第１６節　生活必需品の調達供給活動 197
第１７節　保健衛生、感染症予防活動 198
第１８節　遺体の捜索及び処置等の活動 200
第１９節　廃棄物の処理活動 201
第２０節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動..... 203
第２１節　危険物施設等応急活動 204

第２２節　電気施設応急活動 208
第２３節　都市ガス施設応急活動 210
第２４節　上水道施設応急活動 211
第２５節　下水道施設等応急活動 212
第２６節　通信・放送施設応急活動 213
第２７節　鉄道施設応急活動 215
第２８節　災害広報活動 217
第２９節　土砂災害等応急活動 219
第３０節　建築物災害応急活動 221
第３１節　道路及び橋梁応急活動 222
第３２節　河川施設等応急活動 223
第３３節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動..... 224
第３４節　ため池災害応急活動 227
第３５節　農林水産物災害応急活動 228
第３６節　文教活動 229
第３７節　飼養動物の保護対策 232
第３８節　ボランティアの受入れ体制 233
第３９節　ＮＰＯ・ＮＧＯ等との連携 235
第４０節　義援物資及び義援金の受入れ体制 236
第４１節　災害救助法の適用 238
第４２節　観光地の災害応急対策 240

第４章　災害復旧計画 241
第１節　復旧・復興の基本方針の決定 242
第２節　迅速な原状復旧の進め方 243
第３節　計画的な復興 246
第４節　資金計画 249
第５節　被災者等の生活再建等の支援 250
第６節　被災中小企業等の復興 257
第７節　被災した観光地の復興 258

平成２６年２月一部修正
平成２７年３月一部修正
平成２８年３月一部修正
平成２９年３月一部修正
平成３０年２月一部修正
平成３１年３月一部修正
令和　２年３月一部修正
令和　３年３月一部修正
令和　４年３月一部修正
令和　５年３月一部修正
令和　６年３月一部修正
令和　７年３月一部改正

第１章　総　則

第１節　計画作成の趣旨

１　計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成 22 年夏季の豪雨災害、令和元年東日本台風災害をはじめとした過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び市民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条及び上田市防災会議条例に基づき、上田市防災会議が作成する「上田市地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な風水害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

３　計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

第２節　防災の基本方針

１　防災対策を行うにあたっては、次の事項を基本とし、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関及び市民がそれぞれの役割を認識しつつ、一体となって最善の対策をとるものとする。

特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化する、いわゆる「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、対策の一層の充実を図る。

（１）周到かつ十分な災害予防

ア　最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定し、それに対する可能な限りの備えを行うものとする。また、一つの災害が他の災害を誘発し、それぞれが原因となり、あるいは結果となって全体としての災害を大きくすることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じるものとする。

イ　災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせることが必要である。

ウ　住民に一人一人が防災に対する意識を高め、自らの命と生活を守れるよう、住民の自助能力の向上を後押しする必要がある。また、住民等の協働による組織・団体が積極的に地域を守るような社会の構築を推進する。

エ　企業・組織の事業継続や供給網の管理、保険制度や相互支援の取組等を通じて、災害リスクにしたたかな市場の構築を推進する。

オ　災害予防段階における基本方針は以下のとおりである。

（ア）災害に強い都市づくり、まちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、市土保全事業及び市街地開発事業等による災害に強い市土とまちの形成、並びに住宅、学校や病院等の公共施設等の構造部・施設、ライフライン機能の安全性の確保等

（イ）事故災害を予防するための、安全対策の充実

（ウ）市民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等、及び防災ボランティアの自主性に基づく支援力の向上、県・市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備

（エ）予知・予測研究、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進及び観測の充実・強化並びにこれらの成果の情報提供及び防災施設への活用

（オ）災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備、施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、訓練や研修の実施等

（カ）効果的・効率的な防災対策を行うためのＡＩ・ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、災害対応に必要な情報項目等の標準化やシステムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制の整備

（キ）過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守り、市民一人一人が確実に避難できるようになるための、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練の実施

（２）迅速かつ円滑な災害応急対策

ア　迅速かつ正確な情報収集・伝達・共有を可能とする平時からの備え・訓練を行い、的確に状況を把握・想定し、適時に判断・対応できるようにする。

イ　被災者のニーズの変化や多様性に柔軟かつ機敏に対応する。

ウ　災害時応急段階における基本方針は以下のとおりである。

（ア）災害が発生するおそれがある場合の警報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動

（イ）災害が発生するおそれがある場合の災害の危険性の早期予測、発災直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域応援体制の確立

（ウ）被災者に対する救助・救急活動と負傷者に対する迅速かつ適切な救護・医療活動

（エ）円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、並びに優先度を考慮した緊急輸送

（オ）被災者の安全な避難場所への誘導、指定避難所の運営管理、応急仮設住宅等の提供等避難収容活動、被災者等への的確な情報伝達

（カ）被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給

（キ）指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握、並びに必要に応じた救護所の開設、福祉的な支援、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、並びに迅速な遺体の処理等

（ク）新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進

（ケ）防犯活動等による社会秩序の維持、物価の安定・物資の安定供給のための施策の実施

（コ）災害発生中にその拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動、被災者の生活確保や地域の産業活動の維持に資するライフライン、交通施設等の施設・設備の応急復旧、二次災害の防止

（サ）二次災害の危険性の見極め及び必要に応じ住民の避難、応急対策の実施

（シ）ボランティア、義援物資・義援金の適切な受入れ

（３）適切かつ速やかな災害復旧・復興

ア　被災地域の特性等を踏まえ、よりよい地域社会を目指した復旧・復興対策を推進する。

イ　災害復旧・復興段階における基本方針は以下のとおりである。

（ア）被災地域の復旧・復興の基本方向の早急な決定と事業の計画的推進

（イ）被災施設の迅速な復旧、そのための広域応援
（ウ）再度災害の防止とより快適な都市環境を目指した防災まちづくり
（エ）迅速かつ適切な災害廃棄物処理
（オ）被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援
（カ）被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興の支援

ウ　市、県、防災関係機関は、互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関内、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

２　市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし、必要な措置を講じるものとする。

（１）高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

（２）地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

３　市民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を常日頃から講じるものとする。

４　どこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による「公助」はもとより、個々人の自覚に根ざした「自助」、身近な地域コミュニティ等による「共助」が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開するものとする。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第３節　防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１　実施責任

１　上田市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　上田地域広域連合消防本部

上田地域広域連合消防本部は、自らその権限に属する防災活動を実施するとともに、上田地域広域連合消防計画の定めるところにより必要な防災活動を実施する。

３　長野県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

４　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、上田市域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関等

指定公共機関及び指定地方公共機関等は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、市及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　上田市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
上田市	(1) 防災会議、災害対策本部に関すること (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること (3) 水防その他の応急措置に関すること (4) 市域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (6) 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること (7) その他市の所掌事務についての防災対策に関すること (8) 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関すること

２　上田地域広域連合消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
上田地域広域連合 消防本部	(1) 消防力の整備に関すること (2) 防災のための調査に関すること (3) 防災教育訓練に関すること (4) 災害の予防、警戒及び防ぎょに関すること (5) 災害時の避難、救助、救急に関すること (6) その他災害対策に関すること

３　長野県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	(1) 長野県防災会議に関すること (2) 防災施設の新設、改良及び復旧に関すること (3) 水防その他の応急措置に関すること (4) 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関すること (5) 被災者に対する救助及び救護措置に関すること (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関すること (7) その他県の所掌事務についての防災対策に関すること (8) 市及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関すること (9) 自衛隊の災害派遣要請に関すること

４　指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関すること (2) 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関すること (3) 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関すること (4) 災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関すること
関東財務局 (長野財務事務所)	(1) 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関すること (2) 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関すること
関東信越厚生局	(1) 管内の災害状況の情報収集及び通報に関すること (2) 関係機関との連絡調整に関すること
関東農政局 (長野支局)	(1) 災害予防対策 ア　ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること イ　農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること (2) 応急対策 ア　農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること イ　災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること ウ　災害時における生鮮食料品等の供給に関すること エ　災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること オ　土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関すること (1) 復旧対策 ア　災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること イ　災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関すること

中部森林管理局	(1) 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関すること (2) 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関すること (3) 災害応急対策用材の供給に関すること
関東経済産業局	(1) 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること (2) 被災商工鉱業者の業務の正常な運営の確保に関すること (3) 被災中小企業の振興に関すること
中部経済産業局	電気の供給の確保に必要な指導に関すること
関東東北産業保安監督部	(1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関すること (2) 鉱山における災害防止及び災害時の応急対策に関すること
中部近畿産業保安監督部	電気の保安に関すること
北陸信越運輸局	災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関すること
東京航空局 （東京空港事務所 松本空港出張所）	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関すること (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること
東京管区気象台 （長野地方気象台）	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表及び伝達に関すること (3) 防災知識の普及に関すること (4) 災害防止のための統計調査に関すること
信越総合通信局	(1) 災害時における通信・放送の確保に関すること (2) 非常通信に関すること (3) 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関すること (4) 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送用機器の貸出に関すること
長野労働局	(1) 事業場における産業災害の防止に関すること (2) 事業場における自主的防災体制の確立に関すること
関東地方整備局 北陸地方整備局	(1) 災害予防 ア　応急復旧用資機材の備蓄の推進 イ　機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 ウ　関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 (2) 応急・復旧 ア　応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 イ　防災関係機関との連携による応急対策の実施 ウ　路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 エ　所管施設の緊急点検の実施 オ　緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
中部地方環境事務所	(1) 有害物質の漏洩及び石綿の飛散防止に関すること (2) 災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進に関すること
関東地方測量部	(1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること

５　自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第 13 普通科連隊	(1) 災害時における人命又は財産の保護のための救護活動に関すること (2) 災害時における応急復旧活動に関すること

６　指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本郵便㈱信越支社 （市内郵便局）	(1) 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関すること (2) 災害時における窓口業務の確保に関すること
東日本旅客鉄道㈱ 長野支社（上田駅）	(1) 鉄道施設の地震防災に関すること (2) 地震災害時における避難者の輸送に関すること
日本貨物鉄道㈱ （関東支社長野支店）	地震災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること
電気通信事業者	（東日本電信電話㈱、㈱エヌ･ティ･ティ･ドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱） (1) 公衆電気通信設備の保全に関すること (2) 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること
日本銀行 （松本支店）	(1) 金融機関の支払いに対する現金の準備に関すること (2) 損傷通貨の引換えに関すること
日本赤十字社 （長野県支部）	(1) 医療、助産等救助、救護に関すること (2) 地震災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること (3) 義援金の募集に関すること
国立病院機構 （関東信越ﾌﾞﾛｯｸ）	医療、助産等救助、救護に関すること
日本放送協会 （長野放送局）	災害情報等広報に関すること
日本通運㈱ （長野支店）	地震災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力にすること
中部電力 パワーグリッド㈱	(1) 電力施設の保全、保安に関すること (2) 電力の供給に関すること
東日本高速道路㈱ （佐久管理事務所）	上信越自動車道の防災に関すること

７　指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土地改良区	ア　ため池、ダム及び水こう門の防災に関すること イ　排水機場の改良及び復旧に関すること
ガス会社	（上田ガス㈱、帝石パイプライン㈱、長野都市ガス㈱） (1) ガス施設の保全、保安に関すること (2) ガスの供給に関すること
鉄道会社	（上田電鉄㈱、しなの鉄道㈱） 地震災害時における鉄道車両による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること
路線バス会社	（千曲バス㈱、（公社）長野県バス協会） 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関すること
貨物自動車運送	((公社）長野県トラック協会)

事業者	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力に関すること
放送事業者	（信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱上田ケーブルビジョン） 天気予報及び警報、災害情報等広報に関すること
医師会、歯科医師会	（上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会） 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること
上田薬剤師会	災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に関すること
（一社）長野県ＬＰガス協会	液化石油ガスの安全に関すること
（社福）長野県社会福祉協議会	(1) 災害ボランティアに関すること (2) 災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）に関すること

８　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
信州うえだ農業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 農作物の災害応急対策の指導に関すること (3) 被災農家に対する融資、あっせんに関すること (4) 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせんに関すること (5) 農産物の需給調整に関すること
信州上小森林組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること (3) 木材の供給と物資のあっせんに関すること
上田市防災支援協会	災害等の応急措置に関すること
上小漁業協同組合	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること (3) 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関すること
商工会、商工会議所等商工業関係団体	(1) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること (2) 被災組合員の融資、あっせんの協力に関すること (3) 災害時における物価安定の協力に関すること (4) 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関すること
病院等医療施設の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること (2) 災害時における入院者の保護及び誘導に関すること (3) 災害時における病人等の収容及び保護に関すること (4) 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること
社会福祉施設の管理者	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること (2) 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること
金融機関	被災事業者等に対する資金融資に関すること
学校法人	(1) 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること (2) 災害時における教育対策に関すること (3) 被災施設の災害復旧に関すること
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	(1) 安全管理の徹底に関すること (2) 防護施設の整備に関すること
㈱上田ケーブルビジョン 丸子テレビ放送㈱	災害情報等広報に関すること
青年団、婦人会等	(1) 市が行う災害応急対策の協力に関すること (2) 被災者の救助活動及び義援金品の募集等の協力に関すること

第４節　防災面からみた上田市の概要

第１　自然的条件

１　位　置

上田市は平成 18 年３月６日に上田市、丸子町、真田町、武石村が合併して誕生した。

市域は長野県の東部に位置し、北は長野市、千曲市、須坂市、坂城町、筑北村、西は松本市、青木村、東は嬬恋村（群馬県）、東御市、南は長和町、立科町と接している。

東西約 30.9km、南北約 37.4km、面積は 552.04ｋ㎡、市役所本庁の位置は、東経 138° 14′ 57″、北緯 36° 24′ 7″、海抜 457.0m である。

２　地勢・地質

上田市は、北は上信越高原国立公園の菅平高原、南は八ケ岳中信高原国定公園に指定されている美ケ原高原などの 2,000m 級の山々に囲まれている。

佐久盆地から流れ込む千曲川（新潟県からは「信濃川」）が市の中央部を東西に通過、これに周囲の山々を源流とする依田川、神川、浦野川等が合流し、長野盆地へと流下する。標高 400m から 800m の河川沿いに広がる平坦地や丘陵地帯に市街地及び集落が形成されている。

山岳地の地質は火山岩及び第三紀層からなり、表面は褐色森林土で覆われている。平坦部は３つの段丘面からなり、最上部の第１段丘は厚い礫層の上に２～３ｍのローム層が堆積し、風化して強粘土地帯となり、第２段丘面は広く褐色低地土に覆われ、市街地部はこの段丘面上にある。また最下部は千曲川の氾濫源となっており、土壌は砂質の灰色低地土である。

３　千曲川

上田市の中央を東西に流下する千曲川によって形成された低平地には、市街地が密集している。そのため洪水被害が想定される。上田市ではハザードマップを作成し市民に配布し、注意を呼びかけている。本資料によれば、千曲川の洪水により最大 10ｍ～20ｍ未満の浸水深が予想されている。

４　気　候

上田市の盆地部の年平均気温は、11.7℃、年間の最高気温は 35℃前後、最低気温は－10℃前後であり、昼夜、冬夏の寒暑の差が大きい典型的な内陸性の気候である。晴天率が高く、年間の平均降水量が約 900mm と全国でも有数の少雨乾燥地帯である。また、山間地以外の地域では、積雪が 10cm を超えることは稀である。一方、市域の北東部菅平地域では年間の平均積算積雪深が 410cm に達し、平均年降水量が 1,200mm と盆地部より多い。

第２　社会的条件

１　人　口

国勢調査によると、上田市の人口は平成 12 年までは増加傾向にあったが、平成 17 年には減少に転じ、令和 2 年では 154,055 人となっている。また、世帯数は増加傾向となり、令和 2 年では、平成 7 年から約 6.5 千世帯増加し、62,296 世帯となっている。本市においても全国的な傾向と同様に人口が減少し、世帯数が増加するという核家族化が顕著である。また、平均寿命の伸長と出生率の低下に伴い、人口構造の高齢化が進行しており、老齢人口の占める割合が高くなっている。

人口及び世帯数の推移（資料：国勢調査）

	地域名	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
人　口	上田市	164,207	166,568	163,645	159,597	156,827	154,055
	上田地域	123,284	125,368	123,678	121,642	121,192	120,466
	丸子地域	25,350	25,553	24,538	23,554	22,244	21,091
	真田地域	11,339	11,453	11,310	10,615	9,918	9,339
	武石地域	4,234	4,194	4,119	3,786	3,473	3,159
世帯数	上田市	55,706	59,519	59,875	60,660	62,696	62,296
	上田地域	43,421	46,612	46,809	47,628	49,637	51,428
	丸子地域	7,917	8,240	8,209	8,204	8,261	8,172
	真田地域	3,146	3,378	3,532	3,544	3,529	3,469
	武石地域	1,222	1,289	1,325	1,284	1,269	1,277

２　産　業

平成 7 年から令和 2 年の国勢調査によると、産業別の就業者数割合は、第一次産業が 9.1%（平成 7 年）から 4.6%（令和 2 年)、第二次産業が同じく 40.4%から 33.4%、第三次産業が同じく 50.4%から 62.1%へと増減を見せている。

上田市の第一次産業は、少雨多照な気象条件を活かし、比較的標高の低い平坦地では、水稲、果樹、花きなどが、準高冷地では野菜や花き、高冷地では野菜を主力とした生産が行われている。

第二次産業は、蚕糸業で培われた技術的基盤が機械金属工業に受け継がれ、現在では輸送関連機器や精密電気機器などを中心とする製造業が地域経済の中心となっている。上田地域、丸子地域には高度な技術を有する企業の集積が見られる。製造品出荷額は、5,254 億円（令和元年）と長野県全体の 8.5%を占めており、県内屈指の工業地域となっている。

産業大分類別 15 歳以上就業者数の推移

各年 10 月 1 日現在

地　域	区　分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年		令和 2 年	
		実数（人）	割合（%）	実数（人）	割合（%）	実数（人）	割合（%）	実数（人）	割合（%）	実数（人）	割合（%）
上田地域	総　　数	65,166	100.0	61,741	100.0	65,645	100.0	57,737	100.0	59,763	100.0
	第１次産業	4,091	6.3	4,004	6.5	4,950	7.5	2,889	5.0	2,469	4.1
	第２次産業	25,840	39.7	22,655	36.7	26,287	40.0	19,254	33.3	19,572	32.7
	第３次産業	35,002	53.7	34,879	56.5	34,323	52.3	34,705	60.1	35,523	59.4
	分類不能	233	0.4	203	0.3	85	0.1	889	1.5	2,199	3.7
丸子地域	総　　数	13,102	100.0	12,348	100.0	13,684	100.0	11,098	100.0	10,902	100.0
	第１次産業	1,008	7.7	1,127	9.1	1,275	9.3	713	6.4	617	5.7
	第２次産業	5,800	44.3	4,637	37.6	6,068	44.3	3,975	35.8	3,787	34.7
	第３次産業	6,294	48.0	6,448	52.2	6,337	46.3	6,308	56.8	6,122	56.2
	分類不能	7	0.1	136	1.1	4	0.0	102	0.9	376	3.4
真田地域	総　　数	5,973	100.0	5,952	100.0	6,112	100.0	5,336	100.0	5,221	100.0
	第１次産業	1,022	17.1	1,057	17.8	1,326	21.7	832	15.6	658	12.6
	第２次産業	2,018	33.8	1,789	30.1	2,072	33.9	1,545	29.0	1,485	28.4
	第３次産業	2,933	49.1	3,085	51.8	2,711	44.4	2,922	54.8	2,817	54.0
	分類不能	5	0.1	21	0.4	3	0.0	37	0.7	261	5.0
武石地域	総　　数	2,225	100.0	2,258	100.0	2,399	100.0	1,855	100.0	1,843	100.0
	第１次産業	349	15.7	391	17.3	461	19.2	243	13.1	220	11.9
	第２次産業	953	42.8	797	35.3	1,048	43.7	647	34.9	599	32.5
	第３次産業	923	41.5	1,048	46.4	889	37.1	958	51.6	917	49.8
	分類不能	0	0.0	22	1.0	1	0.0	7	0.4	107	5.8
合　　計	総　　数	86,466	100.0	82,299	100.0	87,840	100.0	76,026	100.0	77,729	100.0
	第１次産業	6,470	7.5	6,579	8.0	8,012	9.1	4,677	6.2	3,964	5.1
	第２次産業	34,611	40.0	29,878	36.3	35,475	40.4	25,421	33.4	25,443	32.7
	第３次産業	45,152	52.2	45,460	55.2	44,260	50.4	44,893	59.0	45,379	58.4
	分類不能	245	0.3	382	0.5	93	0.1	1,035	1.4	2,943	3.8

資料：国勢調査

第三次産業は、東信地域の中核的な商都を形成しており、年間商品販売額は 4,585 億円（平成 28 年）となっている。

観光地としては、真田地域では、菅平高原や角間温泉、真田氏ゆかりの地に年間約 108 万人が、上田地域では、信濃国分寺、塩田平、別所温泉、上田城等に年間約 215 万人が訪れている。また、丸子地域では、丸子温泉や信州国際音楽村等に年間約 34.6 万人、武石地域では、美ケ原高原等に年間約 47.3 万人が訪れている。（令和 5 年 長野県観光地利用者統計）

３　地域の特性

（１）上田地域

真田氏による城下町の形成により上田地域は政治・文化の中心、物資の集散地として栄えた。とくに養蚕業の発達とともに上田紬は日本の三大紬とうたわれるほどの発展をみせ、さらに明治から大正時代にかけては全国有数の蚕種の生産地となり、全国の蚕糸業を支える「蚕都」として隆盛を極めた。

その後、当地域は、長野県東部の中核都市として着実な発展を遂げ、現在は、総合的な都市機能を高め、活力あふれる賑わいと交流の拠点づくりを進めるため、上田駅周辺の再開発を行い、市街地の活性化と商業の振興を一体的に推進している。さらに、産学官連携支援施設などの特色ある資源を活用し、専門的な分野に対応できる人材の育成や共同研究、受委託研究等の取り組み

が盛んである。

（２）丸子地域

丸子地域は、明治中期から大正期にかけて製糸業が盛んで、岡谷地域に次いで日本第 2 位の出荷額を誇ったが、第二次世界大戦後は、主として精密機械、紡績、食品などの近代産業に転換した。

当地域は昔から上田地方と諏訪・松本地方を結ぶ交通の要衝であったが、昭和 51 年、三才山（みさやま）トンネルの開通により松本平との時間的距離は飛躍的に短縮された。長野県の東西を結ぶ大動脈の開通は、丸子地域における産業集積にも大きく寄与し、工業集積地として、上田市の製造業を支える地域となっている。

（３）真田地域

真田地域は、上田市の北東部に位置し、とりわけ標高 1,200 m から 1,600 m に広がる菅平高原は、近年では陸上の高地トレーニングの合宿地としても知られ、冬季には全国有数のスキー場として現在に至っている。また、真田氏の発祥の地としても知られており、関連する文化財等が観光資源となっている。

（４）武石地域

武石地域は、上田市の南部の山間地域である。地域の南側に広がる標高 2,034 m の国定公園美ケ原高原は、山岳縦貫道路ビーナスラインや美ケ原高原美術館で全国的に知られている。旧武石村の総面積 87.67ｋ㎡のうち約９割が山林で占められている。

第５節　被害想定

第１　基本方針

洪水に関しては、上田市災害ハザードマップ及び上田市千曲川洪水ハザードマップが作成され公表された。

上田市における被害想定は、これらの資料をもとに必要な情報を抽出・整理して示した。

第２　洪水

上田市の中央を東西に流下する千曲川によって形成された低平地には、市街地が密集している。そのため豪雨時には洪水被害が想定される。上田市では災害ハザードマップ等を作成、市民に配布し、注意を呼びかけている。上田市災害ハザードマップ等は、千曲川・神川・依田川・浦野川などが大雨により増水し、河川が氾濫した場合の浸水予報に基づいて、浸水が及ぶ範囲を示した地図である。洪水の規模は、千曲川は、想定し得る最大規模（千曲川流域の 2 日間の総雨量 396㎜）の降雨と 1000 年に 1 回降ると予想される降雨を対象とし、その他の河川は 1000 年に 1 回降ると予想される降雨を対象としている。主要河川である千曲川の洪水により最大 10m～20m未満の浸水深が予想されている。

千曲川の洪水氾濫の可能性が考えられる危険地域は、千曲川流域でも標高の低い千曲川の谷底平野に分類される地域で、　踏入、泉町、上常田、中常田、南天神町、泉平、天神の杜、北天神町、松尾町、末広町、西脇、新町、諏訪部、小牧、諏訪形、中村、三好町、御所、中之条、千曲町、秋和、上塩尻、下塩尻、上田原、川辺町、下之条、築地、半過、大屋、岩下、下青木、久保林、上沢、国分、下掘、上堀、茂沢、下長瀬、石井、狐塚、郷仕川原の各自治会の一部である。

第２章　災害予防計画

第１節　風水害に強いまちづくり

（都市建設部、産業振興部、消防本部、上下水道局）

第１　基本方針

市は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強いまちづくりを行うものとする。

また、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

第２　主な取組み

１　交通・通信施設の風水害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的な推進等風水害に強い上田市を形成する。

２　総合的風水害対策の推進等による風水害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等風水害に強いまちづくりを推進する。

３　気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努めるものとする。

第３　計画の内容

１　風水害に強い市土づくり

（１）総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害から市土及び住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮するものとする。

（２）基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努めるものとする。

（３）住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努めるものとする。

（４）風水害に強い市土の形成を図るため、県が実施する事業に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業を総合的、計画的に推進するものとする。

（５）老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

（６）大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

２　風水害に強いまちづくり

（１）風水害に強いまちの形成

ア　治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、

洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際いては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。

イ　土砂災害のおそれがある土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、市地域防災計画において利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、市域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定めるものとする。

ウ　土砂災害警戒区域の指定があったときは、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、避難に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努めるものとする。

エ　洪水、がけ崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定について、検討を行い、必要な措置を講じるものとする。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市町村が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討するものとする。

オ　立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

カ　特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域に係る市町村及び特定都市下水道の下水道管理者は、特定都市河川流域における浸水被害の防止を図るため、共同して、流域水害対策計画を策定するものとする。その際、「流域水害対策協議会」等を組織し、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うものとする。

キ　防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努めるものとする。

ク　宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。

ケ　道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

コ　所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づ

く措置を活用した防災対策を推進するものとする。

サ　アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

シ　以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。

（ア）溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進

（イ）住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの開示

（ウ）河川、下水道について築堤、河床掘削、遊水池、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進

（エ）防災調節（整）池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ必要に応じて、実施することによる流域の保水・遊水機能の確保

（オ）浸水想定区域の指定のあったときは、市町村地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

（カ）浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市町村が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市町村地域防災計画に定める。

（キ）名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（ク）浸水想定区域をその区域に含む市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

（ケ）洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害危険箇所等を公表し、安全な市土地利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進

（コ）洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。

（サ）土石災害のおそれのある箇所等における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進

特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を推進

（シ）高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、避難地、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進

（ス）土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備の推進

（セ）山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進

特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、必要により山地災害危険地区等の定期点検を実施

（ソ）農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進

（タ）災害時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進

（２）風水害に対する建築物等の安全性

ア　不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮するものとする。

イ　住宅をはじめとする建築物の風水害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努めるものとする。

ウ　強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

エ　建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努めるものとする。

（３）ライフライン施設の機能の確保

ア　ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

イ　ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるも

のとする。

ウ　コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるものとする。

（４）災害応急対策等への備え

ア　次章以降に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図るものとする。

イ　特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

ウ　避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図るものとする。

エ　防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。(別記参照)

オ　民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努めるものとする。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

カ　民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努めるものとする。

キ　他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

ク　随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

ケ　災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。

コ　平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(別記) 防災機能を有する道の駅一覧

No	所在地	道の駅名称	路線名	整備手法	施設管理者又は占有者	防災機能		駐車場面積(㎡)
						活動拠点※	ヘリポート	
1	上田市小泉字塩田川原2575番地2	上田 道と川の駅	(国)18号	一体型(国)	国土交通省	○	○	7,600㎡

※　活動拠点の役割　・緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の活動拠点
・緊急交通確保のための応急復旧活動拠点・放置車両等の移動先等

第２節　災害発生直前対策

（全部局、総務部）

第１　基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報・注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第２　主な取組み

１　気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。

２　住民の避難誘導体制を整備する。

３　災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第３　計画の内容

１　住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報・注意報等の伝達は、第３章第１節「災害直前活動」の「警報等伝達系統図」のとおりであるが、防災関係機関は、円滑で速やかな、情報の伝達ができるように、体制の整備を図るものとする。

２　避難誘導体制の整備

（１）風水害により、住民の生命、身体等に、危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

（２）市は、避難路、避難場所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（３）市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

（４）市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

（５）土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。第 11 節「避難収容活動計画」参照。

（６）市は、避難指示等の発令区域・タイミング、避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

（７）市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、避難場所を近隣市町村に設けるものとする。

（８）市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

（９）市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知するものとする。

３　災害未然防止活動

（１）県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

（２）河川管理者、農業用用排水施設管理者、下水道管理者等は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行うものとする。

ア　所管施設の緊急点検体制の整備

イ　応急復旧のための体制の整備

ウ　防災用資機材の備蓄

エ　水防活動体制の整備（水防管理者）

オ　ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用用排水施設管理者）

カ　災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

（３）水防管理者は、委託を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第３節　情報の収集・連絡体制計画

（総務部、消防本部）

第１　基本方針

災害時には各機関が出来る限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

第２　主な取組み

１　防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。

２　市は、防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。

３　情報伝達手段の多ルート化等を推進する。

第３　計画の内容

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておくものとする。

（２）円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。

（３）公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。

（４）総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。

（５）情報収集手段としてパソコンネットワーク等の活用を推進する。

（６）「長野県防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努めるものとする。

（７）国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用するものとする。

（８）雨量情報、土砂災害警戒情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

（９）災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

２　情報の分析整理

市は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集蓄積、情報形式の標準化に努めるとともに、パソコンネットワーク等の活用により災害情報等共有化、住民への周知を図る。

また、これらの蓄積された情報をベースに情報分析要員等の育成・活用等を図り、被害予測や的確な初動体制の確立等の災害対策に資するほか、総合的な防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努めるものとする。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

３　通信手段の確保

（１）非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置するよう努める。

（２）災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られるシステムを構築するよう努める。

（３）通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。

（４）衛星携帯電話、防災行政無線（移動無線)、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。

（５）指定避難所となる学校施設等における通信手段としてＷｉ－Ｆｉの整備を図るものとする。

第４節　活動体制計画

（全部局、総務部）

第１　基本方針

風水害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制の整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害時における活動体制の整備を図るものとする。

第２　主な取組み

１　職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。

２　防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。

３　防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。

４　複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。

５　業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第３　計画の内容

１　職員の参集・活動体制

（１）災害時、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。

（２）職員の安全の確保に十分に配慮した職員による非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じ見直しを行うものとする。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討するものとする。

　また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とするものとする。

（３）災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練の実施を図るものとする。

（４）応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの構築を平常時から構築することに努めるものとする。

（５）発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。

２　組織の整備

災害対策基本法第 16 条に基づき、上田市防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性に対応した上田市地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進するものとする。

３　防災中枢機能等の確保

（１）地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき防災中枢機能を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保等に努めるものとする。

　また、上記施設が機能不全となった場合の防災中枢機能確保体制の構築について検討を行うものとする。

（２）長期間の停電時や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討するものとする。

（３）市は災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

４　複合災害への備え

　災害対策にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要因・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めるものとする。

５　業務継続性の確保

　災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る。

（１）災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

（２）実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

（３）災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

第５節　広域相互応援計画

（総務部、消防本部）

第１　基本方針

災害時において、その規模及び被害の状況から、被災地方公共団体及び被災公共機関等単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関相互等において、応援協定を締結し、平常時から連携の強化を図るとともに、災害時は、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

第２　主な取組み

１　防災関係機関相互の連絡体制の整備を図る。

２　県内全市町村による、相互応援体制の確立を図る。

３　県内外消防本部による、消防相互応援体制の確立を図る。

４　県において、他の都道府県等との相互応援体制の確立を図る。

５　公共機関及びその他事業者等による、相互応援協定の締結を促進する。

６　市と県が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。

７　防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、活動拠点の確保を図る。

第３　計画の内容

１　防災関係機関相互の連携体制整備

（１）応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。

（２）災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に応援を受けることができるような体制等の構築について検討する。

（３）国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

（４）応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

（５）市は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

（６）訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、災害時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

２　県内全市町村間の相互応援協定

（１）県市長会及び県町村会等と連携し、相互応援体制の確立を図るものとする。

（２）相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

（３）備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平常時から連携強化に努める。

（４）「長野県市町村災害時相互応援協定」における代表市町村は、災害が発生した場合の先遣隊の派遣、ブロック内の支援・受援体制等について、代表市町村会議、ブロック内における連絡会議等を開催し、相互応援体制の確立を図るものとする。

３　県内外消防本部間の消防相互応援体制

（１）上田地域広域連合消防本部においては、協定及び要綱に基づく応援等が迅速かつ的確に実施できる体制を整備するものとする。

（２）上田地域広域連合消防本部における消防力の把握及び実践的な合同訓練等を定期的に実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平常時から連携強化を図るものとする。

（３）県と連携し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

４　公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

同種の事業者間等において相互応援協定を締結するとともに、相互応援協定等により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資等の確保並びに活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するものとする。

５　市と県が一体となった他都道府県被災地への応援体制整備

協定により実施する応援の内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

また、共同で訓練等を行うなど、平常時より連携を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備するものとする。

６　広域活動拠点の確保

（１）市は、県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮し拠点を選定する。

（２）選定された拠点ごとに、市、県及び関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形、地面の状態、

設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

（３）関係機関は、選定された拠点や周囲のアクセス道路等についてリストをもとに、あらかじめ状況を把握する。

（４）市町村は大規模災害発生時の全国的な応援を円滑に受け入れることができるよう、受援計画を策定する。

（５）機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

第６節　救助・救急・医療計画

（福祉部、健康こども未来部、消防本部）

第１　基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県１か所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に１か所以上の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。

このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第２　主な取組み

１　救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。

２　医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。

３　災害拠点病院を中心とした災害医療体制の整備を図る。

４　災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制等、消防機関・医療機関の情報交換が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第３　計画の内容

１　救助・救急用資機材の整備

（１）救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行うものとする。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進するものとする。

その際、救急救命士の計画的配置にも努めるものとする。

（２）大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。

（３）消防団詰所、公民館、コミュニティー防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図るものとする。

また、平常時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施するものとする。

２　医療用資機材等の備蓄

（１）医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達について、あらかじめ計画を策定するものとする。

また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図るものとする。

（２）市立病院、診療所等における医薬品等の備蓄等を図るものとする。

３　災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備

災害拠点病院を中心に、市の枠を越えた各地域単位の後方医療体制について、あらかじめ近隣市町村と調整を行うものとする。

４　消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

（１）風水害等集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成するものとする。

ア　出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
イ　最先到着隊による措置
ウ　現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
エ　応急救護所の設置基準、編成、任務等
オ　各活動隊の編成と任務
カ　消防団の活動要領
キ　通信体制
ク　関係機関との連絡
ケ　報告及び広報
コ　訓練計画
サ　その他必要と認められる事項

（２）消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行うものとする。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておくものとする。

（３）災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

（４）関係機関の協力を得て、消防における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年１回以上実施するものとする。

第７節　消防・水防活動計画

（総務部、都市建設部、消防本部）

第１　基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第２　主な取組み

１　消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について、あらかじめ計画を定める。

２　資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について、あらかじめ計画を定める。

第３　計画の内容

１　消防計画

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、風水害等大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期するものとする。

その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組むものとする。

（１）消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともにその近代化を促進するものとする。

特に、発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層の加入促進を図るものとする。また、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。さらに、消防団活性化の推進を図るとともに、ＮＰＯ、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図るものとする。

また、消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図るものとする。

（２）消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るものとする。

（３）被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行うものとする。

（４）消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、風水害等大規模災害発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。

（５）火災予防

ア　防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法等、防火思想、知識の普及啓発を図るものとする。

イ　防火管理者制度の効果的な運用

消防法第８条に規定する、学校、病院、工場等の防火対象物の設置者等に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導するものとする。

また、消防法第４条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じて計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図るものとする。

ウ　危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないよう、管理の徹底に努めるよう指導する。

（ア）可燃物と酸化剤の混合による発火

（イ）黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火

（ウ）金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火

（６）活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定めるものとする。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図るものとする。また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定めるものとする。

（７）応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが

予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立するものとする。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立するものとする。

２　水防計画

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

（１）水防組織、水防団、消防団の確立・整備

（２）水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄のほか次に掲げる事項

ア　重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認

イ　緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備

（３）通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備

（４）平常時における河川、遊水池等の水防対象箇所の巡視

（５）河川ごとの水防工法の検討

（６）居住者への立退の指示体制の整備

（７）洪水時等における水防活動体制の整備

（８）他の水防管理団体との相互応援協定の締結

（９）浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成

(10) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある地下街等の施設の名称及び所在地を定める。

(11) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

(12) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。

(13) (10) ～ (12) に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備

(14) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施する。

(15) 水防機関の整備

(16) 水防計画の策定

(17) 水防協議会の設置

(18) 水防訓練の実施（年１回以上）

ア　水防技能の習熟

イ　水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発

ウ　災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練

(19) 河川管理者の協力が必要な事項

河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

ア　河川に関する情報の提供

イ　重要水防箇所の合同点検の実施

ウ　水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

エ　水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与

オ　水防活動の記録及び広報

(20) 河川に関する情報の提供

(18) アに関し、河川管理者は、水防管理団体への河川に関する情報の伝達方法を定めるものとする。

(21) 水防計画の策定にあたっては、洪水・雨水出水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

３　防災上重要な施設の管理者等が実施する計画

（１）地下街等の所有者又は管理者が実施する計画

ア　浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

イ　浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛消防組織を設置するものとする。また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

（２）要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画

ア　浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

イ　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

（３）大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

ア　浸水想定区域内に位置し、地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

イ　地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛消防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

第８節　要配慮者支援計画

（総務部、環境部、福祉部、健康こども未来部、文化スポーツ観光部）

第１　基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。このため、市、県、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら災害から要配慮者（とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

第２　主な取組み

１　要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。

２　在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。

３　要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。

４　外国籍市民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡明化、多言語化などの防災環境づくりに努める。

５　土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第３　計画の内容

１　要配慮者支援計画の作成

（１）避難行動要支援者に関する計画の作成

市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努めるものとする。また、地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとする。

（２）避難行動要支援者の把握と名簿の作成

ア　市は、地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（概ね４時間以上）の停電が生命

維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努めるものとする。

なお、従前から整備してきた災害時要援護者台帳については、避難行動要支援者名簿とみなすものとする。

イ　避難行動要支援者名簿にかかる以下の事項については、「上田市要配慮者支援マニュアル」に定めるものとする。

（ア）避難支援者等関係者となる者

（イ）避難行動要支援者の範囲

（ウ）名簿の記載事項

（エ）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

（オ）名簿の更新に関する事項

（カ）名簿情報の提供及び漏えい防止にかかる措置

（３）個別避難計画作成の努力義務

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、ＮＰＯ等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

（４）避難行動要支援者名簿の提供

市は、地域防災計画に定めるところにより、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、条例の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者の円滑な避難に配慮した情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置をとるものとする。

（５）避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者等が避難行動要支援者の避難支援等を行うにあたり、地域の実情や災害の状況に応じて可能な範囲で行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮する。

（６）要配慮者支援計画の作成

市は、地域における災害特性を踏まえつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努めるものとする。

（７）避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

（８）個別避難計画の事前提供

市は、市地域防災計画に定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当市の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

（９）避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(10) 地区防災計画との調整

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

２　在宅者対策

（１）指定避難所の整備

市及び県は、災害時において避難場所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや身体障がい者用トイレの設置、避難経路標識等の簡明化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

（２）防災教育・防災訓練の実施

市及び県は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

（３）応援体制及び受援体制の整備

市及び県は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（社会福祉主事、保健師、看護師、介護職員、通訳者、手話通訳者等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

（４）避難所における要配慮者支援体制の整備

県及び市町村は、災害時において高齢者、障がい者等の要配慮者を支援するため、避難所において、福祉的支援を行う災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の派遣に備え、保健医療関係者との連

携、活動内容についての周知、チーム員の研修を実施するなど体制を整備するものとする。

（５）緊急通報装置等の整備

市は、要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

（６）避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

市は、民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努めるものとする。なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の告白を強制しないよう十分注意するものとする。

（７）避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努めるものとする。なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意するものとする。

（８）支援協力体制の整備

市は、保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、民生・児童委員、地域住民、ＮＰＯ・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努めるものとする。

３　要配慮者利用施設対策

（１）防災設備等の整備

市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導する。

（２）組織体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

（３）防災教育・防災訓練の実施

市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

（４）応援体制及び受援体制の整備

市及び県は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発

生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

（５）市及び県は、医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じ防災マニュアルを作成、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

（６）市及び県は、医療機関の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

（７）要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について定期的に確認するよう努めるものとする。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

（８）要配慮者利用施設が実施する対策

ア　防災設備等の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備えて、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄（概ね３日間分）を行うものとする。

イ　組織体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるものとする。

ウ　防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

エ　応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、他の要配慮者利用施設において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治会等の自治組織との間で避難支援計画等に関する協定を及び県内や隣県における同種の施設若しくはホテル等の民間施設等と施

設利用者の受入に関する協定を締結するよう努める。

また、一般の指定避難所では生活が困難な障がい者や高齢者等が避難する福祉避難所の設置・運営について、市から要請があった場合、積極的に協力する。

オ　ホテル・旅館等の確保

市は、要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努めるものとする。県は災害救助法の制度周知等必要な支援に勤めるものとする。

カ　日本赤十字社長野県支部、県医師会、郡市医師会等は、県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の入院患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導するものとする。

また、医療施設の損壊等により、入院患者の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資器材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめそれぞれ関係機関等と調整するものとする。

キ　医療機関においては、災害時の入院患者等の安全の確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じ防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成等緊急時の連絡体制や避難誘導体制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資器材等の備蓄など防災体制の強化を図るものとする。

ク　医療機関においては、市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資器材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資器材等の確保に努めるものとする。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるものとする。

４　外国籍市民、外国人旅行者等、観光客対策

（１）外国籍市民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備

市は、関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍市民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。

（２）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知

市は、外国籍市民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

（３）防災教育・防災訓練の実施

市は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍市民等の参加推進などを通じて、外国籍市民等に対する防災知識の普及を図る。

（４）応援体制及び受援体制の整備

市は、他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。

また、災害時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

（５）観光客の安全対策の推進

関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。

（６）外国籍市民等の状況把握及び支援体制の整備

当該区域内における外国籍市民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国籍市民等に対する支援体制の整備を図るものとする。

（７）観光客の安全対策の推進

観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得)」を作成するよう努めるものとする。

５　土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

（１）市は、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について連携して支援するものとする。

（２）市は、地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

（３）市は、浸水想定区域の指定があったときは、地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定めるものとする。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行うものとする。

第９節　緊急輸送計画

（総務部、都市建設部）

第１　基本方針

大規模災害が発生したときは、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立するものとする。

第２　主な取組み

１　緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
２　ヘリポート、輸送拠点等を事前に選定する。
３　各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
４　緊急通行車両の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第３　計画の内容

１　緊急交通路確保計画

市は、警察署と協議のうえ、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定するものとする。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、後述する「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮するものとする。

２　緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

（１）市は、災害対策用ヘリポートを最低１か所以上指定する。このヘリポートは、指定避難所と競合しない場所を指定するとともに、支援物資を集積・分類して各避難場所等に輸送できるような施設や、支援部隊の活動拠点となりうるスペースが隣接又は、近距離にある場所とし、総合的な支援拠点となりうる場所を選定するものとする。

（２）地域内物資輸送拠点を最低１か所以上指定し、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

（３）自らが被災した場合は勿論、隣接市町村が被災した場合の輸送拠点ともなりうる「物資輸送拠点」を指定するものとする。選定に際しては、ヘリコプターによる空輸と陸上輸送の両面の利便を考慮するものとする。

（４）拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知するものとする。

３　輸送体制の整備計画

（１）管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保しておくものとする。

（２）必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておく

よう努めるものとする。

（３）物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図るものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

（４）輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

第１０節　障害物の処理計画

（都市建設部、関係機関）

第１　基本方針

河川の決壊、建築物の崩壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木などにより、道路は、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第２　主な取組み

１　応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。

２　障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第３　計画の内容

関係団体と障害物の除去等について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。

第１１節　避難の受入活動計画

（総務部、市民まちづくり推進部、健康こども未来部、都市建設部、教育委員会）

第１　基本方針

風水害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、がけ崩れや火災の延焼などにより、大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図るものとする。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（Ｔ：トイレ（衛生）、Ｋ：キッチン（食事）、Ｂ：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備えるものとする。

第２　主な取組み

１　避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。

２　自主防災組織からなる避難所運営委員会の結成を進め、避難所の円滑な運営体制の整備を図る。

３　指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに避難時のための環境整備を図る。

４　市は住宅の確保等を迅速に行うため体制の整備を図る。

５　学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第３　計画の内容

１　避難計画の策定等

（１）避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

（２）市は、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努めるものとする。

（３）県及び市は、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路などの避難計画を策定する場合は協力して行うものとする。

（４）浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域内の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとする。

（５）県及び市は、地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。

また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。

（６）県及び市は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。

（７）自宅療養者等の避難の確保を図るため、市は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。

（８）避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

ア　市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

イ　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

（９）避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努めるものとする。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先する業務を絞り込むとともに、当該が要務を遂行するための役割を分担するなど全庁を挙げた体制の構築に努めるものとする。

ア　避難指示の具体的な基準及び伝達方法

イ　高齢者等避難を伝達する判断基準及び伝達方法

（避難指示、高齢者等避難については第３章第 12 節を参照）

ウ　指定緊急避難場所の対象となる異常気象の種類

エ　指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

オ　指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法

カ　指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

（ア）給食措置

（イ）給水措置

（ウ）毛布、寝具等の支給

（エ）衣料、日用品の支給

（オ）負傷者に対する救急救護

キ　指定避難所の管理に関する事項

（ア）避難受入れ中の秩序保持

（イ）避難住民に対する災害情報の伝達

（ウ）避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底

（エ）避難住民に対する各種相談業務

ク　避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

（ア）平常時における広報

ａ　広報紙、掲示板、パンフレット等の発行

b　住民に対する巡回指導

c　防災訓練等

（イ）災害時における広報

a　広報車による周知

b　避難誘導員による現地広報

c　住民組織を通じた広報

なお、市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場所等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意するものとする。

(10) 避難行動要支援者対策

市は、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等に携わる関係者として市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、避難行動要支援者の円滑な避難に配慮した情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

(11) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

また、帰宅困難者の発生を抑制するために、事業所等に対して、備蓄や災害対応マニュアルの作成を促すなど普及啓発を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(12) 住民が実施する計画

ア　家族が慌てず行動できるよう次のことを話し合い家族内の役割分担を決めておくものとする。

（ア）家の中のどこが安全か

（イ）救急医薬品や火気などの点検

（ウ）幼児や高齢者の避難の確認

（エ）指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の確認

（オ）避難するとき誰が何を持ち出すか、非常持ち出し袋はどこに置くか

（カ）家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所の確認

（キ）昼と夜の場合の家族の分担

イ　防災訓練に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

ウ　指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出すことができるように備えておく。

(13) 県及び市町村は地域住民の声掛けにより、避難情報が共有され、避難行動が促されるよう「率先安全避難者」制度の運用を検討する。また、河川の水位・監視カメラ映像のリアルタイム配信など、身近に迫る危険な情報を多様な伝達手段を用いて住民に伝達するよう努めるものとする。

２ 避難場所等の確保

市は、自治会内に留まる程度の小規模な災害の場合には、第一次避難場所の開設を自治会に要請し、被害の拡大が予想される場合は、指定緊急避難場所及び指定避難所（第二次避難場所）を市が開設するものとする。

（１）第一次避難場所

自治会は、住民が避難する場所を予め定めておくものとし、避難場所の開設と管理を行う。

自治会館の建物（避難施設）と駐車場や広場（避難地）とに役割を分け、災害時は広場などで一時避難し、施設の安全が確保されるまで原則として避難受入れを行わないものとする。

初期避難場所	隣組程度が避難できる規模の空き地等。
第一次避難場所	自治会単位で避難できる場所。 災害時に市からの要請又は地域の自主判断によって開設管理し、一時的に集合・避難する場所。また、自治会内の安否確認を行う場所でもある。

（２）指定緊急避難場所及び指定避難所（第二次避難場所）

市は、住民が避難する場所を指定緊急避難場所及び指定避難所として予め指定し、指定緊急避難場所及び指定避難所の開設と管理を行う。

ア　指定緊急避難場所は、校庭や広場など災害時に一時的に身の安全を確保する場所である。
車中泊やテントでの短中期の避難も想定される。

イ　指定避難所は、体育館や校舎などの建物であり、自宅等での生活が確保されるまで、一時的に受入れする施設である。災害時は、施設の安全が確保されるまで原則として、避難受入れを行なわないものとする。

（３）特別避難場所（上田城跡公園）

特別避難場所とは、自然災害、都市災害が発生した際、地域防災拠点（小・中学校）での避難生活が困難な在宅要配慮者（認知症や寝たきり状態にある高齢者や障がいを持つ人、保護者のいない乳幼児や小学校低学年の児童または傷病者など）に対してケアができる場所として指定された二次的な避難場所である。

（４）市は、都市公園、公民館、学校等の公共施設を対象に、地域的な特性や過去の訓練、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、平常時から住民への周知徹底を図るものとする。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、地域防災計画に掲載するものとする。

（５）指定避難所の円滑な運営のため、地域住民や自主防災組織からなる避難所運営委員会の協力のもと、市及び施設管理者による「指定避難所運営マニュアル」の整備を図る。なお、本マニュアルの作成にあたっては、障がい者、男女の視点など多様な意見を反映し、どこの指定避難所でもストレスの少ない避難生活が送れるように努めるものとする。

（６）指定緊急避難場所については、洪水、がけ崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水)、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間であることに努めるものとする。

（７）市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。

（８）指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。

（９）市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

(10) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

(11) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

３　避難所の確保

（１）指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

（２）指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

（３）福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

（４）指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

（５）市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定し

て公示するものとする。

（６）市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

（７）市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

（８）市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておくものとする。

（９）指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努めるものとする。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努めるものとする。

(10) 避難所の感染症対策については、第３章第１７節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。

(11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(12) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図るものとする。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行うものとする。

(13) 指定された指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、灯油、エルピーガスなどの常設に努めるものとする。なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(14) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害時に指定避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等要配慮者に配慮した施設整備を行うとともに、必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(15) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害時における避難行動要支援者の緊急受け入れ等について、支援協力体制の確立に努めるものとする。
(16) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。
(17)「長野県避難所運営マニュアル策定指針」（令和４年３月改定)、長野県避難所 TKB スタンダード等を参考として、各指定避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。
(18) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。
(19) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。
(20) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。
(21) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。
(22) 市及び指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ、ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

４ 住宅の確保体制の整備

（１）利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備するものとする。
（２）必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
（３）応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。
（４）災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給方法等について、県と相互に連携した体制の整備を図るものとする。
（５）利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備するものとする。
（６）被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備するものとする。

５　学校における避難計画

市立の学校においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件等を考慮し学校の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策をたてておくものとする。

また、私立学校に対し迅速かつ適切な避難行動が図られるよう避難計画の一層の充実を指導する

ものとする。

（１）防災計画（教育委員会）

ア　学校長は、災害が発生した場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておくものとする。なお、この計画作成にあたっては市、警察署、消防署及びその他の関係機関と十分協議するものとする。

イ　学校長は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに、市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ　防災計画には、以下の事項を定めておくものとする。

（ア）災害対策に係る防災組織の編成
（イ）災害に関する情報の収集と学校、教職員及び保護者への伝達の方法
（ウ）市教委、市、警察署、消防署及びその他関係機関への連絡方法
（エ）夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
（オ）児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
（カ）児童生徒等の帰宅と保護の方法
（キ）児童生徒等の保護者への引き渡し方法
（ク）児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
（ケ）児童生徒等の救護方法
（コ）初期消火と重要物品の搬出の方法
（サ）施設・設備の災害予防、危険箇所、危険物（危険動物を含む）の点検方法
（シ）指定避難所の開設への協力（施設・設備の開放等）
（ス）防災訓練の回数、時期、方法
（セ）教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実施
（ソ）災害後における応急教育に関する事項
（タ）その他、学校長が必要とする事項

（２）施設・設備の点検管理（教育委員会）

学校における施設・設備の点検管理は以下の事項に留意し、適切に行う。

ア　日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や遊具等が、災害の発生によりどのような破損につながりやすいかに留意して点検する。

イ　定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当者が点検する。

ウ　設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がされているかについて点検する。

（３）防火管理（教育委員会）

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

ア　日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。

イ　定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。

（４）避難誘導（教育委員会）

ア　避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あらかじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。

イ　防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、以下の事項に留意する。

（ア）児童生徒等の行動基準並びに学校や教師の対処、行動を明確にする

（イ）全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする

（ウ）遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする

（エ）登下校時、在宅時における災害時の場合にも対応できるものとする

（５）私立学校に対する指導

私立学校については、市立学校の対策に準じて整備するよう指導する。

６　避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

（１）現状及び課題

近年の災害における避難生活では、住宅の被害や電気や水道等のインフラの途絶など支障がある中で、避難所に居場所を確保できない、家族や自分の健康状態により自宅から出られない等、様々な事情により、避難所への避難ではなく、在宅や車中泊で避難生活を送る避難者及び被災者が少なからず発生した。

また、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて分散避難の取組が進み、旅館・ホテルの活用や親戚・知人宅への避難といった形態が推奨されるなど、避難者等の避難生活の状況は多様化している。

このような避難生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、避難者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、多様な避難生活の場所を想定して支援を検討する必要がある。

（２）実施計画

ア　保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努めるものとする。

イ　在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

ウ　やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第１２節　男女共同参画の視点による防災対策

（全部局）

第１　基本方針

「地域」(地域コミュニティ)は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要である。地域においては、高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況となっている。こうした中で行政だけでなく、一人ひとりが加わって「新しい公共」を創造し、地域力を高め、持続可能な社会を築くには、地域における男女共同参画が不可欠である。

そのためには、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や特定の性や年齢層で担われている消防団等防災分野への女性の参画により、男女共同参画の視点を反映させることが必要である。

また、指定避難所等の備蓄、運営にあたっても、男女の違いに配慮した備蓄品の選定や男女別の更衣室、授乳場所を優先的に整備するなど、男女共同参画の視点による指定避難所の運営が必要である。

第２　主な取組み

１　防災分野における女性参画を拡大させる。

２　平常時・災害時における対応について、性差を踏まえた備蓄・整備を行う。

３　男女共同参画の視点による災害対応マニュアルを策定する。

第３　計画の内容

１　防災分野における女性参画の拡大

（１）防災分野での固定的な性別役割分担意識を見直すとともに、政策・方針決定過程や被災者支援への女性の参画拡大を図る。

（２）被災時には、増大した家庭的責任が女性に集中することなどの問題が明らかになっており、防災の取り組みを進めるにあたっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある。市は、地域防災計画の策定及び、災害に関する政策・方針を決定する際には、女性を参画させ、女性の視点で計画等を決定するよう努める。

２　性差を踏まえた備蓄の実施、指定避難所の運営

（１）指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとなるよう努めるものとする。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮し、運営を行う。

（２）指定避難所の備蓄・運営に関しては、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

３　男女共同参画の視点による災害対応マニュアルの策定

（１）男女共同参画の視点に立ち、災害時対応マニュアル等の整備を行う。

（２）災害時対応マニュアルなど、各種マニュアルを策定する際には、女性を参画させ、女性の視点に基づき、性差に配慮した各種マニュアルを策定する。

第１３節　孤立防止対策

（総務部、福祉部、健康こども未来部、都市建設部、消防本部）

第１　基本方針

上田地域の市街地には、人口の集中が進む一方、山間地には小集落が点在しており、これを結ぶ道路網は山間を走っている。

こうした地勢は、一朝災害が発生すれば孤立地域の発生を余儀なくさせることから、山間集落の過疎化、高齢化と相まって、その対策が重要である。

第２　主な取組み

１　災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との間の情報伝達が断絶しない通信手段の確立に努める。

２　孤立予想地域に通ずる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。

３　孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく。

４　救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平素から地域住民の間で準備する。

５　孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進するものとする。

６　孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第３　計画の内容

１　通信手段の確保

（１）防災行政無線や衛星通信等災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとするものとする。

（２）アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図るものとする。

２　災害に強い道路網の整備

市道の災害予防対策を推進するものとする。

３　孤立予想地域の実態把握

（１）平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておくものとする。

（２）観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

４　自主防災組織の育成

（１）自主防災組織の重要性を認識し、活動の支援を行うものとする。

（２）災害時の活動要領について、教育指導を行うものとする。

（３）活動用資機材の整備充実を行うものとする。

５　避難所の確保

市は、孤立予想地区の公民館等の実態を把握すると共にし、避難所の安全を確認する。

６　備蓄

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。

７　住民が実施する計画

（１）孤立が予想される地域の住民は、自主防災組織の結成に対して積極的に参加するよう努め、平常時から最低１週間分の備蓄を行うものとする。

（２）道路に面した工作物（立木等）について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることがないよう配慮するものとする。

（３）地域内の要配慮者について、平素から把握するよう努めるものとする。

第１４節　食料品等の備蓄・調達計画

（総務部）

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保するうえで食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも３日間可能な限り１週間（孤立予想地域にあっては最低１週間。以下同じ。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

また、県及び市は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年 10 月 11 日付け６危第 168 号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。

第２　主な取組み

１　住民が発災直後から最低でも３日間分、可能な限り１週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発する。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。

２　協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

３　初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、態勢の整備に努める。また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

４　交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

５　平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

第３　計画の内容

１　食料品等の備蓄・調達体制の整備

（１）平成 25、26 年度に実施した県地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市の実状等を勘案し、「人口の５％、２食２日分」を目安とし、地形、気象条件等地域の特性を考慮して乾パン、缶詰、レトルト食品、カップ麺等の調理を要しないか、または調理が容易な食品を中心に非常用食料の備蓄を行うものとし、必要に応じて更新するものとする。

（２）他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図るものとする。

（３）非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行うものとする。

（４）住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。

（５）県と同様に、食料品等の調達体制の整備に努めるものとする。

２　食料品等の供給計画

（１）備蓄食料及び協定等により調達した食料を住民に供給するための体制を整備するものとする。

（２）食料供給を円滑に行えるよう、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶わん、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努めるものとする。

３　住民が実施する計画

家庭においても、当座の食料として一人あたり最低でも３日間分、可能な限り１週間程度の食料（缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい）を非常時に持ち出しできる状態で備蓄することを原則とする。また、高齢者、乳幼児の食料品は、入手が困難となる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食糧備蓄を行うよう留意するものとする。

第１５節　給水計画

（上下水道局）

第１　基本方針

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。

また、被災していない市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、被災を最小限にくい止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備えるものとする。

また、県及び市は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和６年 10 月 11 日付け６危第 168 号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行うものとする。

第２　主な取組み

１　水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。

２　給水車、給水タンク等の整備促進を図り、飲料水の供給体制を確立する。

第３　計画の内容

１　飲料水等の備蓄・調達体制の整備

（１）配水池等容量の増強、緊急遮断弁の設置、施設の災害に対する安全性の確保等の整備を行うものとする。

（２）住民が実施する事項への支援を行うものとする。

（３）県が実施する事項に対する協力を行うものとする。

（４）予備水源、予備電源の確保を行うものとする。

（５）プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行うものとする。

（６）住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努めるものとする。

２　飲料水等の供給計画

（１）給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図るものとする。

（２）給水源の確保、供給量の見直しを行うものとする。

（３）被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行うものとする。

（４）給水車、給水タンク、ポリタンク、ポリ袋の確保を行うものとする。

３　住民が実施する計画

（１）風呂の残り湯の活用を習慣づけるものとする。

（２）ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努めるものとする。

（３）ポリタンク等給水用品の確保を行うものとする。

（４）家庭用井戸について、その維持確保に努めるものとする。

第１６節　生活必需品の備蓄・調達計画

（総務部）

第１　基本方針

災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

（災害時の主な生活必需品）

（１）寝具（タオルケット・毛布等）

（２）衣類（下着・靴下・作業着等）

（３）炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）

（４）身の回り品（タオル、生理用品・紙オムツ等）

（５）食器等（はし・茶わん・ほ乳びん等）

（６）日用品（石鹸・ティッシュペーパー・携帯トイレ・トイレットペーパー等）

（７）光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

（必要量）

人口の５％程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

第２　主な取組み

１　地域の実情に応じて備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

２　主要な市内流通業者と協定を締結し、調達体制の整備を図る。

第３　計画の内容

１　生活必需品の備蓄・調達体制の整備

（１）生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図るものとする。

（２）住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。

２　生活必需品の供給体制の整備

（１）輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整するものとする。

（２）輸送手段、集積場所等について、関係機関と調整し、計画するよう努めるものとする。

３　住民が実施する計画

災害に備えて生活必需品のほか、飲料水、携帯ラジオなど災害時に必要な物資の備蓄を図り、避難に備え非常持ち出し袋の準備を行うものとする。

第１７節　危険物施設等災害予防計画

（消防本部、関係機関）

第１　基本方針

風水害等により危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、風水害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第２　主な取組み

１　危険物施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
２　火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
３　高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
４　液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
５　毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
６　放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
７　石綿使用建築物等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
８　大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第３　計画の内容

１　危険物施設災害予防計画

（１）規制及び指導の強化

ア　危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、風水害等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

イ　既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。

ウ　立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

（ア）危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

（イ）危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

（２）自主防災組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

（３）化学的な消火、防災資機材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。また、危険物施設の管理者に対し、災害時における災害の拡大防止対策に必要な資機材の整備、備蓄の促進について指導す

るものとする。

（４）相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。

（５）県警察との連携

危険物施設の設置または変更の許可をした際は、警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

２　放射性物質使用施設災害予防計画

（１）所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

（２）消防機関は地域の実情に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図るものとする。

第１８節　電気施設災害予防計画

（中部電力パワーグリッド(株)）

第１　基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

１　災害に強い電気供給システムの整備促進

２　災害時を想定した早期復旧体制の整備

を重点に、予防対策を推進するものとする。

第２　主な取組み

１　地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。

２　災害時の職員の配備計画を樹立する。

３　関係機関との連携について、平常時から体制を確立する。

第３　計画の内容

県、市町村、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

第１９節　都市ガス施設災害予防計画

（上田ガス（株）、長野都市ガス（株））

第１　基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。

風水害により製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第２　主な取組み

１　橋に添架されている等露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

２　宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。

３　二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第３　計画の内容

都市ガス事業者との連携を図るものとする。

第２０節　上水道施設災害予防計画

（上下水道局、県企業局上田水道管理事務所）

第１　基本方針

水道施設・設備の安全性の確保については、施設の風水害に対する強化の他、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第２　主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第３　計画の内容

水道施設・設備の整備及び安全性の確保

（１）老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。

（２）配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。

（３）水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図るものとする。

（４）復旧資材の備蓄を行うものとする。

（５）水道管路図等の整備を行うものとする。

第２１節　下水道施設災害予防計画

（上下水道局）

第１　基本方針

下水道施設は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために不可欠なライフラインの一つであり、風水害について機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に重大な支障が生じた場合は、関係機関との相互応援協定等に基づき連携の強化を図り、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を迅速に図る必要がある。

第２　主な取組み

１　下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等の風水害に対する安全性の確保を迅速に図る。

２　排水施設等に雨水を浸透させる機能を持たせることで雨水流出量の削減を図る。

３　緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。

４　緊急用、復旧用資材の計画的な確保に努める。

５　下水道施設台帳等の整備・拡充を図る。

６　管渠及び処理場施設の系統の多重化を図る。

第３　計画の内容

１　下水道等の風水害に対する安全性の確保

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の雨水区域として位置付けるとともに、都市下水路による整備も行うものとする。

２　雨水流出抑制施設の整備

雨水浸透型の排水設備導入について、住民への啓発活動等を行うものとする。

第２２節　通信・放送施設災害予防計画

（総務部、都市建設部、関係機関）

第１　基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう各機関それぞれに予防措置を講ずる。

第２　主な取組み

１　各機関は、緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
２　市は、通信施設の風水害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
３　電気通信事業者は、通信施設の風水害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
４　放送機関は、通信施設の風水害・停電対策、災害時の運用体制の確立を図る。
５　警察機関は、通信機器の風水害対策、情報収集体制の強化を図る。
６　電気通信事業者は、通信ケーブルの地中化を推進する。

第３　計画の内容

１　緊急時のための通信確保

各機関において、有線・無線系および地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

２　市防災行政無線通信施設災害予防

住民への周知として、メール配信やケーブルテレビ等への多様な配信手段を整備すると共に、防災、生活関連機関、自主防災組織などで相互間通信を行える防災行政無線や衛星携帯電話等の整備を図る。また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、風水害などに備えた災害予防対策を図るものとする。

３　電気通信施設災害予防

市は、それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、東日本電信電話（株）等の電気通信事業者との連携を図るものとする。

４　放送施設災害予防

（１）日本放送協会が実施する計画

平常時からの災害予防対策に加えて、施設の補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。当面は、テレビモニター、パソコンラック（ディスプレイ、プリンター）などの補強対策を行う。

また、停電対策として非常電源設備、浸水対策として排水設備の充実を推進する。

（２）信越放送㈱が実施する計画

演奏所などの施設の防護、補強、放送機器などの落下・転倒防止対策を行う。また、無停電装置のバックアップを図り、老朽化している受電設備の更新、局舎の改修、連絡無線網の整備、機能向上を図る。

（３）㈱長野放送が実施する計画

ア　定期的な放送施設の補修、点検、補強を行う。

イ　予備電源の燃料、バッテリーの定期的な補充点検と更新を行う。

ウ　陸上移動局等、無線通信機器の増強に努める。

（４）㈱テレビ信州が実施する計画

ア　災害復旧及び取材活動を迅速に進めるための連絡手段（ＶＨＦ無線機等）を充実させる。

イ　演奏所と送信所を結ぶＳＴＬの予備回線を検討している。

（５）長野朝日放送㈱が実施する計画

放送回線・通信回線の拡充を図る。

ア　衛星通信基地局に送信装置を追加

イ　衛星通信サービスを受けるための設備に可搬型を追加導入し、災害時の通話回線確保

ウ　衛星通信車載局の随時の整備点検

（６）長野エフエム放送㈱が実施する計画

台風や集中豪雨などによる風水害に備え次の事項について対策を行う。

ア　地下受電設備の浸水対策の推進

イ　ＦＭ送信空中線給電系の２ルート化を行う。

ウ　演奏所電源系改修の実施

エ　ＳＴＬ非常回線の設置を検討

オ　可搬型非常用送信機設置等の実施

５　道路埋設通信施設災害予防

道路管理者は、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝または、共同溝の整備をおこない、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第２３節　鉄道施設災害予防計画

（都市建設部、関係機関）

第１　基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置を講ずるものとする。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第２　主な取組み

１　施設・設備の検査を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。

２　各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。

３　関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第３　計画の内容

それぞれの地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図るものとする。

（１）東日本旅客鉄道㈱が実施する計画

ア　施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険個所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講じる。

イ　防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

ウ　関係機関との連携

部内外との機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

（２）しなの鉄道(株)の実施計画

ア　施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、定期検査により全ての構造物の検査を実施している。また、気象条件等により設備の変状の有無を確認する必要が生じた場合には、不定期により検査を実施する。検査結果に基づく保守・補強・取替えなど計画的に実施する。

イ　防災上必要な訓練

社員に対し、防災、災害等の復旧に必要な判断力と技能を養成し、迅速かつ適切な復旧活動を遂行できるよう所要の訓練を実施する。

ウ　防災体制の確立

（ア）災害等の発生が予想される場合には、輸送の安全性を確保するため、所属長は迅速な対応ができるよう体制を整備するものとする。

（イ）予報及び警報を関係機関に迅速かつ正確に伝達するため、その連絡体制及び伝達方法並びに警報の発令基準等について、あらかじめ所要の定めをしておくものとする。

（ウ）災害時において直ちに必要になる人員、機材等の入手方法及び輸送の計画を立て、それらの管理体制を確立するものとする。なお、あらかじめ災害等の予備保管箇所に適正な保有数量等を定め、保管管理するものとする。

エ　関係機関との連携

部内外機関及び協力会社との連絡を密にして、緊急時の協力体制を整備する。

（３）上田電鉄(株)の実施計画

ア　建築物及び工作物等の点検並びに安全性の確保

（ア）鉄道線路の構造物については安全性のチェックを逐次行い、危険な構造物には改修工事を行う。また、軟弱地盤や地盤沈下等の問題に充分留意しつつ必要な改修工事を行う

イ　危険物施設等の点検及び保安対策

（ア）危険物取扱作業が、消防法令に定める技術上の基準に適合するよう徹底を図る。

（イ）一定の施設（地下タンク、給油取扱所等）は、定期又は臨時に点検を行い、その点検記録を作成し保存する。

（ウ）構造設備に異常を発見した場合は、消防機関及び関係者に速やかに連絡するとともに適切な処置を講じる。

（エ）火災事故、危険物の流出事故又はその他の事故が発生した場合は、消防機関及び関係者に速やかに通報、連絡等するとともに応急処置を行い、被害の拡大防止に努める。

ウ　火気使用設備の点検及び災害時の安全性の確保

防火責任者は、防火責任者及び火元責任者を定め、火気使用設備等について担当者に点検整備を行わせる等、管理及び機能保持に努める。

エ　電気施設の点検及び震災時の安全性の確保

鉄道に関する技術上の基準を定める省令において定めた電気施設の実施基準において定期的に工作物の巡視、点検を行う。

オ　消火設備等の点検及び耐震性の確保

施設全般の防火管理の徹底を期し、火災等災害の発生を防止するとともに発生した場合の人的、物的被害の軽減を図る。

カ　防火教育及び訓練

防災責任者は、災害時における被害を防止するため、必要な教育、訓練を実施する。

第２４節　災害広報計画

（総務部、消防本部）

第１　基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制作りを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第２　主な取組み

１　被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。

２　報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第３　計画の内容

１　被災者及び住民等への情報の提供体制

（１）被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックス・パソコン（インターネット）を設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。

（２）ケーブルテレビ放送等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、㈱上田ケーブルビジョン、丸子テレビ放送㈱等事業者との協力関係の構築を図るものとする。

（３）市のホームページ、メール配信サービスのほか、ソーシャルメディア、臨時災害放送局、テレビ、ラジオ、新聞等、多角的な情報の発信を行い、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。

（４）避難指示等の発令は、自主防災組織、消防団、消防署等による直接的な声掛けにより個々に伝達する体制の整備を図る。

（５）情報の途絶による孤立防止のため、防災行政無線や衛星携帯電話の配備など、非常時の通信手段の確立を図る。

（６）災害時における住民等からの問い合わせに適切な対応が行える体制を整備する。

（７）被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、県及び報道機関等と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について、住民への普及啓発に努める。

（８）日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

２　報道機関への情報提供及び協定

（１）取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とするものとする。

（２）災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

第２５節　土砂災害等の災害予防計画

（福祉部、健康こども未来部、産業振興部、都市建設部）

第１　基本方針

市は、その地形・地質から土砂災害等が発生する危険がある場所を多く抱えており、風水害に起因する土砂崩壊、地すべり等による被災が懸念される。

これら土砂災害を防止するため、市、県、国等関係機関が中心となり危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に近年要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害警戒区域等については、特に万全の対策が必要とされる。

また近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制し、また土砂災害のおそれのある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第２　主な取組み

１　土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を行い、開発行為の制限や有害行為の防止、防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。

２　土砂災害特別警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。

３　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。

４　住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

第３　計画の内容

１　地すべり対策

（１）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

（２）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布しその他必要な措置を講じる。

（３）地すべり災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難、または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

（４）住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

２　土石流対策

（１）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

（２）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布しその他必要な措置を講じる。

（３）土石流災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

（４）住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

３　急傾斜地崩壊対策

（１）防災パトロール等、情報の収集、気象警報・注意報等の伝達、周知方法等について定めるものとする。

（２）土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した災害ハザードマップ等を配布し、その他必要な措置を講じる。

（３）がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難または避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立するものとする。

（４）農業用用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備するものとする。

（５）住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

４　泥流対策

（１）危険区域等について住民に周知するとともに警戒避難体制の確立を図るものとする。

（２）住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておくものとする。

５　要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

（１）災害ハザードマップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図っていくものとする。

（２）土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておくものとする。

６　土砂災害警戒区域の対策

（１）市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

（２）土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。

ア　建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

イ　勧告による移転者または移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

（３）土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずるものとする。

ア　地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに以下の事項について定める。

（ア）土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

（イ）避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

（ウ）土砂災害に係る避難訓練に関する事項

（エ）警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

（オ）要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

（カ）救助に関する事項

（キ）その他警戒避難に関する事項

イ　土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関するうえで必要な事項を記載した災害ハザードマップ等を作成し、住民等に周知する。

（４）やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設を新築等行う場合は、施設設置者に対して構築等に助言を行う。

（５）住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市、警察等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。

（６）土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築は行わないものとする。やむを得ず新築等行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について県、指定行政機関及び指定地方行政機関に助言を求めるものとする。

第２６節　防災都市計画

（都市建設部）

第１　基本方針

人口や産業の集中にともなう都市の高密度化等により、都市における災害の危険性は増大しており、災害時における市民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第２　主な取組み

１　市街地における火災を予防するため、防火地域・準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。

２　避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。

３　土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第３　計画の内容

１　建築物の不燃化の促進

（１）防火地域・準防火地域の指定

都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図るものとする。

（２）建築基準法第 22 条区域の指定

防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図るものとする。

（３）都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。

（４）防災都市づくり計画を策定するものとする。

２　防災空間の整備拡大

（１）「緑の基本計画」等を改定する場合は、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努めるものとする。

（２）市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努めるものとする。

（３）都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。

３　市街地開発事業による都市整備

（１）木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高い街づくりを実現するため、市街地開発事業を積極的に推進するものとする。

（２）都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定するものとする。

第２７節　建築物災害予防計画

（財政部、都市建設部、教育委員会）

第１　基本方針

強風または出水等による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第２　主な取組み

１　強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講ずる。

２　出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。

３　文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第３　計画の内容

１　建築物の風水害対策

（１）公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。

（２）一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。

（３）道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。

（４）落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

（５）出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努めるものとする。

（６）がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

３　文化財の風水害予防

市文化財所管部局は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図るものとする。

（１）所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行うものとする。

（２）防災施設の設置促進とそれに対する助成を行うものとする。

（３）区域内の文化財の所在の把握に努めるものとする。

第２８節　道路及び橋梁災害予防計画

（都市建設部、関係機関）

第１　基本方針

風水害で生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等に妨げにならないよう、風水害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要がある。また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備にあたってはネットワークを充実させ、風水害に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行なう。被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平常時より連携を強化しておく。

第２　主な取組み

１　道路及び橋梁の風水害に対する安全性を確保する。

２　被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。

３　危険防止のための事前規制を行う。

第３　計画の内容

１　道路及び橋梁の風水害に対する整備

それぞれの施設整備計画により風水害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

２　関係団体との協力体制の整備

（１）地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備するものとする。

（２）災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

３　危険防止のための事前規制

（１）道路管理者並びに警察等は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、情報共有を図るものとする。また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

（２）災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

４　道と川の駅の機能付加の推進

道路管理者と連携し、道と川の駅の防災機能の付加を推進し、災害情報の受発信、防災倉庫への備蓄品の充実を図り、運転者や帰宅困難者への一時避難場所としての利用及び救援車両の待機場所としての機能の充実を図る。

第２９節　河川施設等災害予防計画

（産業振興部、都市建設部）

第１　基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命・財産を失うなど多大なる社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第２　主な取組み

１　過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。

２　堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全性を確保するよう維持的な対策を講ずる。

３　ダム施設等に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。

４　出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。

５　浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び地下街等の施設の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第３　計画の内容

１　河川施設災害予防

それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図るものとする。

２　ダム施設災害予防

菅平ダム（県企業局）、内村ダム（上田建設事務所）の管理者と連絡を密にし、放水等により災害の発生する恐れがある場合は、迅速かつ適切な避難指示等の発令を行えるよう基準及び伝達方法等を確立する。

３　浸水想定区域内の災害予防

（１）浸水想定区域内の要配慮者利用施設等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（ファクシミリ、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。

（２）要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

第３０節　ため池災害予防計画

（産業振興部、都市建設部）

第１　基本方針

ため池は、営農の推移とともに築造され、関係農民の努力により維持され現在に至っているが、中には、堤体、余水吐あるいは取水施設の損朽が甚だしいものもある。洪水等によりこれらが決壊した場合、下流の農地のみならず人家、公共施設等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪う恐れがある。雨期には市及び土地改良区等の管理団体に警告を発するとともに、緊急度の高いものから防災工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

第２　主な取組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点ため池について、優先して対策に取り組む。

１　緊急時の迅速な避難行動につながる対策

ハザードマップの作成と公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

２　施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は所有者等の合意を得て、廃止を推進する。

３　豪雨に対する対策

豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

第３　計画の内容

１　ため池の諸元、改修履歴等について明記した「ため池データベース」の施設の状況について適時確認するとともに、変更が生じた場合は県に報告するものとする。

２　ため池管理者等との緊急連絡網を作成するものとする。

３　豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施するものとする。

４　ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するものとする。

第３１節　農林水産物災害予防計画

（産業振興部）

第１　基本方針

風水害による農林水産関係の被害は、水稲、果樹、野菜等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス・養魚場等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第２　主な取組み

１　農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。

２　長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び上田市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第３　計画の内容

１　農水産物災害予防計画

農業農村支援センター、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

２　林産物災害予防計画

（１）上田市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

（２）県と連携を図りながら林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導するものとする。

第３２節　二次災害の予防計画

（産業振興部、都市建設部、消防本部、関係機関）

第１　基本方針

災害時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平常時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第２　主な取組み

１　構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。

２　危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。

３　災害時の流木発生を予測した対策を検討する。

４　土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第３　計画の内容

１　構造物に係る二次災害予防対策

それぞれの計画の定めるところにより整備するものとする。

２　危険物施設等に係る二次災害予防対策

（１）危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施

（２）立入検査の実施等指導の強化

（３）防災応急対策用資機材等の整備についての指導

（４）自衛消防組織の強化についての指導

（５）近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

３　倒木の流出対策

（１）情報収集体制の整備

（２）警戒避難体制の整備

第３３節　防災知識普及計画

（総務部、消防本部、教育委員会）

第１　基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自治会、自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。

第２　主な取組み

１　住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。

２　防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。

３　学校における実践的な防災教育を推進する。

４　市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。

５　過去に起こった大災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第３　計画の内容

１　住民等に対する防災知識の普及活動

（１）市民に対して防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座及び各種広報資料等により次の事項の啓発活動を行う。

なお、啓発啓発活動を行う際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

ア　最低でも３日分、可能な限り１週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出袋（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

イ　飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

ウ　警報等や、避難指示等の意味や内容

エ　警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難 の発令時にとるべき行動

オ　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

カ　指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
キ　広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
ク　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
ケ　台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
コ　「自分の命は自分で守る」という「自助」の防災意識
サ　地域、職場、家庭等のコミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「共助」の防災意識
シ　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
ス　正確な情報入手の方法
セ　要配慮者に対する配慮
ソ　男女のニーズの違いに対する配慮
タ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
チ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
ツ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
テ 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
ト 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動。
ナ 避難生活に関する知識
ニ　平素住民が実施しうる、最低でも３日分、可能な限り 1 週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害時における応急措置の内容や実施方法
ヌ　「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について
ネ　被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
ノ　各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等に関する知識
ハ　各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する知識

（２）防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル、災害ハザードマップ等を作成配布し、徹底した情報提供を行う。

なお、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるものとする。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

ア　浸水想定区域については次の事項を記載したマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すように努める。また、ホームページ等での情報提供も行う。

（ア）避難の確保を図るため必要な事項
（イ）浸水想定区域内の地下道等

（ウ）要配慮者が利用する施設で特に必要な施設の名称及び所在地

イ　土砂災害警戒区域については次の事項を記載した災害ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。また、ホームページ等での情報提供も行う。

（ア）土砂災害に関する情報の伝達方法

（イ）避難地に関する事項

（ウ）その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難に必要な事項

ウ　山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。

（３）防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

（４）自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進するものとする。

（５）上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布にあたっては、それらが持っている意味、活用方法について充分な理解が得られるよう啓発の機会を設定するものとする。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知するものとする。

（６）防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

（７）教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

（８）各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

（９）防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。

(10) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(11) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データをわかりやすく発信するものとする。

(12) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

(13) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

２　防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

市において管理している防災上重要施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行うものとする。

３　学校における防災教育の推進

（１）学校においては、大規模災害にも対処できるように市その他関係機関と連携したより実践的な防災訓練の実施に努める。

（２）消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

（３）児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。

ア　防災知識一般

イ　避難の際の留意事項

ウ　登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法

エ　具体的な危険箇所

オ　要配慮者に対する配慮

（４）教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

４　市職員に対する防災知識の普及

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

（１）自然災害に関する一般的な知識

（２）自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

（３）職員等が果たすべき役割

（４）自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

（５）今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

５　大災害の教訓や災害文化の伝承

過去に起こった大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第３４節　防災訓練計画

（総務部、消防本部）

第１　基本方針

被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動を行うことが必要であるが、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。

そこで、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。

また、災害時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、上田市地域防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

市、県、防災関係機関は、災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との協調体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

なお、防災訓練を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

第２　主な取組み

１　年１回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。

２　実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

第３　計画の内容

１　防災訓練の種別

市は、自主防災組織、企業等の参加を得て各種の訓練を実施するものとする。

（１）総合防災訓練

市は防災関係機関、住民、企業、その他関係団体の協力を得て、下記により総合防災訓練を実施する。

ア　実施時期

防災の日（９月１日）に直近の土曜日に実施する。

イ　実施場所

訓練効果を考慮し、災害発生のおそれのある地域において実施する。

ウ　実施方法

市、指定地方行政機関、陸上自衛隊、県、県警察、指定公共機関、指定地方公共機関及び地元住民が参加して（２）のアからケに定める訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する

（２）その他の訓練

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して、別途実施するものとする。

ア　水防訓練
イ　消防訓練
ウ　災害救助訓練
エ　通信訓練
オ　避難訓練
カ　非常参集訓練及び本部の設置運営訓練
キ　情報収集及び伝達訓練
ク　警備及び交通規制訓練
ケ　広域防災訓練
コ　複合災害を想定した訓練の実施
サ　市は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

２　実践的な訓練の実施と事後評価

（１）実践的な訓練の実施

ア　市が訓練を実施する場合は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、要配慮者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する資機材等及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。

　また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

イ　学校、自主防災組織、民間企業、ＮＰＯ・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した訓練を実施するよう努めるものとする。

ウ　要配慮者避難個別支援計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

エ　感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努めるものとする。

（２）訓練の事後評価

市は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行う。

第３５節　災害復旧・復興への備え

（全部局）

第１　基本方針

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の整備に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復興活動を行うために、平常時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

なお、災害復旧用資材の供給体制の整備を図ることも、円滑で迅速な復興活動のためには重要である。

第２　主な取組み

１　災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
２　復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
３　罹災証明書の発行体制の整備を行う。
４　災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。

第３　計画の内容

１　災害廃棄物の発生への対応

（１）地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする
（２）大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努めるものとする。
（３）仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定するものとする。
（４）災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。
（５）災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

２　データの保存及びバックアップ

市は、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

３　罹災証明書の発行体制の整備

市は災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

第３６節　自主防災組織等の育成に関する計画

（総務部、消防本部、関係機関）

第１　基本方針

災害時に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。自主防災組織の強化育成を積極的に図っていくものとする。

第２　主な取組み

１　自主防災組織の組織化を促進する。

２　自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。

３　リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。

４　防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第３　計画の内容

１　地域住民等の自主防災組織の育成

市は、防災知識の普及啓発活動と合わせて自主防災組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林漁業者、主婦等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図るものとする。

（１）整備計画

災害時における消防団との連携を図り、災害による被害の防止を図ることを目的として、自治会連合会単位に地区（防犯）防災協議会を設置し、さらに自治会単位に自主防災組織を設置して災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

（２）地区防災推進協議会（自治会連合会単位）

ア　所管業務

（ア）住民の防災思想の普及

（イ）合同防災訓練の実施

（ウ）災害防止のための関係機関への要望及び意見

（エ）防災事業に関する協力

（オ）その他防災に関すること

イ　組　織（例）

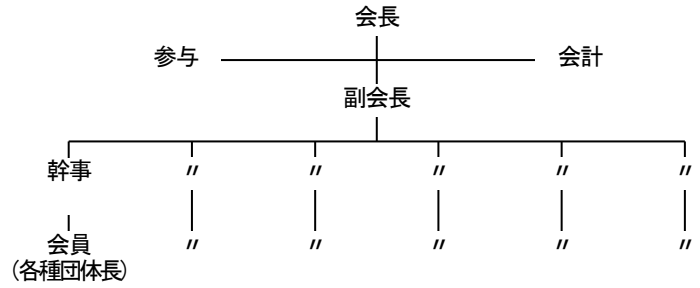

（３）自主防災組織（隊）（自治会単位）

ア　所管業務

（ア）防災訓練の実施

（イ）災害時における関係機関への連絡、協力

（ウ）その他防災に関すること

イ　組　織（例）

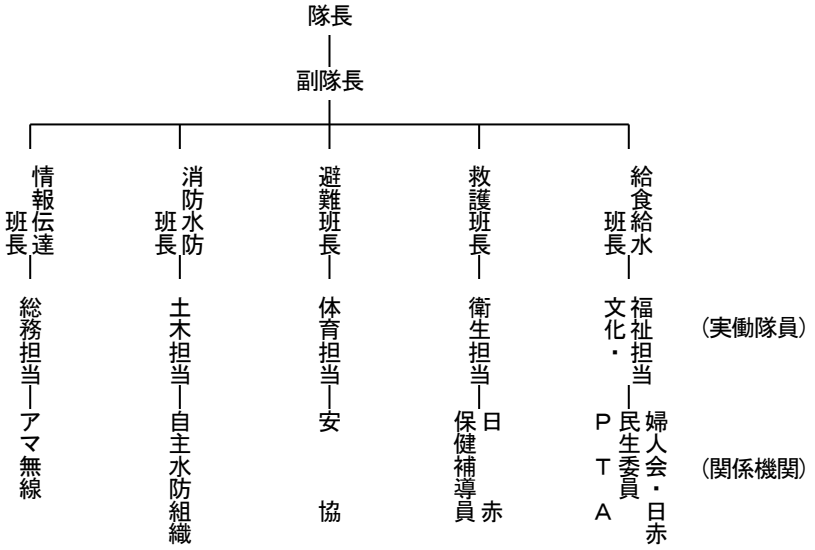

（４）女性消防隊（自治会単位）

ア　所管業務

（ア）家庭及び地域における防火思想の普及啓発

（イ）火災予防の講習会開催

（ウ）初期消火技術の習得

（エ）消火器等の維持管理の習得

（オ）その他火災予防上必要な事項

２　活動環境の整備

自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進めるものとする。

３　組織の活性化

自主防災アドバイザーを活用して、自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施するとともに、青年層、女性など多様な主体の組織への参加を促進し、組織の活性化を図るほか、地域住民に対して自主的な防災活動の普及拡大を図るものとする。

また、消防団経験者を積極的に活用し、平時の防災活動や災害時の応急活動の強化を図るものとする。

自主防災組織の役員を自治会役員の任期とは別に定めるなど、経験者が組織に残るような仕組み作りを呼びかけ、自主防災組織の活性化を図るものとする。

４　各防災組織相互の協調

（１）自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導するものとする。

（２）地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進するものとする。

（３）自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

第３７節　企業防災に関する計画

（総務部、産業振興部、文化スポーツ観光部）

第１　基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進が必要となる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的な点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進するものとする。

第２　主な取組み

１　施設・設備の点検を定期的に実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。

２　災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第３　計画の内容

１　職員の住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

２　中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

３　企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

４　要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。

５　企業が実施する計画

（１）企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定・運用するよう努める。

（２）強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制すると共に、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど

の防災活動の推進に努める。

（３）組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。

（４）防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

（５）豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第３８節　ボランティア活動の環境整備

（福祉部、関係機関）

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市、県及び防災関係機関だけでは十分に対応できないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、ＮＰＯ・ＮＧＯ及び企業等　（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受入れ、協働による効果的な救援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、防災関係機関がそれぞれの立場で環境整備を図っていくことが必要である。

第２　主な取組み

１　ボランティアの事前登録を、市災害ボランティアセンター、日本赤十字社長野県支部等において実施する。

２　ボランティア活動の環境整備を推進する。

３　ボランティア団体の連携を図るため、連絡協議会の設置を図る。

４　ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第３　計画の内容

１　ボランティアの事前登録

多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

市社会福祉協議会は、災害時における多様な被災者のボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

２　ボランティア活動の環境整備

（１）平常時から地域団体、ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ＮＰＯ・ボランティア等と協力して、災害時のボランティアとの連携について検討し、速やかに始動できる体制を構築するものとする。

（２）防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、行政・社会福祉協議会・ＮＰＯ等の三者連携により、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

（３）社会福祉協議会、ＮＰＯ等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

（４）社会福祉協議会と平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

また、市は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。特に市災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

３　ＮＰＯ・ボランティア団体間の連携

長野県災害時支援ネットワーク、県内外の専門性の高いＮＰＯ等と連携し、ボランティア団体相互間の連携を深めるため連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努めるものとする。

４　ボランティアコーディネーターの養成

市、市社会福祉協議会及び県、県社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部、長野県災害時支援ネットワーク等は、ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催するより実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努めるものとする。

第３９節　災害対策基金等積立及び運用計画

（財政部）

第１　基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第２　主な取組み

１　県において支弁する災害救助関係費用の財源に充てるため、災害救助基金の積立を行う。

２　災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第３　計画の内容

１　基金の積立

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

第４０節　風水害対策に関する調査研究及び観測

（総務部、消防本部）

第１　基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

長野県内でも、豪雨災害等を誘因に大規模かつ急激な動きを示す地すべりが発生する場合が見られ、予測と機構把握の困難さが特徴となっている。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の都市部への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第２　主な取組み

市・県・各機関が協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第３　計画の内容

１　地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにするものとする。

２　国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努めるものとする。

第４１節　観光地の災害予防計画

（文化スポーツ観光部、関係機関）

第１　基本方針

観光地の災害対策については、地理状況に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第２　主な取組み

１　市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。

２　外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第３　計画の内容

１　観光地での観光客の安全確保

（１）観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備するものとする。

（２）それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や避難訓練を行うものとする。

２　外国人旅行者の安全確保策

観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や非常用電源の確保を図るものとする。

第４２節　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（総務部、福祉部）

第１　基本方針

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を地域防災計画に定めるものとする。

第２　主な取組み

住民等の提案により地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努めるものとする。

第３　計画の内容

１　地区防災計画

地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

また地区居住者の参加のもと、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定めるものとする。

なお、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

２　住民及び事業所を有する事業者が実施する計画

市の一定の地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、当地区の市と連携して防災活動を行うものとする。

第３章　災害応急対策計画

第１節　災害直前活動

（全部局）

第１　基本方針

風水害については、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を行うことが必要である。

第２　主な活動

１　気象に関する情報を迅速かつ適切に住民に対して伝達する。

２　住民に対して適切な避難誘導を実施する。

３　災害を未然に防止するための活動を実施する。

第３　活動の内容

１　警報等の住民に対する伝達活動

（１）基本方針

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。

関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

（２）特別警報発表時の対応（住民等への周知の措置）

県、消防庁、東日本電信電話（株）から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知ったときは、直ちにその内容を住民、滞在者、所管の官公署に周知する措置を行うものとする

なお周知に当たっては、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努めるものとする。

（３）特別警報以外の気象警報等発表時の対応

ア　各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。また放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努めるものとする。

イ　市において住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けた時は、その旨を速やかに関係機関に伝達するものとする。

（４）土砂災害警戒情報発表時の対応

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど住民の避難行動へつなげる。また、避難情報の周知を図る。

２　住民の避難誘導対策

（１）基本方針

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

（２）実施計画

ア　風水害の発生のおそれがある場合には 防災気象情報等を十分把握するとともに、 河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合または危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施するものとする。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

イ　避難行動要支援者については高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行うものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

ウ　住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

エ　避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。

オ　市は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び 指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。

カ　住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

キ　情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。

ク　指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所

在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置を講じる。

ケ　緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。

コ　市は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。

サ　市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

シ　市は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

ス　市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、受入人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

３　災害の未然防止対策

（１）基本方針

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

（２）実施計画

市は、水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について応急対策として水防活動を実施するものとする。

河川管理者、農業用排水施設管理者、下水道管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに住民に対して周知させるものとする。

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また河川管理者、地方公共団体と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

４　警報等の種類及び発表基準

１　気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

（１）特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき７９の区域に分け発表している。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・警報・注意報の概要

種　類	概　要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪により重大な災害が発生するおそれがあるとき、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概　要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には括弧を付して、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒

		レベル３に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

警報・注意報発表基準一覧表（上田地域）

（令和 6 年 5 月 23 日現在）

発表官署		長野地方気象台	
府県予報区		長野県	
一次細分区域		中部	
警報	大雨（浸水害）	表面雨量指数基準　9	
	大雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準　84	
	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=17.3、室賀川流域=9.3、 阿鳥川流域=4.9、産川流域=12.8、 湯川流域=6.9、尾根川流域=4.2、 矢出沢川流域=7.9、神川流域=19、 大沢川流域=5、洗馬川流域=13.9、 傍陽川流域=8、角間川流域=7、 瀬沢川流域=4.3、依田川流域=29.9、 内村川流域=13.8、武石川流域=15.7
		複合基準　※1	湯川流域=(5,6.2)、矢出沢川流域=(5,7.1) 神川流域=(5,17.1)、依田川流域=(5,26.9)、 内村川流域=(5,12.4)、千曲川流域=(5,61.3)
		指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	暴風（平均風速）	17m/s	
	暴風雪（平均風速）	17m/s 雪を伴う	
	大雪(24 時間降雪の深さ)	菅平周辺 12 時間降雪の深さ 25cm 菅平周辺を除く地域 12 時間降雪の深さ 20cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準　5	
		土壌雨量指数基準　63	
	洪水	流域雨量指数基準	浦野川流域=13.8、室賀川流域=6.5、阿鳥川流域=3.9、 産川流域=10.2、湯川流域=5.5、尾根川流域=3.3、 矢出沢川流域=6.3、神川流域=15.2、大沢川流域=4、 洗馬川流域=11.1、傍陽川流域=5.6、角間川流域=5.6、 瀬沢川流域=3.5、依田川流域=23.9、内村川流域=11、 武石川流域=12.5
		複合基準　※1	室賀川流域=(5,5.9)、産川流域=(5, 8.2)、 湯川流域=(5,4.4)、屋根川流域=(5,2.6)、 矢出沢川流域=(5,6.3)、神川流域= (5,12.2)、 傍陽川流域=(5,4.5)、依田川流域= (5,19.1)、 内村川流域= (5,8.8)、千曲川流域=(5,43.6)
		指定河川洪水予報による基準	千曲川[生田]、信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	強風（平均風速）	13m/s	
	風雪（平均風速）	13m/s 雪を伴う	
	大雪(24 時間降雪の深さ)	菅平周辺 12 時間の降雪の深さ 15cm 菅平周辺を除く地域 12 時間降雪の深さ 10cm	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	１.積雪地域の日平均気温が 10℃以上 ２.積雪地域の日平均気温が６℃以上で日降水量が 20mm 以上	
	濃霧（視程）	100m	
	乾燥	最小湿度 20％で実効湿度 55％　※2	

	なだれ	１.表層なだれ:積雪が 50cm 以上あって､降雪の深さ 20cm 以上で風速 10m/s 以上、または積雪 70cm 以上あって、降雪の深さ 30cm 以上 ２.全層なだれ：積雪が 70cm 以上あって、最高気温が平年より５℃以上高い、または日降水量が 15mm 以上
	低温	夏期：平均気温が平年より４℃以上低く、かつ最低気温 15℃以下（高冷地で 13℃以下）が２日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下（高冷地で-21℃以下）
	霜	早霜・晩霜期に最低気温２℃以下
	着氷	著しい着氷が予想される場合
	着雪	著しい着雪が予想される場合
記録的短時間大雨情報（1 時間雨量）		100 mm

※１（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。

※２ 湿度は松本特別地域気象観測所、諏訪特別地域気象観測所、軽井沢特別地域気象観測所の値。

１　警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな警報・注意報にきりかえられる。

２　情報の取扱いについては警報・注意報等の伝達系統に準じて行うものとする。

警報・注意報基準一覧表の解説

（１）警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

（２）波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報、記録的短時間大雨情報の欄の（ ）内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。

（３）大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

（４）表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

（５）表中において、対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

（６）地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

別表１　警報及び注意報の区域

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域
中　部	上田地域	上田市、東御市、青木村、長和町

【大雨及び洪水警報・注意報基準表の解説】

（１）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない場合等についてはその欄を“－”で示している。

（２）大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表する。

（３）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、大雨警報基準及び大雨注意報基準の表面雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

（４）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値は１km 四方毎に設定しているが、大雨警報基準及び大雨注意報基準の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
１km 四方毎の基準値については、
資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html）を参照のこと。

（５）洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

（６）洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、洪水警報基準及び洪水注意報基準の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は、
資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

（７）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は、
資料（https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html）を参照のこと。

（８）洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川[△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

２　水防法に基づくもの

（１）洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	概　　要
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、または水位が急激に上昇し３時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水 注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

（２）避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区　分	発　表　基　準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

（３）水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水防活動のために発する警報をいう。

区　分	発　表　基　準
水防警報	水位がはん濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。（通知内容は別節「水防活動計画」参照のこと。）

３　消防法に基づくもの

（１）火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。

区　分	発　表　基　準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

（２）火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区　分	発　表　基　準
火災警報	前項（１）の発表基準に準じる。

４　その他の情報

（１）大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種　　類	概　　要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。1 時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。3 時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分毎に更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。

危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6 時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時 10 分毎に更新している。

（２）早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、２日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

（３）全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

（４）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

（５）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、１時間 100 ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

（６）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね１ 時間である。

警報等伝達系統図

１　注意報・警報および情報

（１）系統図

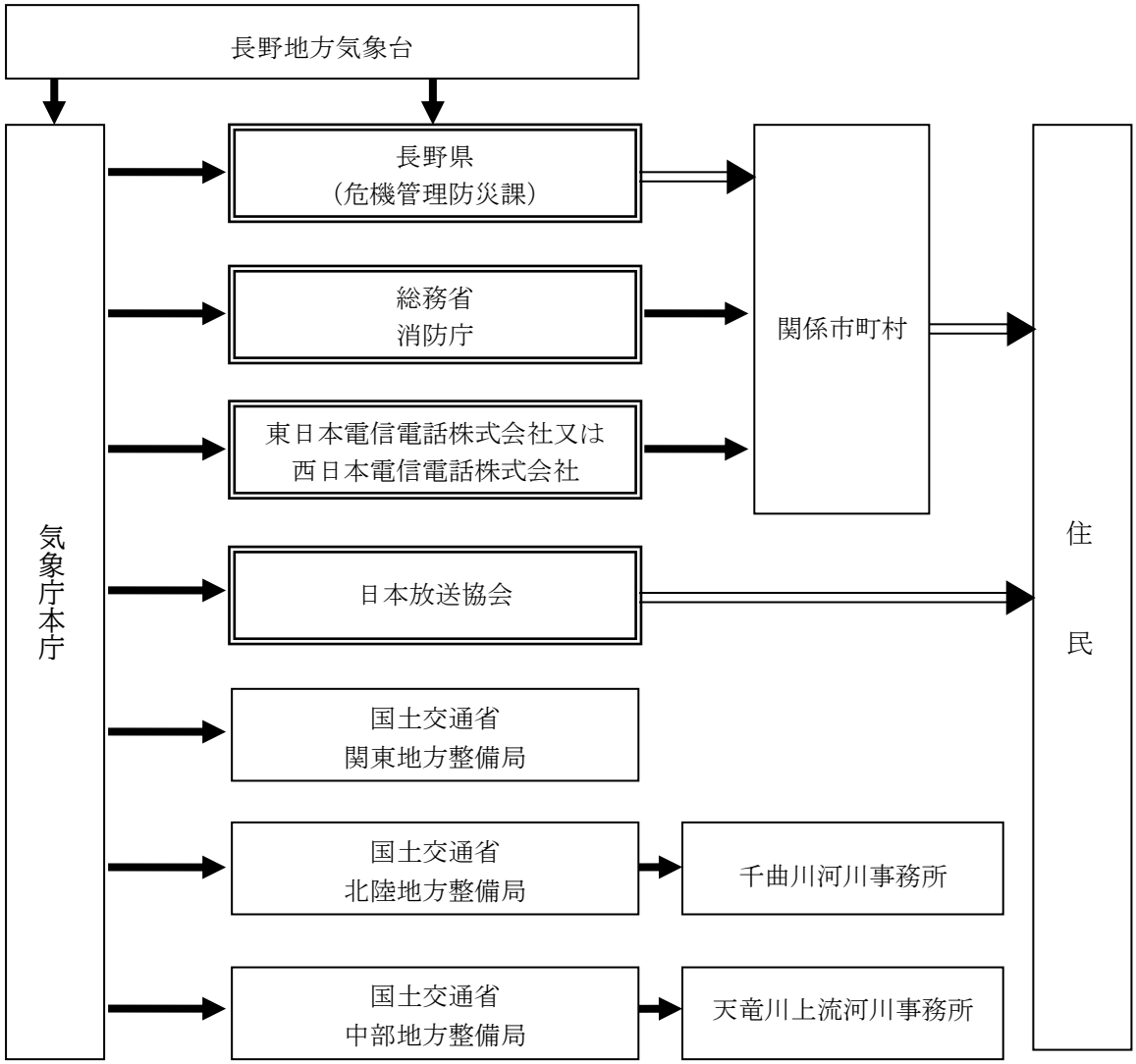

注１　二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第８条第１号及び第３号並びに第９条の規定に基づく法定伝達先。

注２　二重線の経路は、気象業務法第15 条及び第15 条の２によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

注３　国土交通省の機関については、気象業務法施行令第８条第３号に基づく水防活動用気象警報等の通知先であるため、気象官署予報業務規則第103条第２項に基づき千曲川河川事務所に通知を行う。

（２）通信途絶時の代替経路

機　　関　　名	長野県防災行政無線	
長野県（危機管理部）	電　話	8-231-5208～5210
	ＦＡＸ	8-231-8739
ＮＨＫ長野放送局	電　話	8-231-8840
	ＦＡＸ	8-231-8841
北陸地方整備局（千曲川河川事務所）	電　話	8-231-8-299-8-84-741-284
	ＦＡＸ	8-231-8-299-8-84-741-359

機　　関　　名	加入電話ＦＡＸ
東日本電信電話株式会社	電話番号：03-6713-3834 （平日 9:30－17:30） FAX番号：03-6716-1041

（３）伝達系統図

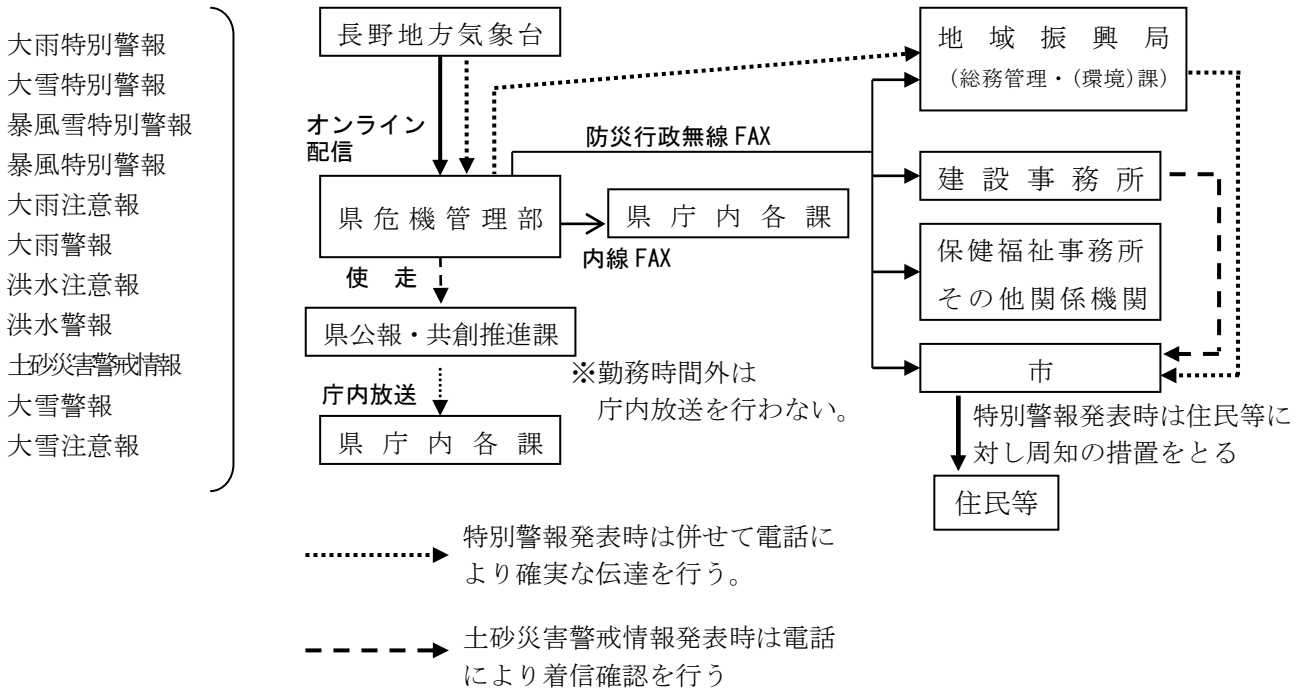

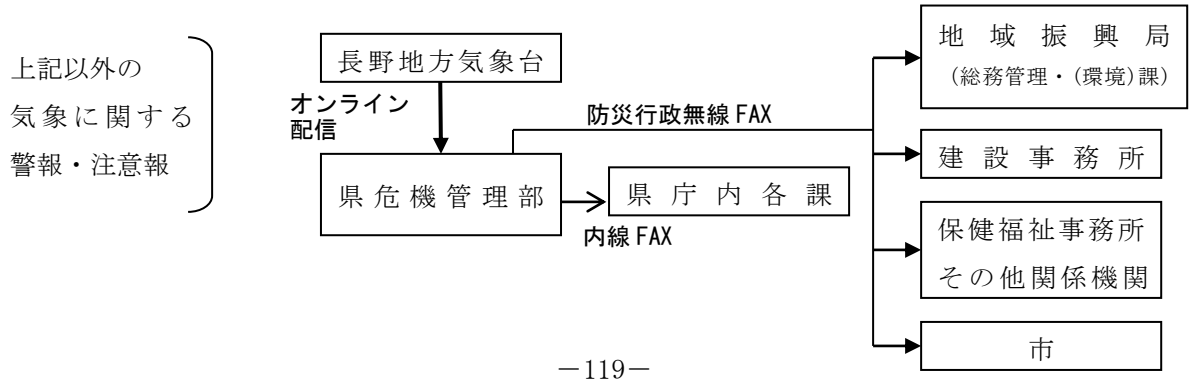

２　水防警報等

（１）伝達系統

ア　洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

（ア）千曲川・犀川

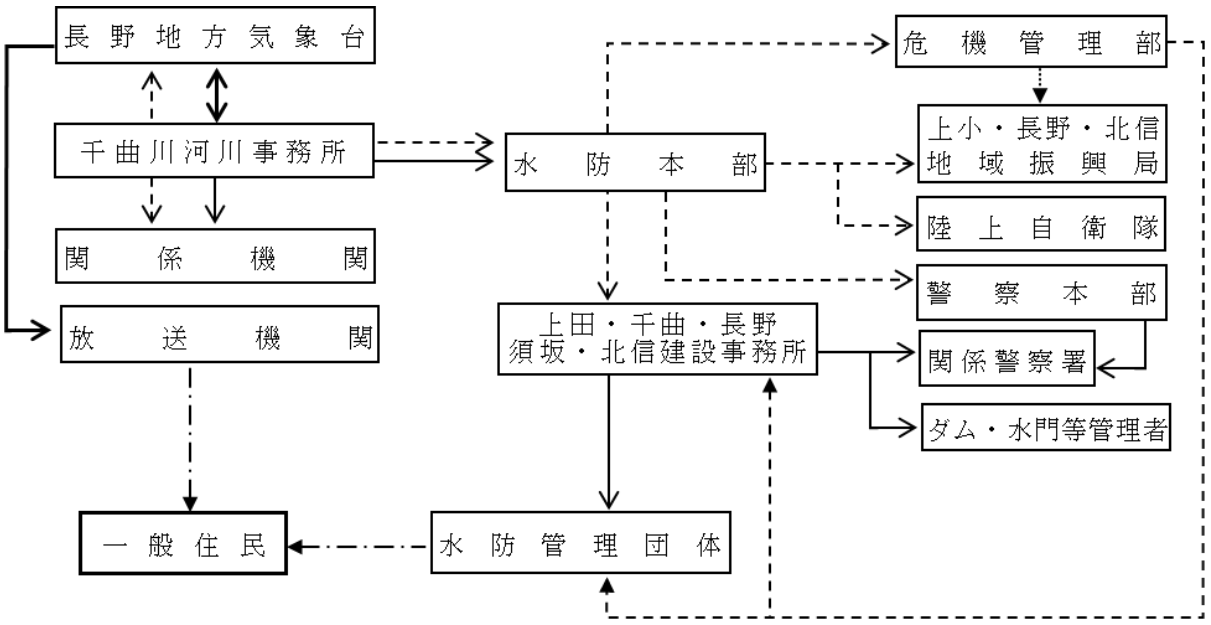

（注）――― は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
…… は、防災行政無線によるファクシミリによる伝達を示す。
――― は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。
- - - - - は、電子メールによる伝達を示す。
―・―・・ は、その他による伝達を示す。

（イ）県管理河川（千曲川上流・下流、裾花川、奈良井川、諏訪湖）

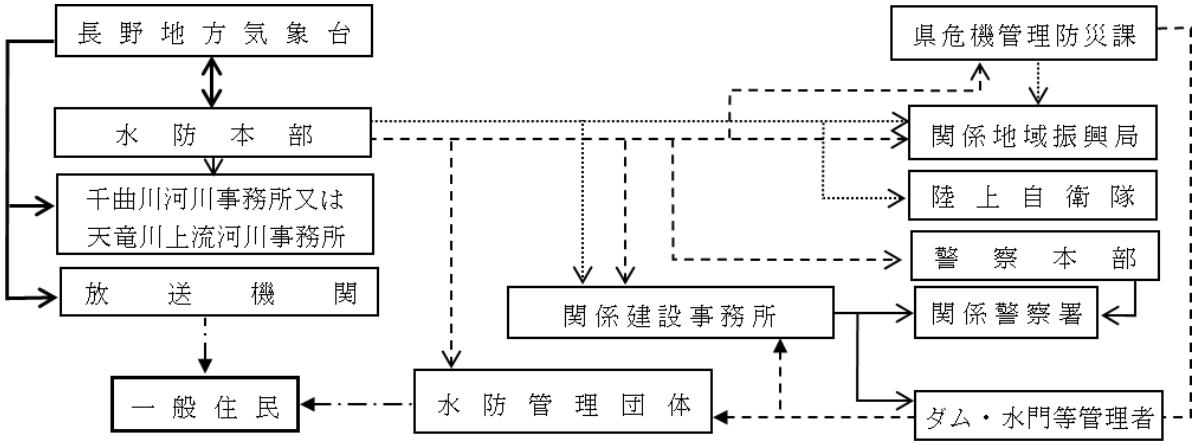

（注）――― は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
……… は、防災行政無線によるファクシミリによる伝達を示す。
――― は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。
- - - - - は、電子メールによる伝達を示す。
ー･ー･･ は、その他による伝達を示す。

※関係建設事務所

千曲川上流は、佐久・上田地域振興局、佐久（佐久北部事務所を含む）・上田建設事務所

千曲川下流は、北信地域振興局、北信建設事務所

裾花川は、長野地域振興局、長野建設事務所

奈良井川は、松本地域振興局、松本建設事務所

諏訪湖は、諏訪地域振興局、諏訪建設事務所、釜口水門管理事務所

イ　水防警報

（ア）千曲川・犀川

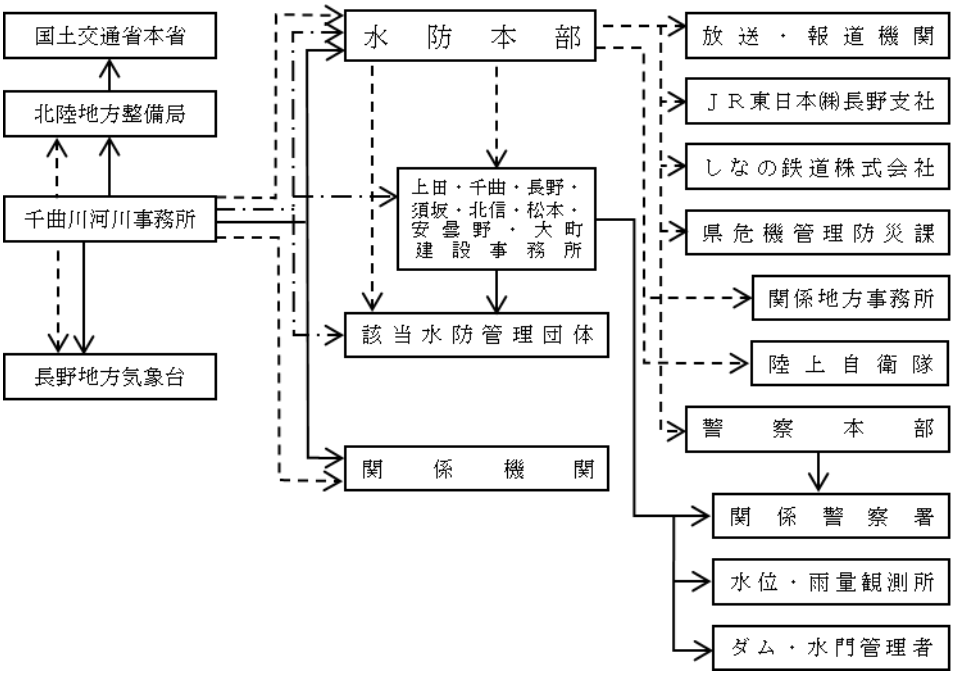

（注）　――― は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
－・－・－ は、統一河川情報システムによる情報提供を示す。
－－－－ は、電子メールによる伝達を示す。

ウ　水防警報（知事が行うもの）

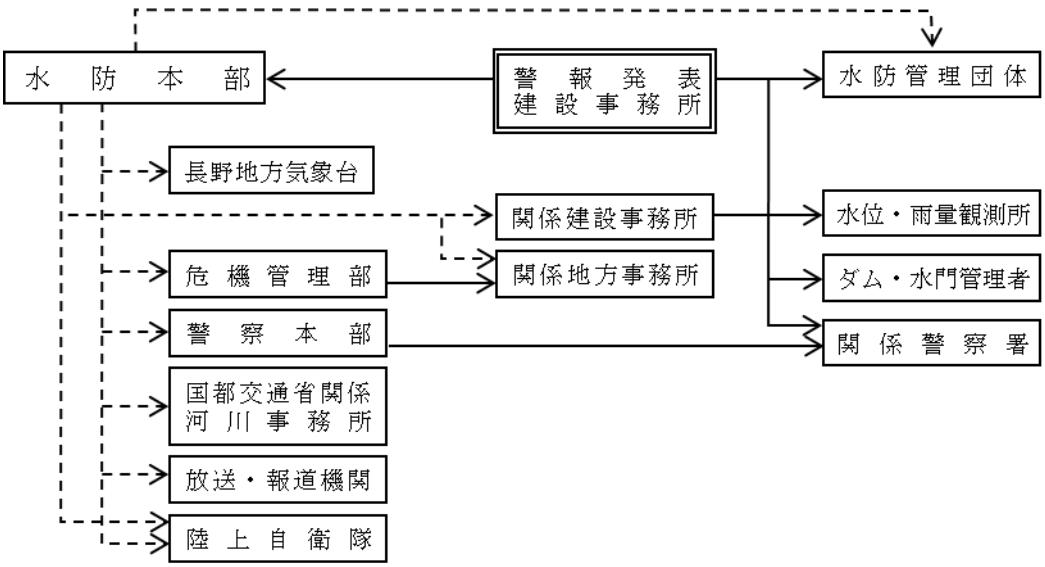

（注）　――― は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。
－－－－ は、電子メールによる伝達を示す。

エ　水位情報の通知（知事が行うもの）

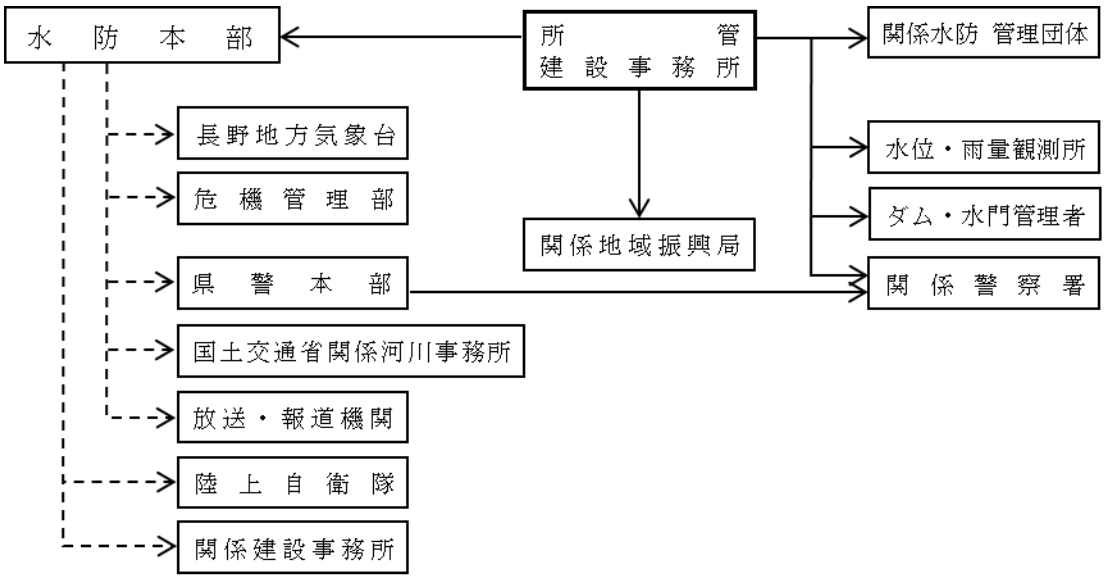

（注）　-------- は、電子メールによる伝達を示す。
　　　――――― は、ＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。

第２節　災害情報の収集・連絡活動

（全班）

第１　基本方針

災害が発生した場合、各防災関係機関はただちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速・的確な被害状況の調査を行うものとする。この場合における調査責任機関、調査報告様式及び連絡ルート等は次によるものとする。

第２　活動の内容

１　報告の種別

（１）概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき、またはその他異常と思われる事態（大量の 119 番通報等）が発生したときは直ちにその概況を報告するものとする。

（２）被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をするものとする。

（３）被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告するものとする。

２　被害状況等の調査と調査責任機関

（１）　被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。
調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

（２）　市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

（３）上田地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。

また、市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

（４）市は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。

調査事項	調査機関	協力機関
概況速報	市	県関係現地機関
人的及び住家の被害	市	上田地域振興局
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	市	上田地域振興局
社会福祉施設被害	施設経営者	上田保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	市	上小農業農村支援センター・佐久家畜保健衛生所上田支所・上田食肉衛生検査所・信州うえだ農業協同組合・信州上小森林組合
農地・農業用施設被害	市	上田地域振興局・土地改良区
林業関係被害	上田地域振興局・市・東信森林管理署	信州上小森林組合
公共土木施設被害	上田建設事務所・市・地方整備局関係機関	
土砂災害等による被害	上田建設事務所	
都市施設被害	市	上田建設事務所
水道施設被害	市・県企業局	上田地域振興局
廃棄物処理施設被害	市・施設管理者	上田地域振興局
感染症関係被害	市・上田保健福祉事務所	市・上田保健福祉事務所
医療施設被害	施設管理者	上田保健福祉事務所
商工関係被害	市	上田地域振興局・上田商工会議所・上田市商工会・真田町商工会
観光施設被害	市	上田地域振興局
教育関係被害	設置者・管理者・市	上田教育事務所
県有財産被害	県関係機関	
市有財産被害	市	
公益事業被害	鉄道・通信・電力・ガス等関係機関	上田地域振興局
警察調査被害	上田警察署	市
火災即報	市	
危険物等の事故による被害	市	
水害等速報	水防関係機関	

３　被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか次表のとおりとする。

被害種類	認定基準
死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、または遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは１月未満で治療できる見込みのものとする。
住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

非　住　家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
住家全壊（全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊（半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
り災者	り災世帯の構成員とする。

４　災害情報の収集・連絡系統

（１）報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、調査機関より県関係課にいたる報告様式、市関係課及び関係機関より県災害対策本部への報告様式、及び総括表とからなるが、それぞれの様式は資料編に掲載のものとする。なお、各報告について最終的な報告には内訳を添付するものとする。

（２）連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は、本節末「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。これらのうち緊急を要する等の場合は、市は直接県関係課に報告し、その後において上田地域振興局等の機関に報告する。

（３）関係機関における実施事項の概要

関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。

ア　被害報告等

（ア）あらかじめ定められた情報収集連絡体制をとり、第２の２において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査のうえ、第２の４に定める様式及び連絡系統により県現地機関等に報告するものとする。なお、火災・災害等即報要領第３直接即報基準に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告するものとする。

（イ）市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は上田地域振興局長に応援を求めるものとする。

（ウ）市庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行うものとする。

この場合の対象となる災害はａ～ｃに定めるとおりとする。

ａ　市において災害対策本部を設置した災害

ｂ　災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、特に報告の必要があると認められる程度の災害

ｃ　ａ又はｂに定める災害になるおそれのある災害

国への報告は、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により行う消防庁への報告と一体的に行うものとする。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻すものとする。

（エ）指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の実施事項

各機関は、その所管する施設について被害状況を調査し、その状況を県災害対策本部室に連絡するものとする。

（オ）「長野県 防災情報システム」を利用し、被害情報等による関係機関との情報共有に努める。

５　通信手段の確保

各防災関係機関は、災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行うものとする。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影、衛星携帯電話、各種移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

（１）市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。

（２）災害情報の共有ならびに通信手段確保のため可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。

（３）必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

別記災害情報収集連絡系統

（１）概況速報　　様式１号（消防庁への速報は様式 21 号（表 21 の２））

人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。

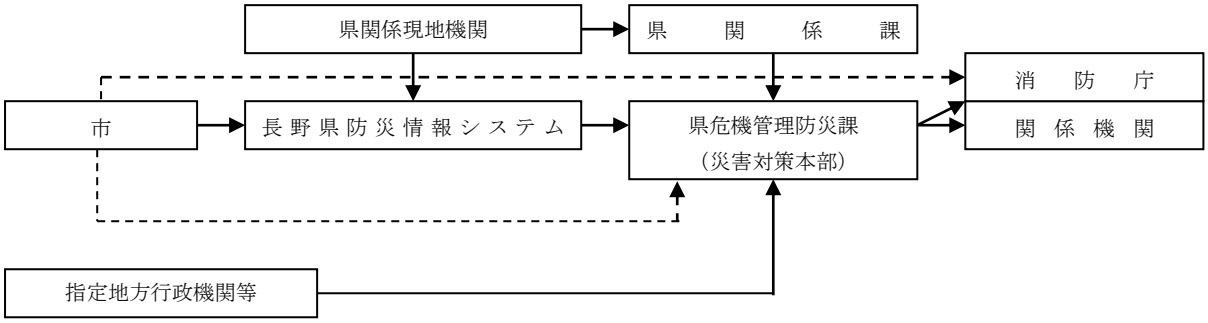

（２）人的及び住家の被害状況報告　　様式２号

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告 様式２－１号

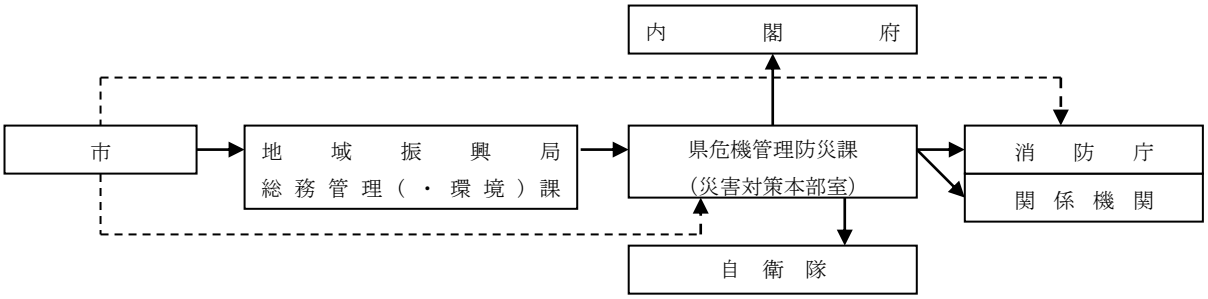

行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録や外国人登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。

（３）社会福祉施設の被害状況報告　　様式３号

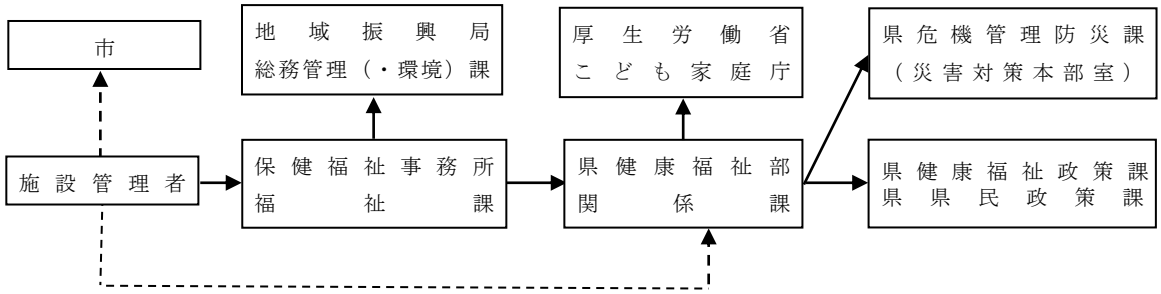

（４）農業関係被害状況報告　　様式５号

ア　農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

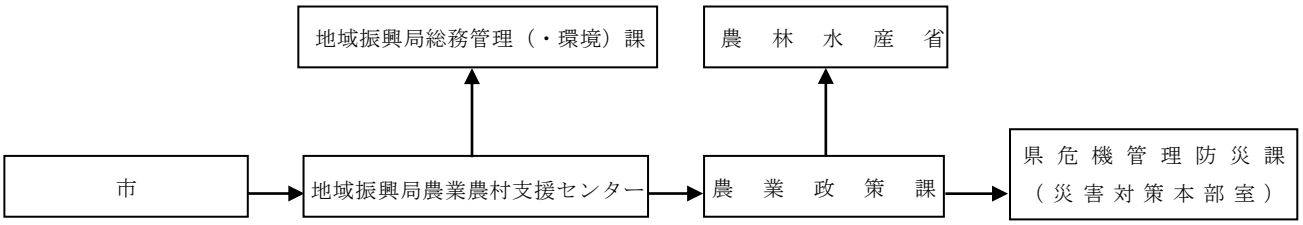

イ　農地・農業用施設被害状況報告　（農業集落排水施設を除く）

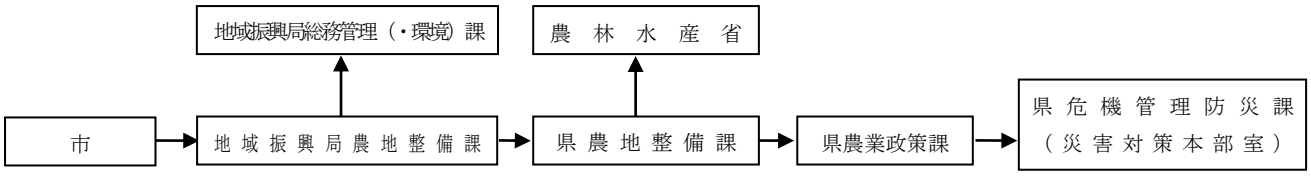

ウ　農業集落排水施設被害状況報告

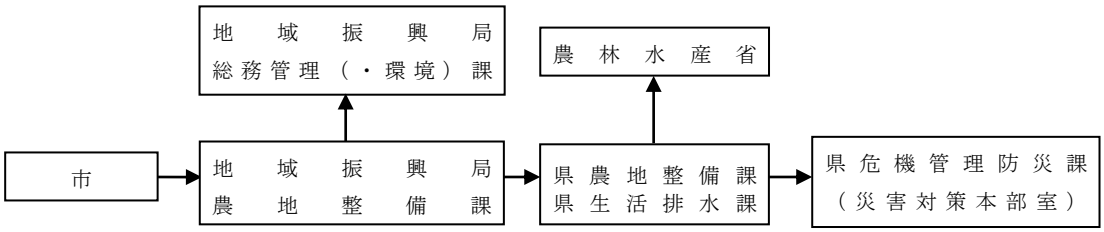

（５）林業関係被害状況報告　　様式６号

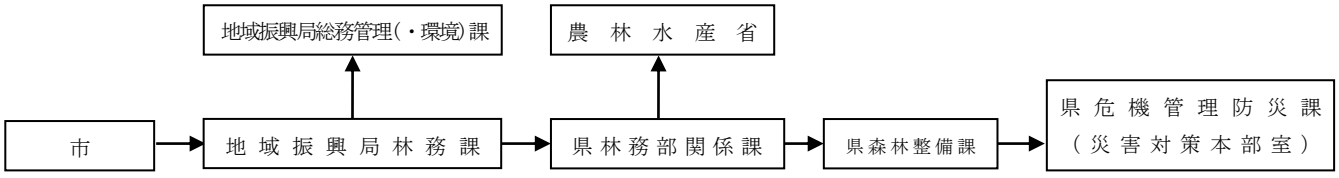

（６）土木関係被害状況報告

ア　県管理河川の氾濫箇所 地図又はGISによる

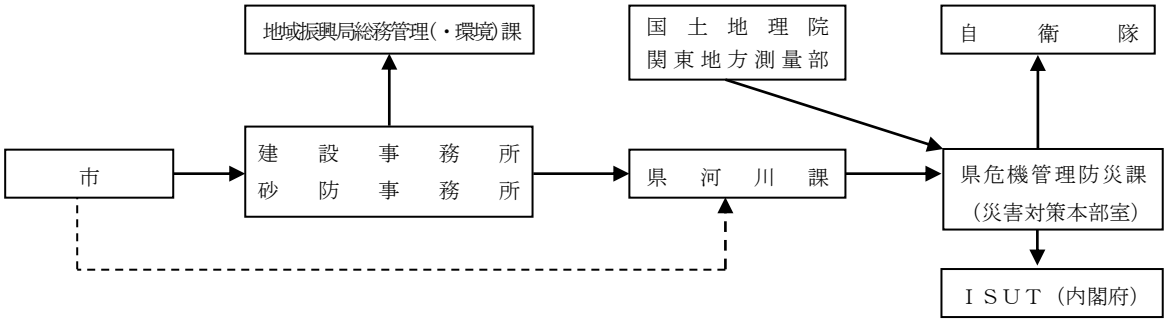

イ　公共土木施設被害状況報告等　　様式７号

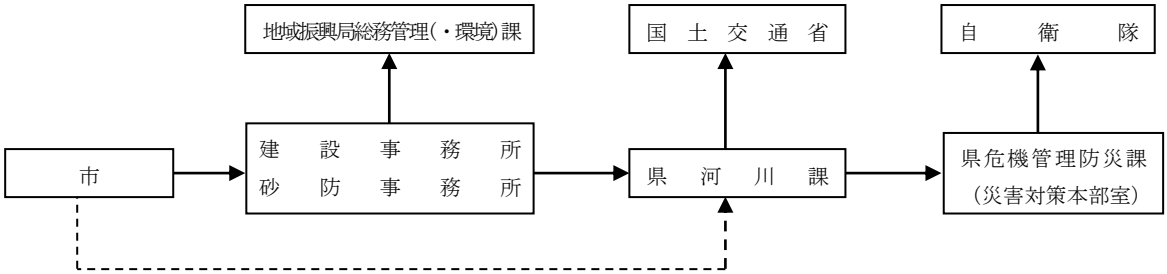

ウ　土砂災害等による被害報告　　地図若しくはGIS又は様式７号

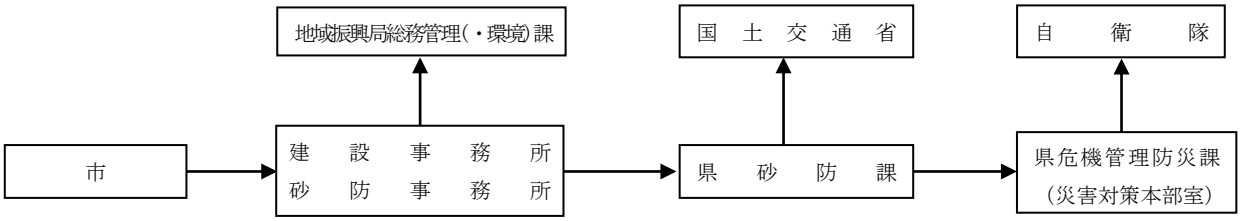

（７）都市施設被害状況報告　　様式８号

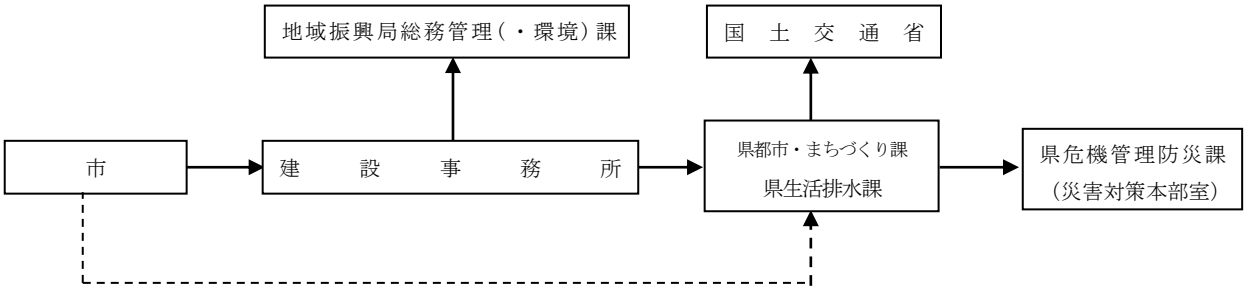

（８）水道施設被害状況報告　　様式９号

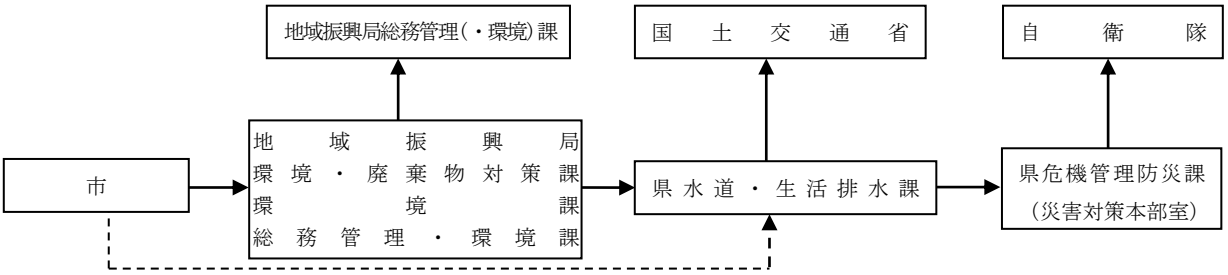

（９）廃棄物処理施設被害状況報告　　様式 10 号

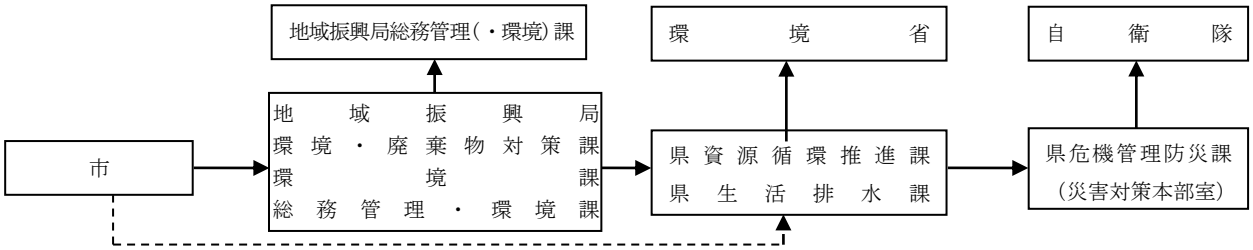

(10) 感染症関係報告　　様式 11 号

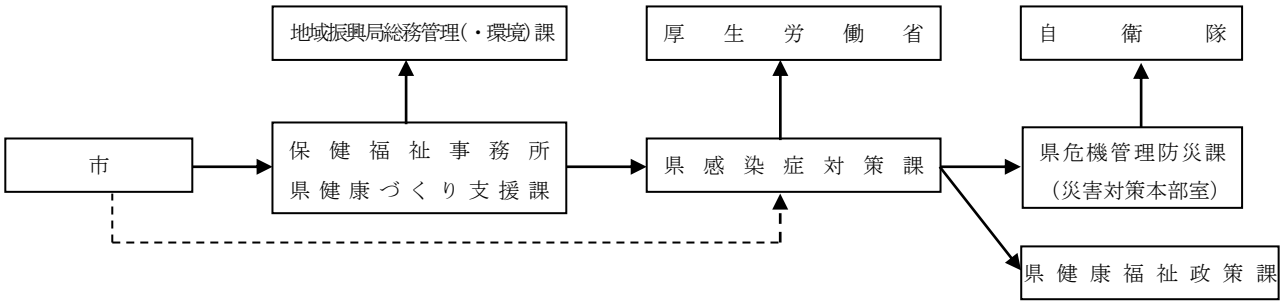

(11) 医療施設関係被害状況報告　　様式 12 号

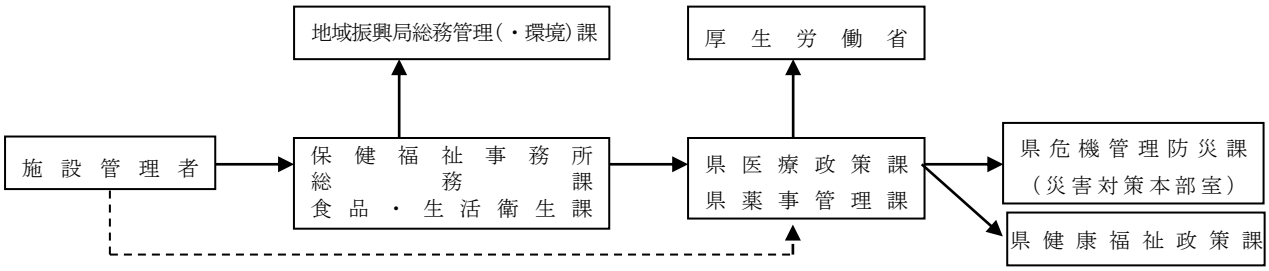

(12) 商工関係被害状況報告　　様式 13 号

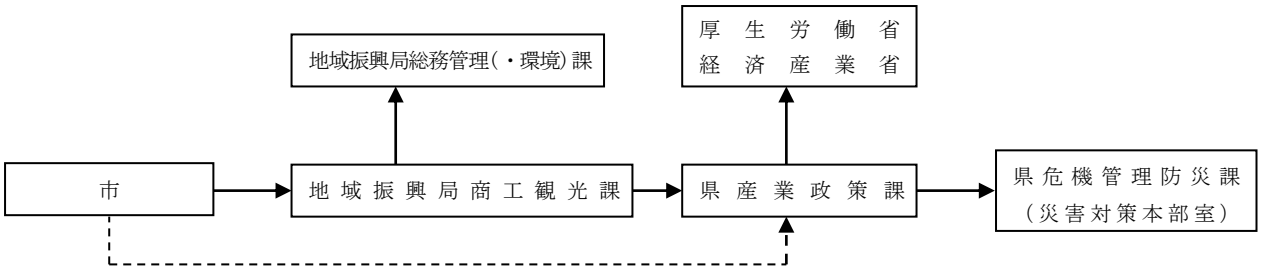

（13）観光施設被害状況報告　　様式 14 号

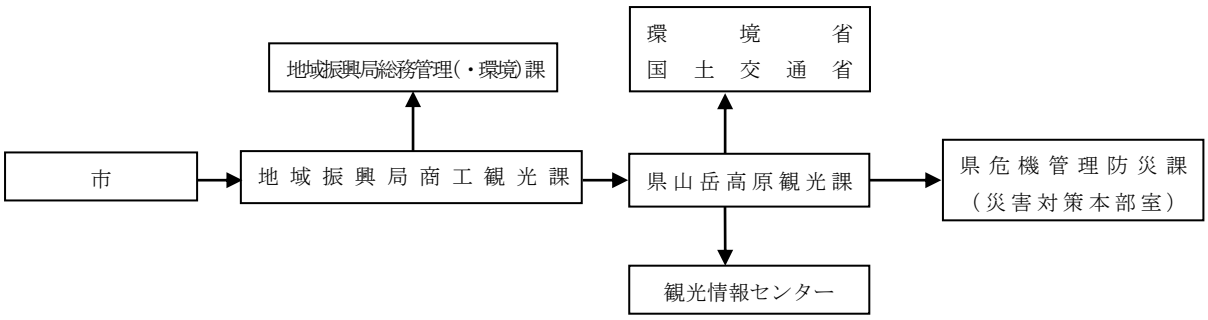

（14）教育関係被害状況報告　　様式 15 号

ア　市施設

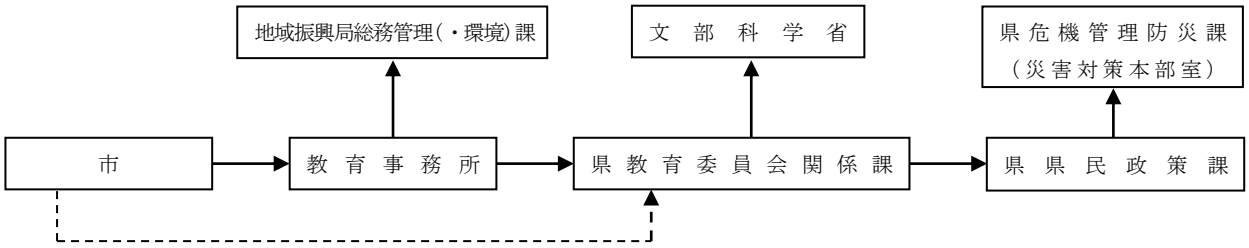

イ　県施設

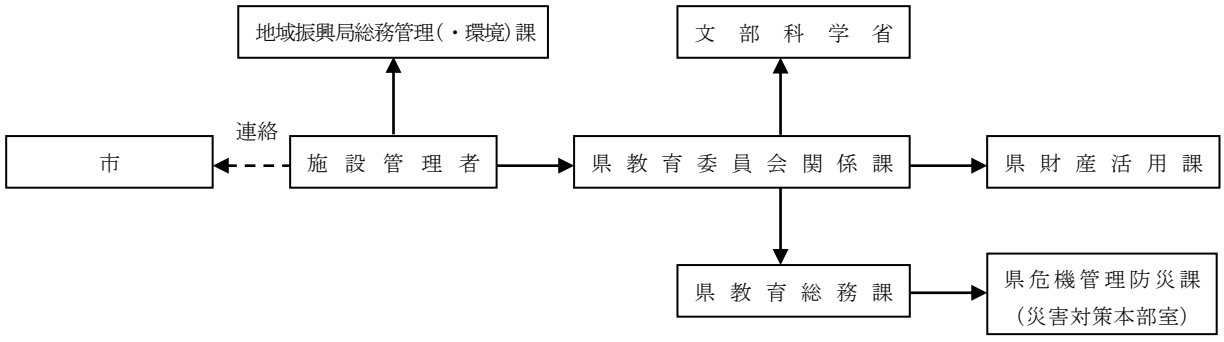

ウ　私立施設

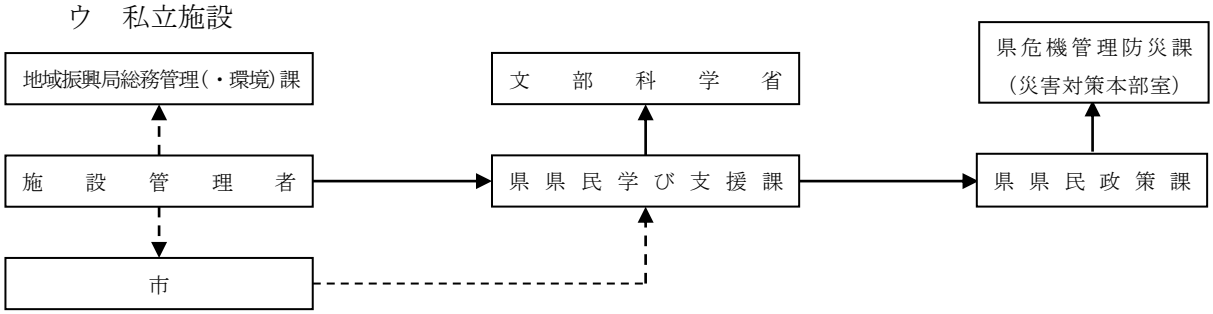

エ　文化財

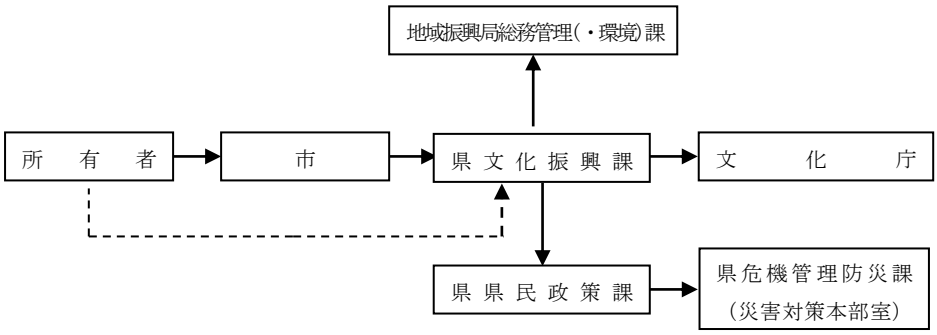

(15) 県有財産（企業財産を含む）被害状況報告　　様式 16 号

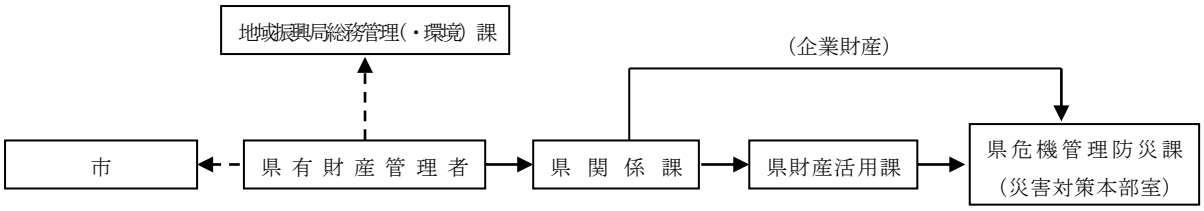

(16) 市有財産の被害状況報告　　様式 17 号

注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

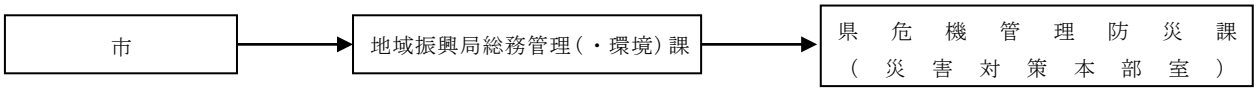

(17) 公益事業関係被害状況報告　　様式 18 号

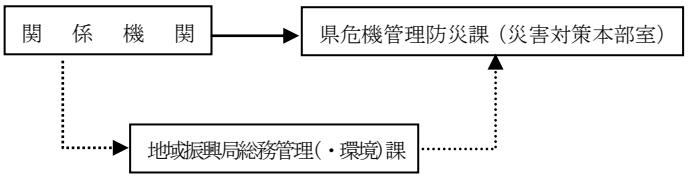

注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

(18) 火災即報　　様式 19 号

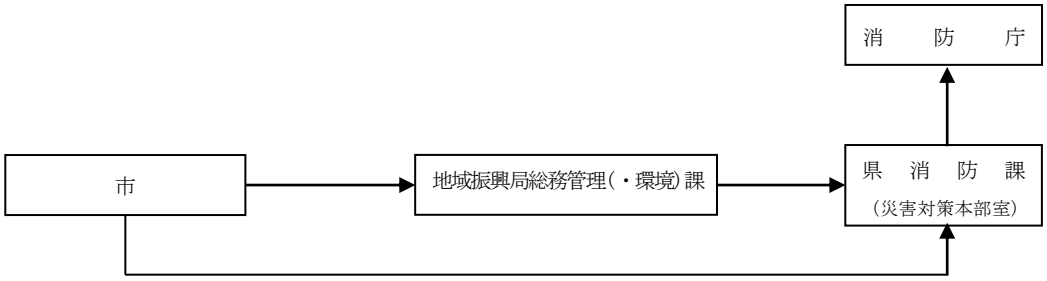

(19) 火災等即報（危険物に係る事故）

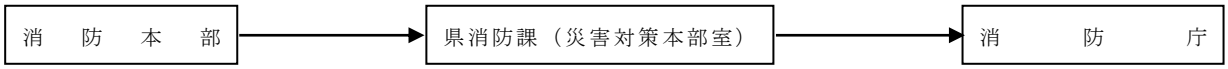

(20) 警察調査被害状況報告　　様式 20 号

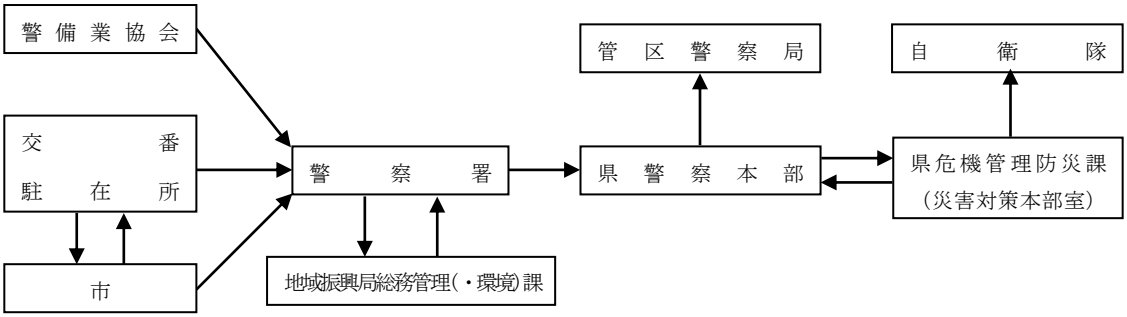

(21) 被害状況総合報告　　様式 21 号

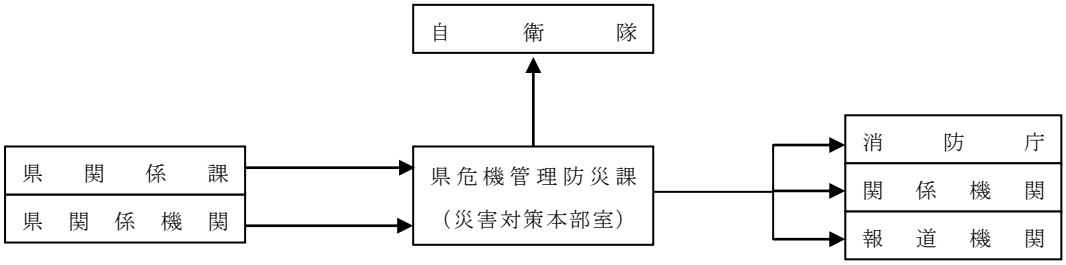

注：県関係課及び関係機関から県危機管理防災課への報告は（２）から（18）までの報告によるものであること。

(22) 水防情報

雨量・水位の通報

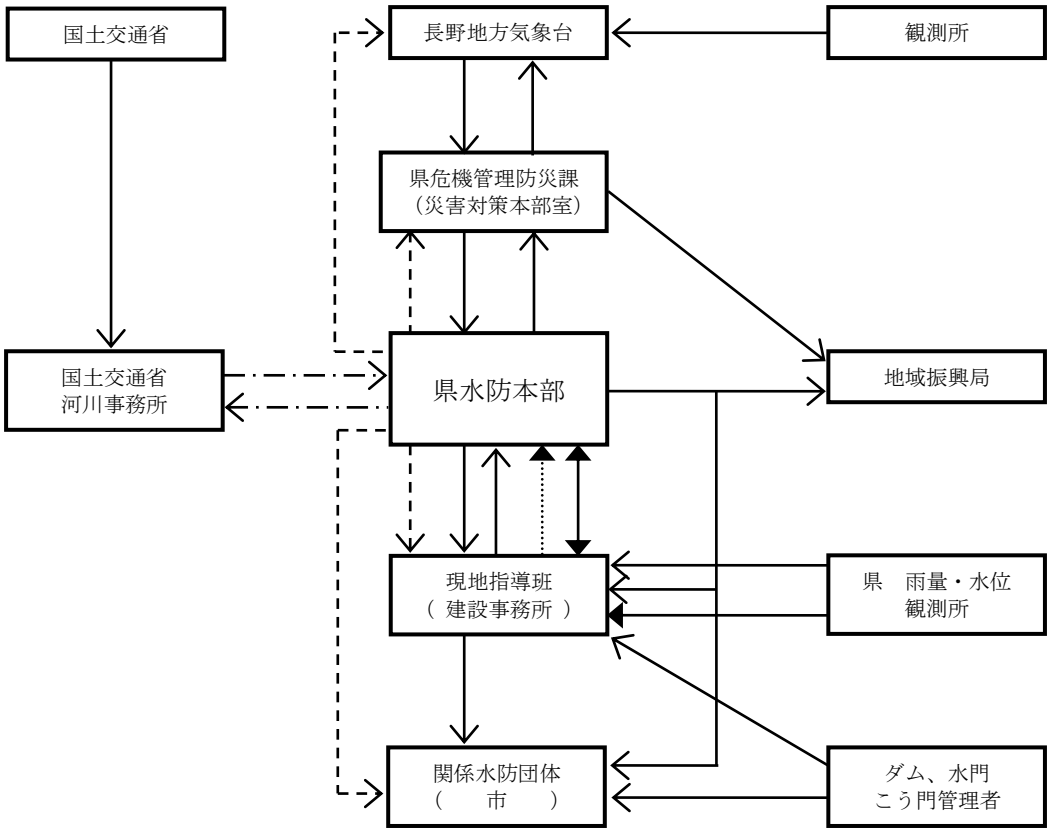

は、オンライン配信又はＮＴＴファクシミリ等による伝達を示す。

は、ファクシミリによる伝達を示す。

は、長野県水防情報システムを示す。

は、統一河川情報システムを示す。

は、長野県ＨＰ「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統を示す。

第３節　非常参集職員の活動

（全部局、全機関）

第１　基本方針

各機関は、市域に災害が発生し又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによってその活動体制に万全を期するものとする。

この場合において、それぞれの防災関係機関は、その組織及び機能のすべてをあげて災害応急対策活動に協力するものとする。

第２　主な活動

災害発生のおそれがあるとき又は、災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分配慮した職員による迅速な配備活動を行うとともに、災害の状況により災害対策本部の設置等を行うものとする。

第３　活動の内容

１　責務

市は、市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、地域防災計画（県・市）及び受援計画（県・市）の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

２　組織、配備基準

市は、１の責務を遂行するため、あらかじめ災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておき、直ちに災害応急対策を実施するものとする。この場合における上田市災害対策本部の設置基準、配備体制の種別等については、以下のように定めるものとする。

職員の配備区分と配備基準

体制	配備職員	配備基準
警戒第１次体制	・本庁及び丸子･真田･武石の各地域自治センターの地域振興課の職員並びに住民避難及び森林整備･農地整備･土木関係施設担当課の係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員 （前記の防災担当課以外の職員については、状況により自宅待機） ・総括本部班長が指名する危機管理担当政策幹又は、指名された危機管理担当政策幹が指名する職員	(1) 市域で震度３又は４の地震が発生した場合 (2) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）または（巨大地震注意）を発表した場合で、総括本部班長が必要と認めたとき (3) 気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル２（火口周辺規制）を発表した場合で、総括本部班長が必要と認めたとき (4) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表した場合 (5) 注意報であっても災害の発生が予想される場合で総括本部班長が必要と認めたとき
警戒第２次体制	・係長以上の職員のうちから所属長が指名する職員（配備職員以外は自宅待機） ・危機管理担当政策幹又は、危機管理担当政策幹が指名する職員 ・危機管理担当参事（災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき）	(1) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ災害の発生が予想される場合で、市長が必要と認めたとき (2) 気象庁が気象業務法に基づく警報を発表し、かつ降雪の深さが市内平地において警報発表基準(12時間の降雪の深さ20ｃｍ)を超え、さらに降雪が見込まれるとき (3) 災害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき
緊急体制	・係長以上の全職員及び所属長が指名する職員（配備職員以外は自宅待機） ・原則として、自分の所属に参集する。 ・自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子･真田･武石地域自治センターに参集する（指定緊急避難場所開設担当者、危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く）。 ・震度５弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。	(1) 市域で震度５弱又は５強の地震が発生した場合 (2) 気象庁が南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）を発表した場合 (3) 気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル３（入山規制）を発表した場合で、市長が必要と認める場合 (4) 気象庁が市域に係る気象に関する特別警報（大雨、暴風、暴風雪又は大雪）を発表した場合 (5) 長野地方気象台より大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報の発表に関する情報の事前提供があった場合 (6) 現に災害が起こっており、さらに相当規模の災害が予想される状況に至った場合で、市長が必要と認めたとき
全体体制	・全職員 ・原則として、自分の所属に参集する。 ・自分の所属に参集できない場合は、最寄りの、本庁又は、丸子･真田･武石地域自治センターに参集する（指定緊急避難場所開設担当者､危機管理防災課、地域振興課の職員、部長を除く）。 ・震度５弱以上の地震が発生したときは、指定緊急避難場所開設担当者は担当の指定緊急避難場所に参集し、避難地として校庭等を開設する。	(1) 市域で震度６弱以上の地震が発生した場合 (2) 気象庁が浅間山に係る噴火警戒レベル４（避難準備）を発表した場合 (3) 全市域にわたって大災害が発生、若しくは発生が予想される状況に至った場合又は局地的な災害であっても甚大な被害が発生した場合で、市長が必要と認めたとき (4) 自宅付近の災害状況により被害が甚大だと予想されるとき（職員の自主判断）

【警戒第１次体制非常参集伝達系統】

［勤務時間中］

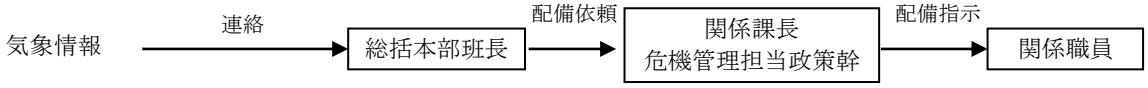

［勤務時間外］

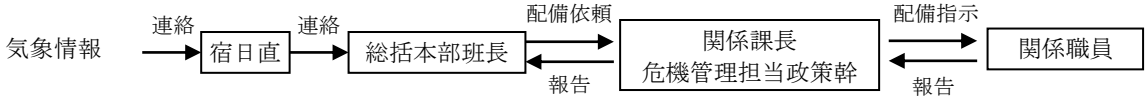

【警戒第２次体制非常参集伝達系統】

［勤務時間中］

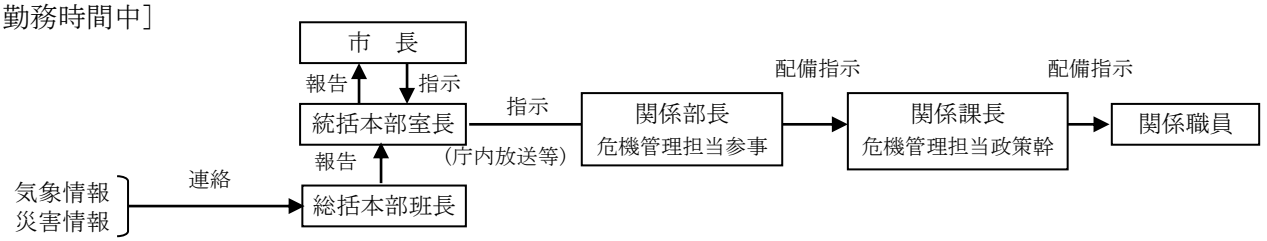

［勤務時間外］

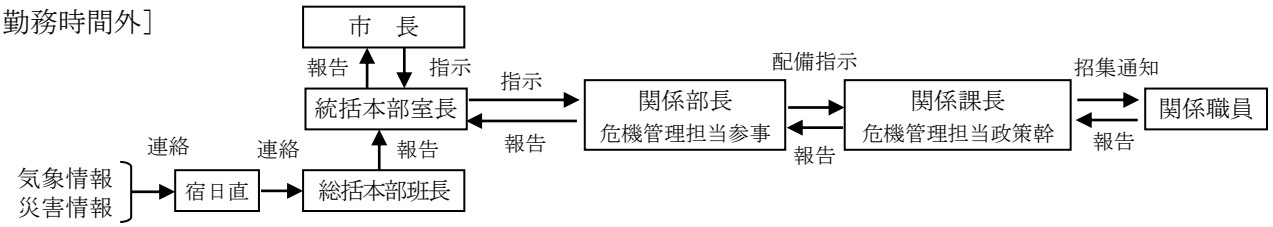

（１）活動体制

必要な組織を整備するとともに、災害対策に従事する職員の配備等について以下のように定めるものとする。

本部の組織及び分掌事務

本部	本部長　（市長） 副本部長　（副市長） 本部付　（教育長）（政策企画部長）（会計管理者）その他本部長が指名する者		
部室名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務
統括本部室 総務部長	**総括本部班** ◎危機管理防災課長	 危機管理防災課	1　本部の運営、総合企画及び連絡調整に関すること 2　各対策部への要請・連絡に関すること 3　関係機関・団体等に対する協力応援要請に関すること 4　自衛隊の派遣要請及び救援活動の受け入れに関すること 5　災害救助法の適用申請に関すること
	総務企画班 ◎総務課長 ○行政管理課長 ○政策企画課長 ○学園都市推進室長	 総務課 行政管理課 政策企画課 学園都市推進室	1　災害情報の入手、各対策部の被害状況のとりまとめ及び報告に関すること 2　防災行政無線の運用に関すること 3　職員の動員に関すること 4　従事命令による者の事故補償に関すること 5　広域防災拠点に関すること 6　人的応援・受援に関すること
	情報通信班 ◎情報システム課長 ○広報課長	 情報システム課 広報課	1　情報システムの復旧及び確保・保全に関すること 2　公衆無線ＬＡＮの開放に関すること 3　非常無線通信に関すること
	広報・対外調整班 ◎広報課長 ○秘書課長 ○情報システム課長	 広報課 秘書課 情報システム課	1　市民への防災知識の普及に関すること 2　市民への災害広報に関すること 3　対外調整に関すること 4　災害写真等の収集及び災害記録の作成に関すること
	コールセンター班 ◎行政管理課長 ○ＤＸ推進課長	 行政管理課 ＤＸ推進課	1　コールセンターの設置・運営に関すること 2　市民等からの通報情報の受付に関すること
	公有財産管理班 ◎財産活用課長 ○行政管理課長 ○契約検査課長 ○会計課係長	 契約検査課 行政管理課 財産活用課 会計課	1　避難者の移送・輸送に関すること 2　車両の借り上げ等に関すること 3　緊急車両の登録に関すること 4　緊急物資の調達に関すること 5　市有財産の保全に関すること 6　有線・無線などの通信の確保に関すること 7　本部体制（主として本庁舎）の確保に関すること
	財務会計班 ◎財政課長	 財政課	1　災害経費の予算措置に関すること 2　災害復旧計画事業及び財政に関すること
	救援対策班 ◎市民参加・協働推進課長 ○移住交流推進課長 ○人権共生課長 ○市民課長 ○税務課長 ○収納管理課長 ○債権管理室長 ○上田市消費生活センター次長 学校避難場所対応のみ ○教育総務課長 ○学校教育課長	 市民参加・協働推進課 移住交流推進課 人権共生課 市民課 税務課 収納管理課 債権管理室 上田市消費生活センター 教育総務課 学校教育課	1　人及び人家の被害調査に関すること 2　り災害証明の発行に関すること（大規模災害時） 3　食糧の調達供給に関すること 4　指定緊急避難場所の開設・運営管理の総括及び避難経路に関すること 5　避難所運営委員会との連絡調整に関すること 6　被災者の避難誘導に関すること 7　被災者の指導及び受入れに関すること 8　外国籍市民への支援に関すること 9　男女の違いや多様性に配慮した避難所の運営等に関すること
	協力班 ◎丸子地域自治センター次長 ○真田地域自治センター次長 ○武石地域自治センター次長 ○豊殿地域自治センター長 ○塩田地域自治センター長 ○川西地域自治センター長	 丸子地域自治センター 真田地域自治センター 武石地域自治センター 豊殿地域自治センター 塩田地域自治センター 川西地域自治センター	1　各対策部への連絡・協力に関すること 2　応急対策に関すること

部室名 責任者	班　名 ◎班長、○副班長	班　員	分掌事務
環境対策部 環境部長	**環境衛生班** ◎環境政策課長 ○廃棄物対策課長	 環境政策課 廃棄物対策課	1　環境衛生に関すること 2　避難所の環境の保持に関すること 3　連絡調整に関すること
	清掃班 ◎廃棄物対策課長 ○ごみ減量企画室長 ○資源循環型施設建設関連事業課長	 廃棄物対策課 ごみ減量企画室 資源循環型施設建設関連事業課	1　ごみの収集及び処理事務に関すること 2　処分地の確保に関すること 3　連絡調整に関すること
福祉対策部 福祉部長	**福祉･救援物資･ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ班** ◎福祉課長 ○障がい者支援課長 ○点字図書館長 ○高齢者介護課長 ○第一学校給食ｾﾝﾀｰ所長 ○第二学校給食ｾﾝﾀｰ所長	 福祉課 障がい者支援課 点字図書館 高齢者介護課 第一学校給食センター 第二学校給食センター	1　福祉施設の被害調査及び応急対策等に関すること 2　施設受入者の避難受入れに関すること 3　要保護者に関すること 4　死体の処理、埋葬に関すること 5　災害救助法の適用に関すること（適用申請除く） 6　被災者生活再建支援法に関すること 7　衣料、生活必需品等の救援物資及び見舞金等に関すること 8　炊き出しに関すること 9　ボランティアに関すること 10　被災者支援に係るNPOとの連携に関すること 11　連絡調整に関すること
健康こども未来対策部 健康こども未来部長	**医療救護班** ◎健康推進課長 ○地域医療政策室長 ○国保年金課長	 健康推進課 地域医療政策室 国保年金課	1　医療、医薬品に関すること 2　救護、助産に関すること 3　感染症の発生防止及びまん延防止に関すること 4　保健所等関係機関との感染症対策に係る連絡調整に関すること 5　連絡調整に関すること 6　代替本部設置場所（ひとまちげんき・健康プラザうえだ）としての安全確認及び機能確保
	保育班 ◎保育課長 ○子育て・子育ち支援課長 ○発達相談センター次長	 保育課 子育て・子育ち支援課 発達相談センター	1　施設の被害調査及び応急対策に関すること 2　園児及び施設受入者の避難受入れに関すること 3　連絡調整に関すること
産業振興対策部 産業振興部長	**商工班** ◎商工課長 ○地域雇用推進課長	 商工課 地域雇用推進課	1　商工・運輸、交通、通信施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2　連絡調整に関すること
	農政班 ◎森林整備課長 ○農業政策課長	 森林整備課 農業政策課	1　農林水産物の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2　林地、林道、治山施設の被害調査及び復旧に関すること
	農地整備班 ◎農地整備課長 ○丸子地域農地整備事務所長 ○真田地域農地整備事務所長 ○武石地域農地整備事務所長	 農地整備課 丸子地域農地整備事務所 真田地域農地整備事務所 武石地域農地整備事務所	1　農地、農業用施設等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2　土石流危険区域等の調査に関すること
	協力班 ◎農業委員会事務局長	 農業委員会事務局	1　農業委員会の連絡に関すること 2　応急対策に関すること
文化スポーツ観光対策部 文化スポーツ観光部長	**文化政策班** ◎文化政策課長 ○上田文化会館長 ○丸子文化会館長 ○スポーツ推進課長 ○国民スポーツ大会準備室長	 文化政策課 上田文化会館 丸子文化会館 スポーツ推進課 国民スポーツ大会準備室	1　文化・スポーツ施設の被害調査及び応急対策に関すること 2　管理施設の避難者等緊急受入れ調整に関すること 3　避難者受入れに伴う物資の確保に関すること 4　連絡調整に関すること
	観光班 ◎観光シティプロモーション課長 ○交流文化芸術センター副館長 ○上田市立美術館長	 観光シティプロモーション課 交流文化芸術センター 上田市立美術館	1　観光施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2　関連団体等との連絡調整に関すること

部室名 責任者	班名 ◎班長、○副班長	班員	分掌事務
都市建設対策部 都市建設部長	**土木班** ◎土木課長 ○管理課長 ○交通政策課長 ○丸子地域建設課長 ○真田地域建設課長 ○武石地域建設課長	 土木課 管理課 交通政策課 丸子地域建設課 真田地域建設課 武石地域建設課	1　道路、河川、橋梁等の被害調査、応急対策及び復旧に関すること 2　障害物の除去に関すること 3　緊急輸送道路の確保に関すること 4　交通規制に関すること 5　応急対策に関すること 6　土石流に関すること 7　公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること
	建築班 ◎都市計画課長 ○建築指導課長 ○建築課長 ○上田城跡整備室長 ○櫓復元推進室長	 都市計画課 建築指導課 建築課 上田城跡整備室 櫓復元推進室	1　公共施設の被害調査に関すること 2　災害応急機材の調達確保に関すること 3　仮設住宅及び応急修理に関すること 4　応急危険度判定に関すること 5　連絡調整に関すること
	住宅班 ◎住宅政策課長	 住宅政策課	1　市営住宅の確保に関すること 2　住宅のあっせんに関すること
消防対策部 消防部長	**総務班** ◎消防総務課長	 消防総務課	1　予報、警報等の伝達および広報に関すること 2　気象情報の収集に関すること 3　非常時における通信の確保に関すること 4　災害の警戒及び防御に関すること 5　避難の勧告又は指示に関すること 6　被害者の救出、救助に関すること 7　被害者の避難誘導に関すること 8　水防に関すること 9　死体の捜索に関すること 10　消防、防災組織との連絡、防災活動に関すること 11　り災証明に関すること（火災によるもの） 12　火災調査に関すること
	警防班 ◎消防警防課長 ◎中央消防課長 ○南部消防課長 ○東北消防課長 ○川西消防課長 ○丸子消防課長 ○真田消防課長	 消防警防課 中央消防課 南部消防課 東北消防課 川西消防課 丸子消防課 真田消防課	
	予防班 ◎消防予防課長	 消防予防課	
上下水道対策部 上下水道局長	**総務班** ◎経営管理課長 ○上下水道基盤強化対策室長 ○サービス課長	 経営管理課 上下水道基盤強化対策室 サービス課	1　部の庶務に関すること 2　連絡調整に関すること 3　情報の収集及び伝達に関すること 4　広報活動に関すること 5　協力要請に関すること
	上水道班 ◎上水道課長 ○丸子・武石上下水道課長	 上水道課 丸子・武石上下水道課	1　上水道施設の被害調査に関すること 2　飲料水の応急給水に関すること 3　上水道施設の応急対策に関すること 4　上水道施設の復旧に関すること 5　応急資機材の調達、確保に関すること 6　飲料水の水質に関すること
	浄水管理班 ◎浄水管理センター所長	 浄水管理センター	
	下水道班 ◎下水道課長 ○丸子・武石上下水道課長	 下水道課 丸子・武石上下水道課	1　下水道施設の被害調査に関すること 2　下水道施設の応急対策に関すること 3　下水道施設の復旧に関すること 4　応急資機材の調達、確保に関すること 5　放流水の水質に関すること
議会対策部 議会事務局長	**議会班** ◎議会事務局次長	 議会事務局	1　議会への連絡に関すること 2　応急対策に関すること
	協力班 ◎選挙管理委員会事務局長 ○監査委員事務局長	 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	1　応急対策に関すること

部室名 責任者	班　名 ◎班長、○副班長	班　員	分掌事務
教育対策部 教育次長	**学校教育班**		1　教育施設の被害調査及び応急対策に関すること 2　被災児童生徒に対する教材、学用品等の交付に関すること 3　学校内の災害対策に関すること 4　学校施設の避難場所に関すること 5　連絡調整に関すること
	◎学校教育課長	学校教育課	
	○教育総務課長	教育総務課	
	○教育施設整備室長	教育施設整備室	
	生涯学習班		1　社会教育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関すること
	◎生涯学習・文化財課長	生涯学習・文化財課	
	○櫓復元推進室長	櫓復元推進室	
	○上田城跡整備室長	上田城跡整備室	
	学校保健給食班		1　児童生徒の健康保持に関すること 2　学校給食施設の被害調査に関すること 3　学校給食の復旧に関すること 4　炊出し協力調整に関すること
	◎学校保健給食課長	学校保健給食課	
	○第一学校給食ｾﾝﾀｰ所長	第一学校給食センター	
	○第二学校給食ｾﾝﾀｰ所長	第二学校給食センター	
	○丸子学校給食ｾﾝﾀｰ所長	丸子学校給食センター	
	協力班		1　応急対策に関すること
	◎中央公民館長	中央公民館	
	○上田市立上田図書館長	上田市立上田図書館	
	○上田情報ﾗｲﾌﾞﾗﾘｰ館長	上田情報ライブラリー	
	○上田市立博物館長	上田市立博物館	
	○西部公民館長	西部公民館	
	○城南公民館長	城南公民館	
地域対策部 上田地域自治センター長（地域全体）、 丸子地域自治センター長（丸子地域）、 真田地域自治センター長（真田地域）、 武石地域自治センター長（武石地域）、	**上田地域対策班**		1　地域対策に関すること 2　連絡調整に関すること 3　応急対策に関すること
	◎豊殿地域自治ｾﾝﾀｰ長	豊殿地域自治センター	
	◎塩田地域自治ｾﾝﾀｰ長	塩田地域自治センター	
	◎川西地域自治ｾﾝﾀｰ長	川西地域自治センター	
	○西部公民館長	西部公民館	
	○城南公民館長	城南公民館	
	○上野が丘公民館長	上野が丘公民館	
	○塩田公民館長	塩田公民館	
	○川西公民館長	川西公民館	
	丸子地域対策班		
	◎丸子地域自治ｾﾝﾀｰ次長	丸子地域自治センター	
	○丸子地域振興課長	丸子地域振興課	
	○丸子市民サービス課長	丸子市民サービス課	
	○丸子産業観光課長	丸子産業観光課	
	○丸子地域建設課長	丸子地域建設課	
	○丸子地域農地整備事務所長	丸子地域農地整備事務所	
	○丸子地域教育事務所長	丸子地域教育事務所	
	○丸子学校給食ｾﾝﾀｰ所長	丸子学校給食センター	
	○丸子図書館次長	丸子図書館	
	○丸子文化会館次長	丸子文化会館	
	○丸子公民館次長	丸子公民館	
	真田地域対策班		
	◎真田地域自治ｾﾝﾀｰ次長	真田地域自治センター	
	○真田地域振興課長	真田地域振興課	
	○真田市民サービス課長	真田市民サービス課	
	○真田産業観光課長	真田産業観光課	
	○真田地域建設課長	真田地域建設課	
	○真田地域農地整備事務所長	真田地域農地整備事務所	
	○真田地域教育事務所長	真田地域教育事務所	
	○真田図書館次長	真田図書館	
	○真田中央公民館次長	真田中央公民館	
	武石地域対策班		
	◎武石地域自治ｾﾝﾀｰ次長	武石地域自治センター	
	○武石地域振興課長	武石地域振興課	
	○武石市民サービス課長	武石市民サービス課	
	○武石産業観光課長	武石産業観光課	
	○武石地域建設課長	武石地域建設課	
	○武石地域農地整備事務所長	武石地域農地整備事務所	
	○武石地域教育事務所長	武石地域教育事務所	
	○武石公民館次長	武石公民館	

〔連絡員の派遣〕

統括本部室長を除く各対策部長は、災害対策本部設置時に災害対策本部会議と対策部内各班との迅速な連絡調整を図るため、所属職員（課長補佐又は係長級）からあらかじめ連絡員を１名定めるものとする。

連絡員は、災害対策本部室に待機し、次の業務を行う。

○対策部長の指示、その他班長への連絡事項の伝達 ○対策部内各班から対策部長又は本部長への連絡事項の伝達

各部共通事務分掌

全部局	職員安否、参集、被災状況の把握に関すること
施設所管課	施設利用者の安全確保及び安否確認並びに施設の保全に関すること 施設の被害、周辺の被災状況の調査と報告に関すること 施設の災害応急対策と災害復旧に関すること 避難を求める者がいる場合は適切に保護し、本部に報告すること

①被害調査結果の報告‥‥‥速報、詳報
②応急措置等の結果報告
③指定避難所の運営に関すること
　　→ 班長→部長→統括本部室長→本部長
④その他必要な事項の報告
⑤関係上部機関からの情報入手と報告、通報に関すること
⑥土砂災害危険個所（土石流、地すべり、がけ崩れなどの危険箇所）及びため池危険箇所のパトロール及び警戒避難体制の整備に関すること

（２）災害対策本部の設置基準

ア　市域で震度６弱以上の地震が発生した場合（自動設置）

イ　警戒体制又は緊急体制に掲げる状況で、市長が必要と認めたとき

ウ　甚大な被害が発生し、市民の生命、身体及び財産の保護を必要とする場合で、市長が必要と認めたとき

（３）指揮命令系統

災害時における活動体制は、地震の震度等により、指示によることなく取るべき体制が定められている場合を除き、警戒体制については本庁の危機管理防災課長からの配備依頼、それ以外の体制については同総務部長の指示に基づくものとする。ただし、丸子・真田・武石の各地域自治センター管轄区域において災害が発生し、指示を待つ時間がない場合には、センター長の指示に基づき必要な体制をとった上で、速やかに総務部長に報告するものとする。

（４）災害対応

ア　丸子・真田・武石の各地域自治センター管轄区域で災害が発生した場合は、災害の種類に応じ、各地域自治センターの担当課が対応（上田地域自治センター管轄区域（豊殿・塩田・川西の各地域自治センター管轄区域を含む。）は本庁の担当課で対応）するものとし、災害情報については遅滞なく地域自治センター地域振興課（本庁は危機管理防災課）に報告し、地域振興課

が管轄区域内の情報取りまとめを行うものとする。

イ　各地域自治センターの担当課は、災害の種類に応じた本庁の所轄課にも連絡し、必要に応じて連携・協力して災害対応に当たるものとする。

ウ　地域自治センター地域振興課は、取りまとめた災害情報を本庁危機管理防災課に遅滞なく報告するものとし、危機管理防災課が市全体の情報取りまとめを行うものとする。

（５）対策本部の設置場所

市長は、災害対策本部設置基準に基づき、災害時には速やかに本庁内に災害対策本部を設置するものとする。

ただし、本庁舎が被災した場合等は、市対策本部の予備施設として、以下の順位で設置するものとする。

設置場所	設置場所
第１順位	ひとまちげんき・健康プラザうえだ
第２順位	真田地域自治センター
第３順位	丸子地域自治センター

（６）現地災害対策本部

ア　設置基準及び廃止基準

（ア）設置基準及び設置場所

本部長が必要と認めるとき、災害現場付近に設置する。

（イ）廃止基準

ａ　当該災害の応急対策が完了したと認められるとき。

ｂ　本部長が必要ないと認めたとき。

イ　現地災害対策本部の開設

（ア）本部長は、職員のうちから職員等を指名し、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を開設する。

（イ）現地本部を開設したときは、立看板、のぼり旗等で表示するとともに、本部の設置に準じて、直ちにその旨を関係者に通知及び公表する。

（ウ）現地本部には、市防災行政無線移動局、ＮＴＴ仮設電話等の通信設備を設置して、常に本部と密接な連絡を取る。

ウ　現地本部の責務

（ア）災害の状況、全出動部隊の活動状況の把握

（イ）出動機関相互間の指揮及び情報連絡体制の統括

（ウ）本部へ逐次災害情報及び応急対策の実施状況の報告

（エ）その他現地本部の役割を果たすために必要な活動

エ　現地本部会議

現地本部に、災害予防及び災害応急対策の効果的実施について協議するため、現地災害対策本部会議（以下、「現地本部会議」という）を開催する。

なお、現地本部会議の実施内容は、次のとおりである。

（ア）現地本部会議は、現地本部長、現地副本部長及び現地本部班長で構成する。

（イ）現地本部会議は、現地本部長が招集し、及び主宰する。

（ウ）現地本部長は、必要があると認めるときは、現地本部会議に地域の自治会、自主防災組織及び災害ボランティアの代表を出席させることができる。

（エ）前各号に定めるもののほか、現地本部の運営に関し必要な事項は、現地本部長が別に定める。

（７）幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び担当職員が、交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員については、以下のとおりとする。

名称	代替職員（第１順位）	代替職員（第２順位）	代替職員（第３順位）	代替職員（第４順位）	代替職員（第５順位）
本部長（市長）	副市長	教育長	総務部長	政策企画部長	財政部長
副本部長（副市長）	教育長	総務部長	政策企画部長	財政部長	以下、組織規則の部局順の長
本部員（市長・副市長を除く部長級以上の職員）	部局長については、その部局の主管課長 以下は、組織規則の課室順の長				

（８）災害救助法が適用された場合の体制

市域に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとるものとする。

第４節　広域相互応援活動

（総括本部班、総務企画班、消防対策部）

第１　基本方針

災害時において、その規模及び被害状況等から、被災市町村単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、市町村相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び応援協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする（別記参照）。

また、県は、県内被災市町村における人的支援ニーズの把握に努め、県及び市町村による応援職員の派遣等だけでは対応が困難な場合は、応急対策職員派遣制度に基づく派遣要請を被災市区町村応援職員現地調整会議等において行うものとする。

なお、被災市町村にあっては、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、当該市町村の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行うこととする。

また、被災地以外の市町村にあっては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

第２　主な活動

１　被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
２　災害時に速やかな応援体制を整える。
３　応援要請側の円滑な受入れ体制を確立する。
４　広域避難が行われる場合の体制を確立する。
５　応援活動に伴う経費を負担する。

第３　活動の内容

１　応援要請

（１）基本方針

県及び市町村においては、被害状況等の情報収集を早急に行い、他の地方公共団体等に対して応援要請を行う必要性の有無を速やかに判断するとともに、必要があると認めた場合は、直ちに応援要請、先遣隊の受入等を行い、効果的な応急措置が実施できる体制の確立を図るものとする。

（２）実施計画

ア　消防に関する応援要請

（ア）県内市町村に対する応援要請

市長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ消防力のみでは、これに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、長野県消防相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援の要請をするものとし、その旨知事に連絡するものとする。

（イ）他都道府県への応援要請

市長は、前項の場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第 44 条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

なお、応援の受入は、「長野県緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。

ａ　緊急消防援助隊

ｂ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

ｃ　その他、他都道府県からの消防隊

イ　消防以外に関する応援要請

（ア）他市町村に対する応援要請

市長は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から、自己のもつ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は、緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的など必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請するものとし、その旨知事に連絡するものとする。

この場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

なお、震度６強以上の地震が観測された市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣するものとする。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供するものとする。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣をおこなうことができない場合は、近隣のブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断するものとする。

〈応援の要請事項〉

○応援を求める理由及び災害の状況

○応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等

○応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等

○その他必要な事項

【相互応援協定締結先】

①	災害時における相互応援に関する協定	平成１８年８月１８日　鎌倉市
②	姉妹都市災害時相互応援に関する協定	平成１８年８月１８日　上越市
③	災害時における相互応援に関する協定	平成１８年８月１８日　豊岡市
④	災害時における相互応援に関する協定	平成１８年８月１８日　九度山町
⑤	災害時における相互応援に関する協定	平成２５年４月３日　練馬区
⑥	災害時相互応援に関する協定	平成２５年４月３日　上尾市
⑦	災害時相互応援に関する協定	平成１８年８月１８日　沼津市
⑧	長野県市町村災害時相互応援に関する協定	平成８年４月１日　県内全市町村

（イ）県に対する応援要請等

市長は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、知事等に対し、前項に掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第 68 条の規定により、応援を求め、又は、応急措置の実施を要請するものとする。

（ウ）指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第 29 条及び第 30 条の規定により、職員の派遣の要請、又はあっせんを求めるものとする。

２　応援体制の整備

（１）基本方針

ア　相互応援協定等に基づく迅速な応援

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、地方公共団体等は、災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

イ　要請を待たない自主的出動等

通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められる時は、要請を待たないで自主的に出動等をする必要がある。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

（ア）情報収集及び応援体制の確立

市、県、公共機関及びその他事業者（以下「応援側」という。）は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災地方公共団体等（以下「要請側」という。）から要請を受けた場合は、直ちに出動する。

（イ）指揮

応援側は、要請側の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

（ウ）自給自足

応援側は、要請側の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

（エ）自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ連絡ができない場合において、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

ウ　長野県外で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市が一体となって的確な支援を行う。

エ　市及び県は、「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定書」に基づき支援を行う。

オ　主な支援内容は以下のとおり。

（ア）被災県等への職員派遣及び物資の提供

（イ）被災者の受入及び施設の提供

a　県内医療機関等での傷病者の受入

b　県内での避難所、応急仮設住宅等の提供

（ウ）その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

３　受援体制の整備

（１）基本方針

他の地方公共団体等から応援を受ける場合において、応援側地方公共団体等が要請側地方公共団体等と協力して、円滑かつ効果的な応急措置を実施するためには、要請側地方公共団体等の円滑な受入れ体制の整備が重要になる。

（２）実施方針

円滑な受入れ体制の整備のため、予め、応急対応業務に必要な物資、人員等について、受援計画、指定避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておくものとする。

また、応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をするものとする。

さらに、市は県と連携し、電気、ガス、電話等のライフラインの迅速な復旧を図るため、ライフライン等関係機関を災害対策本部の協力機関として位置付け、災害対策本部組織への参画を図り、次のような復旧方針の調整等を行う。

ア　市の災害応急対策活動との調整

イ　ライフライン復旧にあたっての各機関相互の連携

ウ　復旧作業にあたって重機等の確保

（３）応援部隊の受入

地方公共団体、警察、ライフライン事業者の活動拠点を選定する。応援の規模、複数の地域におよぶ応援などの場合には、県と連携して受け入れ先を調整するものとする。

派遣部隊受け入れ先	上田市自然運動公園、上田古戦場公園、千曲川市民緑地グラウンド
予備施設	アクアプラザ上田、依田窪プール、その他災害対策本部が指定する場所

４　経費の負担

（１）国から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市

区町村から県又は市に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。（災害対策基本法施行令第 18 条）

（２）前項以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法によるものとする。

広域相互応援体制

（別記）

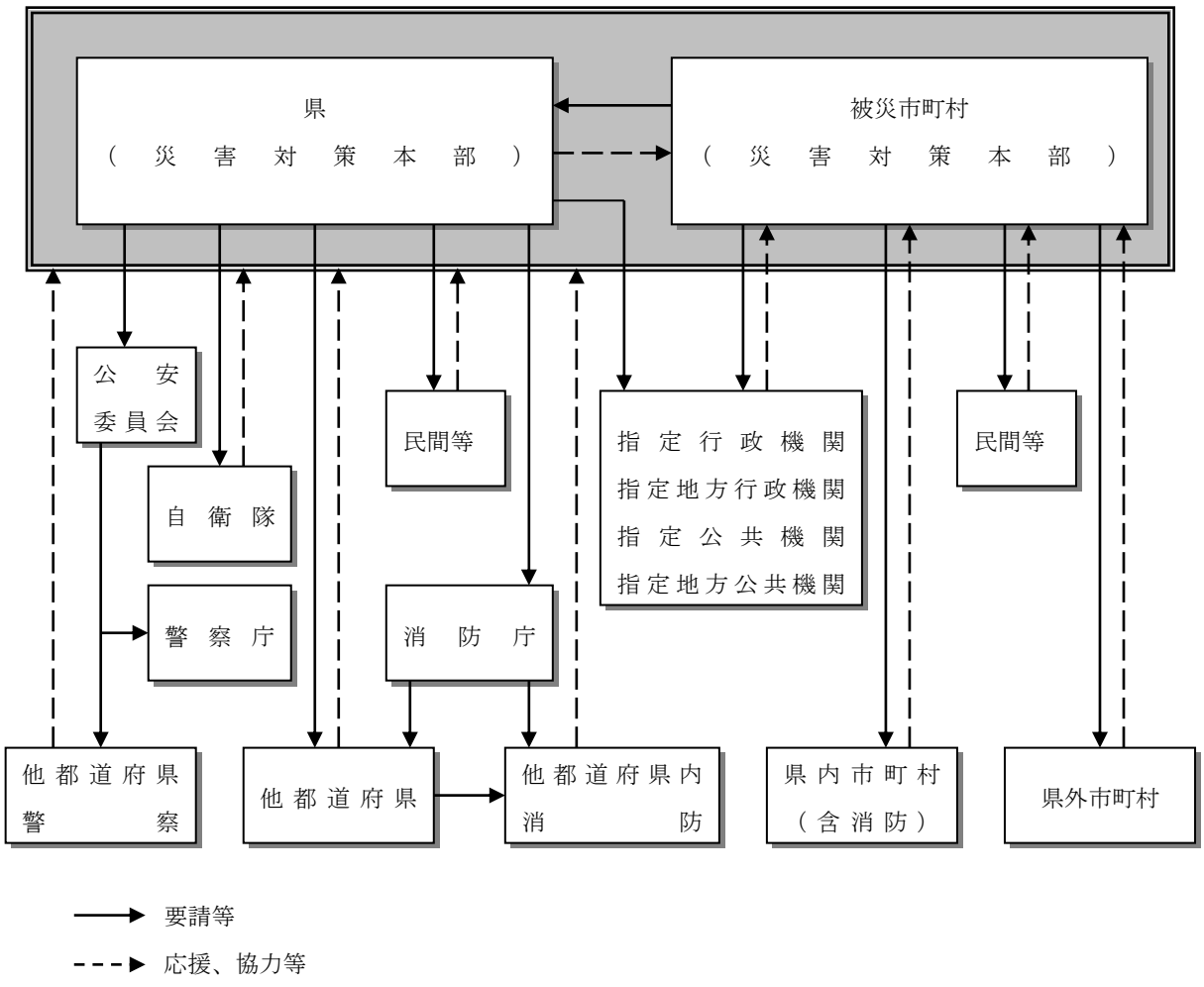

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

（常備消防分を除く）

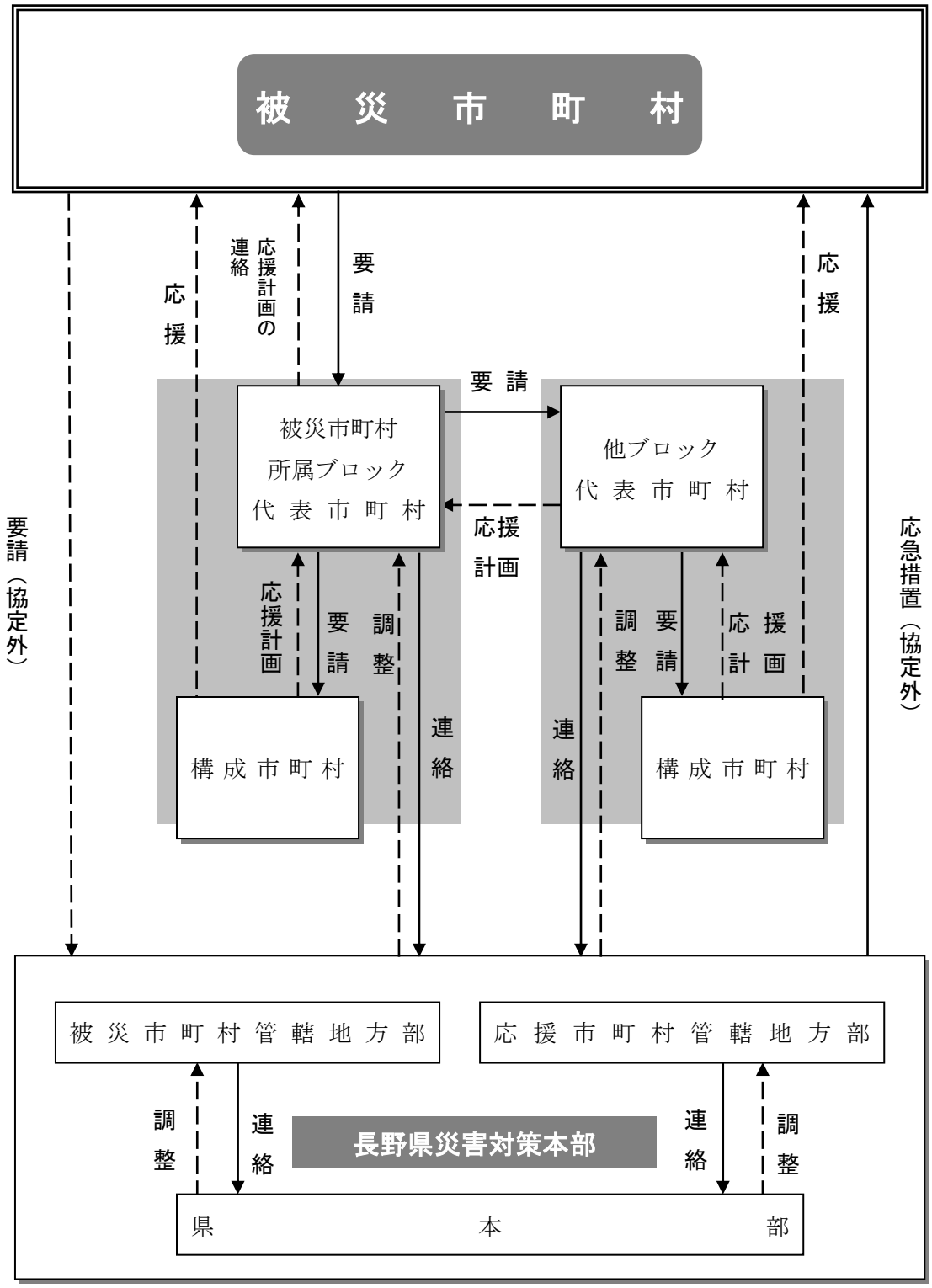

第５節　ヘリコプターの運用計画

（総括本部班、総務企画班、消防対策部）

第１　基本方針

災害時には陸上の道路交通の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用するものとする。

第２　主な活動

１　災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。

２　県はヘリコプターを運航する機関と平素から密接な連携を保ち、災害時には迅速な要請手続を行う。また、必要に応じてヘリコプター運行調整会議を開催し、ヘリコプターの活動について調整を行う。

第３　計画の内容

１　活動内容に応じた各ヘリコプターの選定

基本方針

消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請するものとする。

名　　称	機　　種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	ヘリテレ・ヘリサト
消防防災ヘリコプター	ベル 412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○
	アグスタ AW139	14	○			○
広域航空消防応援等 ヘリコプター	各　種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各　種	各種	○	○	○	
海上保安庁ヘリコプター	各　種	各種	○		○	
ドクターヘリ		6				

２　出動手続きの実施

（１）ヘリコプターの要請に当たっては、可能な限り次の事項を明らかにして要請するものとする。

また、正式要請前であっても、積極的な情報交換に努め、急を要する場合は口頭で要請するものとする。（文書による手続きが必要な場合は、後刻速やかに行うものとする。）

ア　災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）

イ　活動に必要な資機材等

ウ　ヘリポート及び給油体制

エ　要請者、現場責任者及び連絡方法

オ　資機材等の準備状況
カ　気象状況
キ　ヘリコプターの誘導方法
ク　他のヘリコプターの活動状況
ケ　その他必要な事項

（２）県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置を行うものとする。

（３）傷病者の搬送の場合は、救急車及び受入先病院等について手配するものとする。

（４）連絡責任者はヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡にあたるものとする。

（５）自衛隊の派遣要請手続きについては本章「第６節自衛隊の災害派遣」による。

（別記）

ヘリコプター要請手続要領

１　消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に、幅広く迅速に対応する。

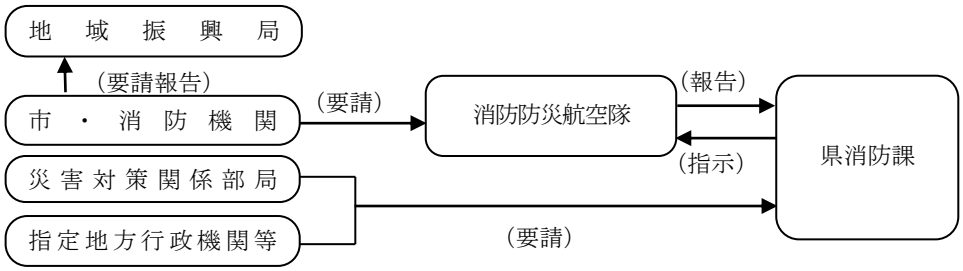

※　連絡用無線　消防デジタル無線（主運用波）
　　呼出名称　「しょうぼうながのけんあるぷす１」

２　県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

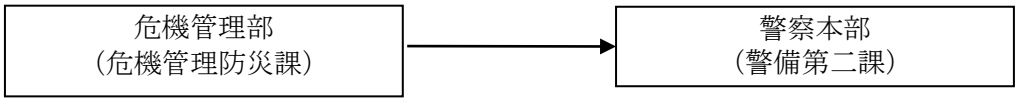

また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行うものとする。

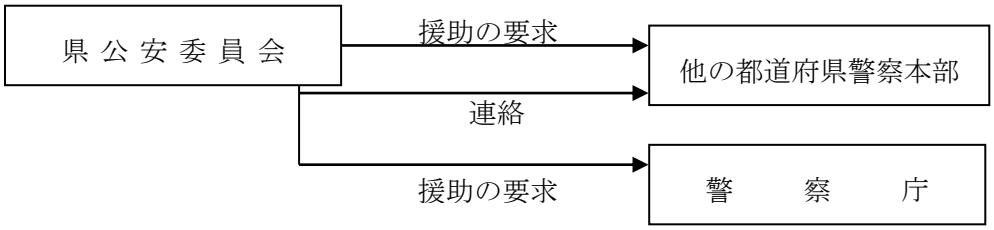

３　広域航空消防応援等ヘリコプター

災害時、広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

（１）広域航空応援要請手順

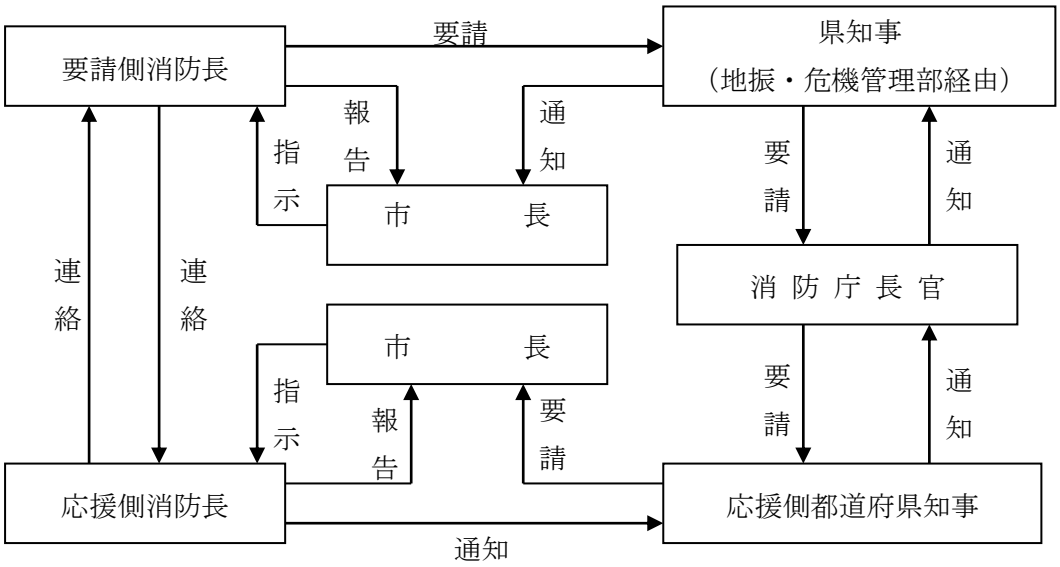

（参考）「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」に基づく応援ヘリコプター

（２）緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

ア　大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第１次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。

東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市

イ　第一出動航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空部隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。

茨城県	栃木県	千葉市	横浜市	川崎市	石川県
福井県	静岡県	三重県	滋賀県	京都市	大阪市

４　自衛隊ヘリコプター

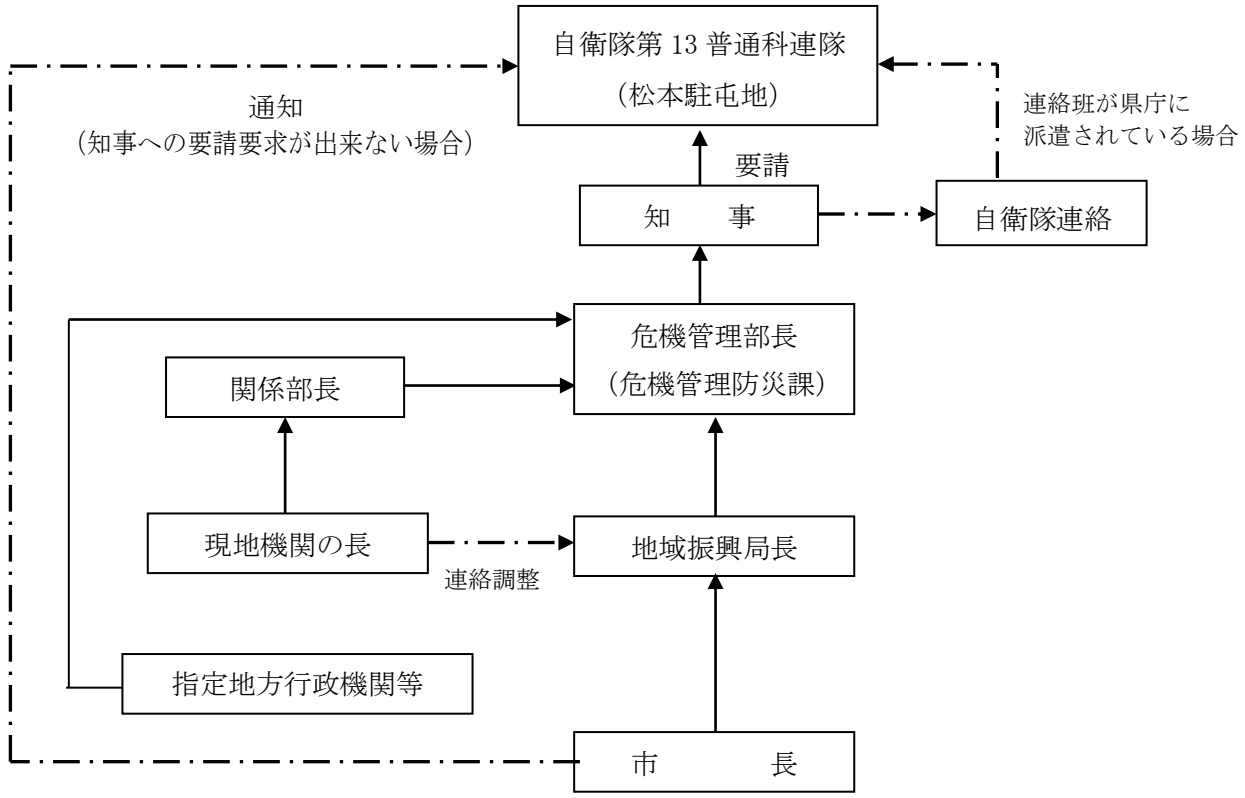

５ 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請するものとする。

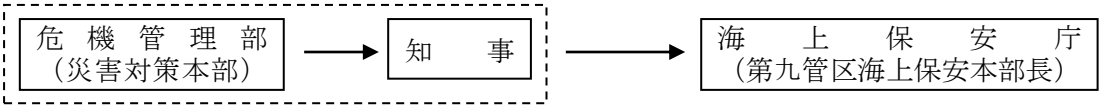

６　ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部付属病院へドクターヘリの出動を要請する。

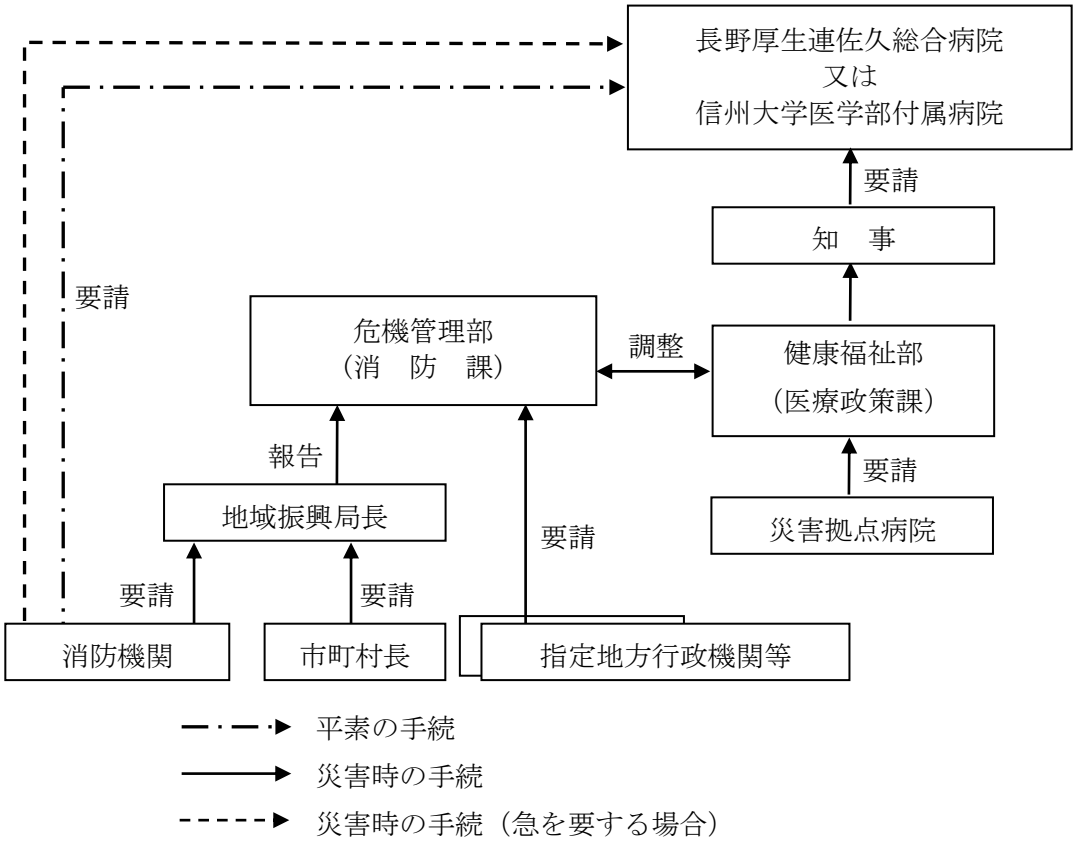

第６節　自衛隊の災害派遣

（総括本部班、総務企画班、消防対策部）

第１　基本方針

災害に対して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第 83 条に基づき、自衛隊の災害派遣を要請する。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第２　主な活動

１　自衛隊への派遣要請の範囲及び要請手続きについて定める。

２　市、県等と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ態勢を整備する。

３　派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。

４　派遣に要した経費の負担について定める。

第３　活動の内容

１　派遣要請

（１）基本方針

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、市は、自衛隊との事前の情報交換に努めるとともに、災害時の情報収集を速やかに行い、必要があれば直ちに派遣要請を行い、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合には、直ちにその旨を自衛隊に連絡する。

（２）実施計画

ア　派遣の要請

（ア）要請の要件

ａ　公共性

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。

ｂ　緊急性

差し迫った必要性があること。

ｃ　非代替性

自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。

（イ）派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況による情報収集活動
避難の援助	避難者の誘導及び輸送等の援助
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等の捜索救助

水防活動	土のう作成、運搬、積込み等
消防活動	消防車、航空機、防火器具による消防機関への協力
道路又は水路の啓開	損壊及び障害物の啓開・除去
応急医療・救護・防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な緊急輸送
給食及び給水	被災者に対する給食及び給水
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛相所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年１月 10 日総理府令第１号）に基づく、被災者に対する生活必需品の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去等	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	自衛隊の能力で対処可能なもの

イ　市長が行う派遣要請手続き

（ア）市長は上記の範囲内において自衛隊の派遣を必要とする場合は、以下により要請を求めるものとする。

（イ）市長は、自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって上田地域振興局長もしくは警察署長に派遣要請を求めるものとする。

（ウ）市長は、（イ）により口頭をもって要求をしたときは、事後において速やかに上田地域振興局長を通じ文書による要求をするものとする。

（エ）市長は、（イ）の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を第 13 普通科連隊長に通知するものとする。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知するものとする。

２　派遣部隊との連絡調整

（１）基本方針

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県等は、自衛隊部隊の長と密接に連絡調整を行い、受入れ態勢を整備する。

ア　市が部隊の活動等について部隊その他関係機関に行う要請は、すべて現地連絡調整者を通じて行うものとする。

イ　市長は、連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告するものとする。

ウ　市は、部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。

本庁舎内連絡事務室	公有財産管財班が指定する場所
派遣部隊受け入れ及びヘリポート	上田市自然運動公園、上田古戦場公園、千曲川市民緑地グラウンド
予備施設	アクアプラザ上田、依田窪プール、その他災害対策本部が指定する場所

３　派遣部隊の撤収要請

市長は、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、文書又は口頭をもって現地連絡調整者に報告するものとする。

４　経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

（１）派遣部隊が、救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く）
（２）派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料
（３）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
（４）派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く）損害の補償

第７節　救助・救急・医療活動

（消防対策部、医療救護班、感染症対策班、医療機関）

第１　基本方針

大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医薬品・医療用資機材の供給体制の確保、他の地方公共団体との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第２　主な活動

１　市、県、県警察本部、消防機関及び医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急活動を行う。

２　関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第３　活動の内容

１　救助・救急活動

（１）基本方針

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

（２）実施計画

ア　管轄警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。

イ　必要に応じて他の地方公共団体等との相互応援協定に基づく応援要請等を「第４節広域相互応援活動」及び「第６節自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図るものとする。

ウ　消防機関は、県警察本部及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送にあたり、効率的な対応をするものとする。

エ　消防機関は、救助活動に当たり、県警察本部等と活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

オ　消防機関は、救急活動に当たり、県警察本部、救護班等と密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送するものとする。

その際、高規格救急車を傷病者の状態に合わせて有効に運用するものとする。

カ　ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第５節ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

２　医療活動

（１）基本方針

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重症患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市町村、都道府県の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、県及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。

ア　市は、「上小地域災害時医療救護活動マニュアル」により上田保健福祉事務所と連携し、災害時における医療救護体制に基づき、上田市医師会、小県医師会、上田小県歯科医師会、上田薬剤師会、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）、災害拠点病院等とともに、医療救護活動等を行う。

また、必要に応じて県、隣接市町村、郡市医師会等に協力を要請する。

（ア）医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。

（イ）日本赤十字社長野県支部長は、市、県から要請があったとき、又は支部長、病院長が必要と認めたときは、医療救護班等を派遣し、指定避難所・救護所等で別に掲げる医療救護活動等に当たる。

（ウ）日本赤十字社長野県支部長は、各赤十字病院において関係機関との密接な連携のもとに傷病者の受入れを円滑かつ効率的に行う。

（エ）日本赤十字社長野県支部長は、県内２か所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送する。

また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請する。

（オ）（社）長野県医師会、郡市医師会、（社）長野県歯科医師会、郡市歯科医師会、（公益社団）長野県看護協会等は医療救護体制について必要な事項を定めるとともに、あらかじめ救護班を編成し、災害時の医療救護活動を行う。

また、市、県から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ救護班を派遣する。

（カ）災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、医療救護活動を実施する。

（キ）災害支援ナースが所属する施設は、派遣要請に基づき、災害支援ナースを派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

（ク）（社）長野県薬剤師会は医薬品の調剤、服薬指導、仕分け、管理等、医療救援体制について必要な事項を定めるとともに、薬剤師班を編成し、災害時の医療救援活動を行う。

　また、市、県から協力要請があった時、あるいは派遣の必要性が認められた時は、被災地へ薬剤師班を派遣する。

（ケ）災害拠点病院は、傷病者の受入体制について万全を期すとともに、関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

（コ）長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図るものとする。

（サ）（一社）日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部は、県からの要請に基づき、医療ガスを速やかに供給する。

（シ）長野県厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。

（ス）（社）長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、指定避難所等において、傷病者の応急救護（柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）に規定された業務の範囲）を行う。

（セ）災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）を有する医療機関は、派遣要請に基づきチームを編成し、精神医療及び精神保健活動への支援を実施するものとする。

（ソ）（一社）長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処理活動等を行うものとする。

イ　管内の適当な場所に医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽症の被災者の指定避難所への輸送体制を整備する。

ウ　医療機関における受入可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、警察本部に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

　また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入れについて要請する。

エ　必要に応じて、重症傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

オ　医療救護活動において使用する医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて、県または関係機関に対し、供給の要請を行う。

第８節　消防・水防活動

（消防対策部）

第１　基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、充分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第２　主な活動

１　火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。

２　洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第３　活動の内容

１　消防活動

（１）基本方針

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行うものとする。

（２）実施計画

ア　消火活動関係

（ア）出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

（イ）情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び県警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行うものとする。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防ぎょ計画等により、重要防ぎょ地域等の優先等、消防力の効率的運用を図るものとする。

また、関係機関及び自治会、自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行うものとする。

（ウ）応援要請等

ａ　市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認

めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第４節広域相互応援活動」及び「第６節自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

ｂ　市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第５節ヘリコプターの運用計画」により要請するものとする。

イ　救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、地域住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行うものとする。

なお、本項については、「第７節救助・救急・医療活動」に定める。

２　水防活動

（１）基本方針

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

（２）実施計画

ア　監視・警戒活動

水防管理者（市長）は、その管轄する水防区域の監視・警戒を厳にし、状況の把握に努める。

イ　通報・連絡

水防管理者（市長）は、監視・警戒活動によって異常箇所を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資機材を確保するものとする。

ウ　水防活動の実施

水防管理者（市長）は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対し、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。

また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

エ　応援による水防活動の実施

（ア）水防管理者（市長）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第４節広域相互応援活動」及び「第６節自衛隊の災害派遣」により行うものとする。

（イ）水防管理者（市長）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第５節ヘリコプターの運用計画」により、要請するものとする。

第９節　要配慮者に対する応急活動

（救援対策部、福祉対策部、医療救護班、感染症対策班）

第１　基本方針

災害時には、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。

第２　主な活動

１　要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した指定避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。

２　介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。

３　要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、指定避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。

４　災害時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第３　活動の内容

１　避難受入活動

（１）基本方針

市、県及び関係機関は相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講じる。

（２）実施計画

ア　高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民、自主防災組織等の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

イ　避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者に予め提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

また、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

ウ　指定避難所での生活環境整備等

災害時に通常の指定避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設･設備

や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の指定避難所の一部を仕切った福祉避難室を必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

（ア）避難施設・設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

（イ）指定避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

（ウ）指定避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所及び要配慮者が生活する指定避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

（エ）外国籍市民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍市民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ災害多言語支援センターの設置を行う。

（オ）情報提供体制の確立

指定避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面のテレビ、インターネットの端末、ファクシミリ、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

エ　在宅者対策

災害発生後、指定避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生児童委員、地域住民、自主防災組織等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

（ア）在宅者の訪問の実施

市は在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災組織等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

（イ）物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

（ウ）相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に応じた助言と支援を行う。

（エ）情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を要配慮者の態様に応じた手段により提供する。

オ　応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、必要性の高い要配

慮者から優先的に入居を進める。

２　広域相互応援体制等の確立

（１）基本方針

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、指定避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要になることが考えられる。

このような場合、市域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難受入活動を行う。

（２）実施計画

市は、要配慮者の救助・避難支援、指定避難所生活等に関し、市域を超えて応援が必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び指定避難所等を確認のうえ、県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

別表

配慮すべき項目	実施機関	対象者
【避難受入れ等】		
○要配慮者の状況把握 ・安否確認、保健福祉サービスの要否等	市	全要配慮者
○災害情報及び避難指示等の周知 ・要配慮者の態様に配慮した方法による確実な伝達	市、関係機関	全要配慮者
○避難誘導 ・傷病者、高齢者、障がい者、児童等の優先的避難誘導 ・必要に応じて傷病者、高齢者、障がい者児童等を車両により移送	市、関係機関	全要配慮者
○指定避難所での生活環境の整備 ・避難施設の整備 段差解消、スロープの設置、洋式仮設トイレの設置等 ・医薬品、介護機器等の手配、確保車椅子、障がい者用携帯便器等 ・要配慮者に対する相談体制の整備	市、県、関係機関	全要配慮者
○情報提供体制の確保 ・文字放送テレビ、ファクシミリ等の設置 ・手話通訳者、外国語通訳者の派遣 ・インフォメーションセンターの設置等	市、県、関係機関	高齢者、障がい者、外国人
○医療機関、社会福祉施設等への緊急受入れ、ボランティア家庭への受入れ委託、里親への委託等 ・受入れ先の確保 ・安全な移送体制の整備 ・援護の必要性の高い者から優先的に受入れ	市、県、医療機関、社会福祉施設等	傷病者、高齢者、障がい者、児童
○応急仮設住宅等の確保 ・高齢者、障がい者向けの応急仮設住宅の設置 ・高齢者、障がい者、児童等の応急仮設住宅等への優先的入居	市、県	傷病者、高齢者、障がい者、児童
【生活必需品等】 ○要配慮者のニーズに応じた物資（介護用品、育児用品等）の調達・確保及び要配慮者に対する優先的供給・分配	市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童
【保健衛生、感染症予防等】 ○心身両面の健康管理 ・メンタルケア、巡回健康相談等の実施	市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童
○保健福祉サービスの提供 ・介護職員等の派遣 ・入浴サービス等の実施	市、県、関係機関	傷病者、高齢者、障がい者、児童
【ライフライン等】 ○医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復 ・ライフラインの優先的復旧 ・医薬品、介護用品、日常生活用品等の補給 ・マンパワーの確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	入院患者、入所者等

【広域相互応援等】 ○応援体制の整備 ・応援内容の選定、参集方法、交替方法等の調整 職　員：医師、看護師、保健師、介護職員、社会福祉主事、生活指導員、手話通訳者等 車　両：移動入浴車、小型リフト付車両、ストレッチャー車等 資機材：医療機器、ストレッチャー、車椅子、医薬品、介護用品等 ・備蓄物資等の集積方法等の調整	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	全要配慮者
○受援体制の整備 ・応援要請先、応援場所、応援内容、応援期間、指揮者等の調整 ・応援職員等の待機（宿泊）場所の確保等	市、県、関係機関、医療機関、社会福祉施設等	全要配慮者

第１０節　緊急輸送活動

（公有財産管理班、福祉対策部、土木班、建築班）

第１　基本方針

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む、総合的な輸送確保を行うものとする。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全、②被害の拡大防止、③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進するものとし、原則として次の優先順位をもって実施する。

第１段階の活動	第２段階の活動	第３段階の活動
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフライン復旧 ・交通規制	・（第１段階の続行） ・食料、水等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	・（第１・２段階の続行） ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

なお、基本的に物資の輸送は市町村からの要請に基づき行われるが、市町村からの要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たず、被災市町村に対する物資を確保し、輸送する。

第２　主な活動

１　緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。

２　被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保する。

３　県及び県警察を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。

４　主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。

５　輸送関係機関の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。

６　支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第３　活動の内容

１　緊急輸送の調整

（１）基本方針

交通の確保は災害応急対策の成否にかかわる重要な課題であり、かつ、総合的な調整を必要とするものであるため、各機関と協議の上、災害対策本部が必要な調整を行うものとする。

２　緊急交通路確保のための交通規制

（１）基本方針

県公安委員会は、大規模な災害が発生した場合のみならず、災害がまさに発生しようとしてい

る場合において、応急対策活動のため緊急交通路を確保する必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両の通行を確保するための交通規制を実施する。

この場合、原則として、あらかじめ定めた「緊急交通路指定予定路線」から、被災の範囲や被災状況に応じて緊急交通路として指定し、広域、外周、被災地域の段階的交通規制により、緊急通行車両の通行を確保するものとし、被災直後は、被災地域における被災者の救助等の緊急車両の通行を最優先とした区域交通規制を実施する。

３　緊急交通路確保のための道路啓開等

（１）基本方針

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第１次緊急輸送道路指定路線から順次道路啓開及び応急復旧を進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧に日数がかかる場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保するものとする。

また、応急復旧にあたっては各機関が連絡協議し、優先順位をもって、できるかぎり早期の緊急交通路確保に留意するものとする。

（２）実施計画

ア　この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各指定避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進するものとする。

イ　緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請するものとする。

４　緊急通行車両確認事務

（１）基本方針

災害応急対策を円滑・迅速に実施するためには、対策用車両が優先して通行できる交通規制を速やかに実施することが重要であるが、その前提として、一般車両と応急対策用車両を区別するために、緊急通行車両であることの確認を行う。

５　輸送手段の確保

（１）基本方針

災害時の輸送は緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進するものとする。

（２）実施計画

市は、自ら輸送力の確保に努めるものとする。この場合、自ら調達することが不可能な場合やヘリコプターを必要とするときは、直ちに県に対して調達を要請するものとする。

要請に際しては、輸送物資等の内容、数量、出発地、到着地等について、できるかぎり詳細に連絡するものとする。

６　輸送拠点の確保

（１）基本方針

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各指定避難所ごとに分類して発送することが効率的である。ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点を設定するものとする。

（２）実施計画

ア　地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

イ　市は、各指定避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にするものとする。

第１１節　障害物の処理活動

（土木班、建築班）

第１　基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これら活動を阻害する道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

第２　主な活動

１　障害物の除去処理については、関係機関との連携のもと、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。

２　除去障害物の集積、処分方法については、原則として除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第３　活動の内容

１　障害物除去処理

（１）基本方針

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

（２）実施計画

ア　障害物の除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

イ　放置車両の移動等

（ア）市管理の道路上で放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う

（イ）運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ　応援協力体制

（ア）市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

（イ）市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

２　除去障害物の集積、処分方法

（１）基本方針

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害

物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

（２）実施計画

ア　障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行うものとする。

イ　応援協力体制

（ア）市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。

（イ）市のみでの実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請するものとする。

第１２節　避難受入及び情報提供活動

（全部局、指定緊急避難場所開設担当者）

第１　基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、がけ崩れ等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第 1 次的実施責任者である市長が中心に計画作成をしておくものとする。

その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。

特に、県内には、多くの要配慮者利用施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。

第２　主な活動

１　市長は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。

２　市長は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。

３　避難誘導に当たっては要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。

４　市は、避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。

５　市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

６　市及び県は、速やかに住宅の確保等を行う。

７　市、県及び関係機関は、被災者等への的確な情報伝達を行う。

第３　活動の内容

１　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

（１）基本方針

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、５段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

（２）実施計画

ア　実施機関

（ア）　関係機関が実施すべき事項

実施事項	機関等	根拠	対象災害
高齢者等避難	市長	災害対策基本法第 56 条	災害全般
避難指示	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	知事	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第 29 条・地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり災害全般
	警察官	災害対策基本法第 61 条 警察官職務執行法第 4 条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第 94 条	災害全般
緊急安全確保	市長	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	知事	災害対策基本法第 60 条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第 61 条	災害全般
指定避難所の開設、受入れ	市長		

（イ）知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を、市長に代わって行う。

（ウ）県、指定行政機関及び指定地方行政期機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。

イ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

（ア）「高齢者等避難」

災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円

滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。

（イ）「避難指示」

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。

（ウ）「緊急安全確保」

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。

ウ　措置及び報告、通知等

（ア）市長の行う措置

ａ　高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難するべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令するものとする。

（ａ）長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域

（ｂ）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

（ｃ）河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域

また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかけるものとする。

ｂ　避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令するものとする。

（ａ）長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）

（ｂ）国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

（ｃ）河川がはん濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域

河川種類	河川名	水位観測所	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
洪水予報河川	千曲川	生田	1.9m	3.1m	4.0m
	千曲川	塩名田(佐久)	3.0m	3.3m	3.9m
水位周知河川	依田川	依田橋	1.8m	3.8m	4.4m
	神　川	神川	1.1m	2.7m	3.0m
	浦野川	浦野川	1.3m	1.5m	1.9m

（ｄ）関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
（ｅ）上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
（ｆ）地すべりにより著しい危険が切迫している地域
（ｇ）火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
（ｈ）炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
（ｉ）避難路の断たれる危険のある地域
（ｊ）爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
（ｋ）酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

ｃ　緊急安全確保

居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市町村長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令するものとする。

(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
(b) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

ｄ　報告（災害対策基本法第 60 条等）

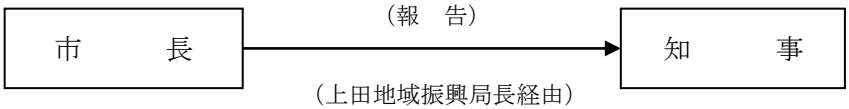

（報告様式は第２節災害情報の収集・連絡活動第２の４参照）

※避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

（イ）水防管理者（市長）の行う措置

ａ　指示

水防管理者（市長）は、洪水のはん濫により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

b　通知（水防法第 29 条）

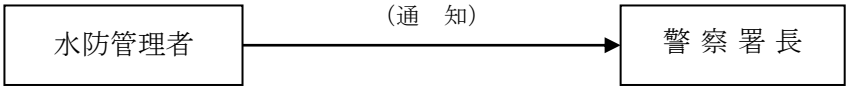

（ウ）知事又はその命を受けた職員の行う措置

a　洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

b　地すべりのための指示（地すべり等防止法第 25 条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

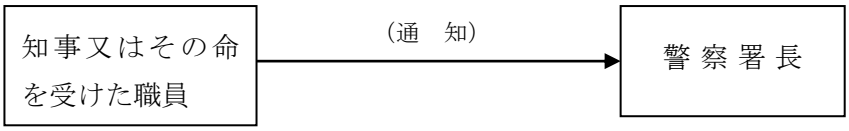

（エ）警察官の行う措置

a　指示

二次災害等の危険場所等を把握するため、警察署毎に調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険場所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

（ａ）住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

（ｂ）市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

（ｃ）市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求のあったときは警察官は災害対策基本法第 61 条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

（ｄ）被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第４条に基づいて関係者に警告を発し、または避難させる強制手段を講ずる。

（ｅ）避難のための指示を行うにあたっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

（ｆ）被災地域、災害危険個所等の現場の状況を把握したうえ、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

（ｇ）避難誘導にあたっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

（ｈ）警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市等の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

（ｉ）被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施する。

ｂ　報告、通知

（ａ）上記ａ（ｃ）による場合（災害対策基本法第 61 条）

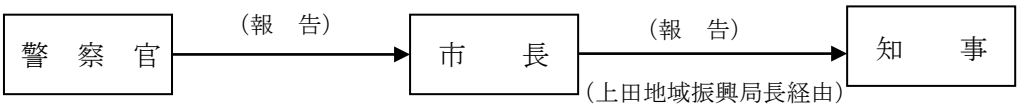

（ｂ）上記ａ（ｄ）による場合（警察官職務執行法第 4 条）

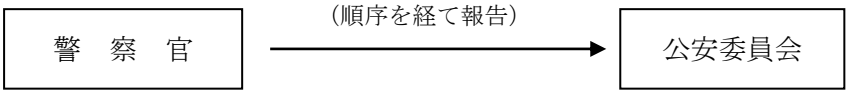

（オ）自衛官

ａ　避難等の措置

自衛隊法第 83 条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「(エ) ａ警察官職務執行法第 4 条による措置」による避難等の措置をとる。

ｂ　報告（自衛隊法第 94 条）

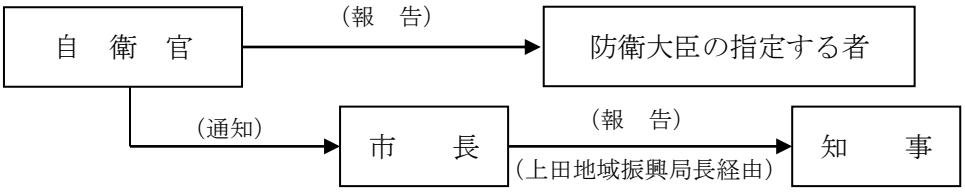

エ　避難指示等の時期

上記ウ（ア）に記載する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。

オ　避難指示等の内容

避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。

（ア）発令者
（イ）発令日時
（ウ）避難情報の種類
（エ）対象地域及び対象者
（オ）指定緊急避難場所
（カ）避難の時期・時間
（キ）避難すべき理由

（ク）住民のとるべき行動や注意事項
（ケ）避難の経路または通行できない経路
（コ）危険の度合い

カ　住民への周知

（ア）避難指示等の発令者は、速やかにその内容を市防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。

避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

（イ）市長以外の発令者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

（ウ）市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておくものとする。

（エ）避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、ラジオ、テレビ放送による周知がより効果的であるとき、市長は、県に連絡し、ラジオ、テレビによる放送を要請する。県は「災害時における放送要請に関する協定」に基づき放送機関に対して放送を要請する。要請を受けた放送機関は危険地域の住民に周知徹底するため、放送時間、放送回数等を考慮して放送する。

（オ）市及び県は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者等及び地方公共　団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるものとする。

（カ）避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討するものとする。

キ　避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

市及び県は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。

ク　市有施設における避難活動

災害時においては、浸水、火災、ガス管の破損等により、来庁者及び職員に被害を及ぼすお

それがあるため、在庁者の避難に係る的確な応急対策を行い、その際、要配慮者に十分配慮するものとする。

（ア）施設の管理者は、災害時において在庁者に危険があると予測される場合又は在庁者の生命及び身体を災害から保護するために必要な場合は避難の誘導を行う。

（イ）避難指示等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う。

２　警戒区域の設定

（１）基本方針

災害が発生し又は発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

（２）実施計画

ア　実施者

（ア）市長、市職員（災害対策基本法第 63 条）

（イ）水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第 21 条）

（ウ）消防吏員、消防団員（消防法第 28 条）

（エ）警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）

（オ）自衛隊法第 83 条第 2 項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第 63 条第３項－市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る）

なお県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命じる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を使用し、若しくは受入れする権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を当該市に代わって行う。

イ　警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するとは、必要な区域を定めてロープ等によりこれを明示し、その区域への立入を制限、禁止、又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、以下の 3 点である。

（ア）避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。

（イ）警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

（ウ）避難の指示についてはその罰則規定が無いのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

ウ　警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

エ　上記（2）ア（オ）の自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

３　避難誘導活動

（１）基本方針

避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。

（２）実施計画

ア　誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

イ　誘導の方法

ａ　誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

ｂ　誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ｃ　危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

ｄ　浸水地にあっては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

ｅ　誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

ｆ　高齢者、障がい者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両、舟艇及びヘリコプターの要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

ｇ　市は、避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行うものとする。

ｈ　災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、市において処置できないときは、市は上田地域振興局を経由して県へ応援を要請するものとする。要請を受けた県は、自衛隊の出動を求める等適切な処置を行う。また、状況によっては、直接他の市町村、警察署等と連絡して実施する。

ｉ　夜間においては、特に危険を防止するため、投光器などの照明用具を最大限活用する。

ｊ　誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

ウ　避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

４　避難所の開設

（１）基本方針

市は受入れを必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、自治会、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、指定避難所における良好な生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（Ｔ：トイレ（衛生）、Ｋ：キッチン（食事）、Ｂ：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じるものとする。

（２）実施計画

ア　開設する指定避難所の指定

市は、災害の種別に応じ、開設する指定避難所を指定する。

指定緊急避難場所開設担当者は、安全が確保できる体育館等を指定避難所として開設する。

浸水想定区域内又は過去に浸水があった指定避難所は原則として開設しない。指定避難所開設者は、指定避難所において開設しない理由を明示し、近隣の安全な施設に受入れするものとする。

イ　開設の基準

市長により避難指示等が発令された場合は、速やかに指定避難所の開設を決定し、住民に周知するとともに、指定避難所に受入れすべき者を誘導し保護するものとする。なお、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。

ウ　指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。その際、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設するものとする。

エ　要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設するものとする。また、被災地以外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

オ　災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。

カ　避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に受入れすべき者を誘導し保護するものとする。その際、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

５　指定避難所の運営

（１）基本方針

市は自主防災組織や施設管理者等の協力を得て、良好な避難生活が行われるように必要な措置を講ずるとともに、地域住民及び施設管理者と共に「指定避難所運営マニュアル」を整備し、円滑な運営が行えるものとする。

（２）実施計画

ア　各指定避難所に運営の職員を配置する。

イ　指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。

（ア）避難者

（イ）住民

（ウ）自主防災組織

（エ）他の地方公共団体

（オ）ボランティア

（カ）避難所運営について専門性を有したＮＰＯ等の外部支援者

ウ　指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

エ　避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるものとする。

オ　避難の長期化など必要に応じ、プライバシーの確保、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。

カ　指定避難所における生活環境について下記の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努めるものとする。

（ア）トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮

（イ）食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供

（ウ）避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置

（エ）入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保

（オ）避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握

a　パーティション等によるプライバシーの確保状況

b　段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況

c　入浴施設設置の有無及び利用頻度

d　洗濯等の頻度

e　医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

f　暑さ・寒さ対策の必要性

g　食料の確保、配食等の状況

h　し尿及びごみの処理状況

（カ）必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握

キ　指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

ク　指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭、障がい者などのニーズに配慮した指定避難所の運営に努めるものとする。

ケ　指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と

男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。

コ　災害の規模、避難者の受入状況、避難の長期化等にかんがみ、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促すものとする。

サ　指定避難所への受入れ及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

（ア）スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

（イ）異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、男女を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するものとする。

（ウ）介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

（エ）災害発生後できる限り速やかに、全ての指定避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。

ａ　介護職員等の派遣

ｂ　入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

ｃ　病院や社会福祉施設等への受入れ

（オ）要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

（カ）大画面のテレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。

指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

ス　市立学校における対策（教育委員会）

（ア）指定避難所としてあらかじめ指定を受けている市立の学校が地域の避難所として利用される場合、学校長は、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。そのため、夜間や休業日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所についての優先順位等を定めておく。

（イ）学校長は、指定避難所の運営について、必要に応じ市に協力するものとする。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の受入れ、保護に努めるものとする。

（ウ）幼児及び児童生徒が在校時に災害が発生し、地域の避難所として利用させる場合、学校長は、幼児及び児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と幼児及び児童生徒のための場所を明確に区分

する。

セ　指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

ソ　市は、ペットとの同行避難について適切な体制整備に努めるものとし、必要に応じ、家庭動物（ペット）のためのスペースを原則として屋外に確保するよう努める。ただし、施設に別棟の倉庫等があるなど受入能力に余裕がある場合には、当該指定避難所に生活する避難者の同意のもとに、居室以外の部屋に専用スペースを設け飼養させることができる。

タ　市は、関係機関と連携し、指定避難所での、住民の心身の健康相談、生活相談、就学・就職などニーズに応じた相談窓口の設置を行うものとする。

チ　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

ツ　在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

テ　車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

ト　避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるものとする。

ナ　指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

ニ　必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

【関係機関が実施する対策】

ア　指定避難所の運営について必要に応じ市長に協力するものとする。

イ　被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。

ウ　日本赤十字社長野県支部は、当該市町村の災害対策本部並びに当該日赤地区（各市及び郡の日赤窓口）・分区（各町村の日赤窓口）と連携をとり、被災者救援に協力する。

（ア）日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供

（イ）赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）

エ　民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については、市に提供するものとする。

６　広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動

（１）基本方針

広域避難及び広域一時滞在については、市、県及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努めるものとする。

（２）実施計画

ア　広域避難の対応

（ア）協議

災害の予測規模、避難者数にかんがみ、市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

（イ）実施

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

（ウ）避難者への情報提供

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努めるものとする。

イ　広域一時滞在の対応

（ア）協議

被災市町村は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等にかんがみ、被災市町村の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

（イ）広域的避難収容活動の実施

政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

７　住宅の確保

（１）基本方針

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう

市及び県は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供または住宅情報の提供を行う。住宅のあっせん等に際しては、できる限り従来のコミュニティが維持されるように配慮するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

（２）実施計画

ア　利用可能な公営住宅等を把握し、被災者に提供する。

イ　必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ　災害救助法が適用された場合、県に対して、災害救助法第４条第１項第１号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請する。

（ア）応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

（イ）応急仮設住宅の建設のため、市有地又は私有地を提供する。

（ウ）被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

（エ）知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

（オ）応急仮設住宅の建設にあたっては、地域の環境特性に配慮した仕様とする。

エ　利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

オ　被災周辺市町村は、利用可能な公営住宅等を把握し、市に情報提供を行う。

カ　応急仮設住宅の運営管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（ペット）の受入れにも配慮するものとする。

８　被災者等への的確な情報伝達

（１）基本方針

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（２）実施計画

ア　市及び県は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

イ　市は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。

ウ　市自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、ＮＰＯ・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものと

する。

エ　市及び県は、災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。

オ　市及び県は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。

カ　市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

キ　市及び県は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

ク　市及び県は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

ケ　市及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、市及び県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して被災者に関する情報の収集に努めることとする。

９　避難所外避難者への支援

（１）基本方針

近年の大規模災害時において、指定された避難所以外に車やテントで避難生活を送った人が多く、特に際立ったのは自動車利用の「車中泊」であった。自動車や仮設テントなどは自宅近くに避難でき、プライバシーも保てるなど利点も多く、今後の地方都市の災害でも多くの被災者が車中泊等を行うことが予想される。

避難者には様々な事情や目的があり、その意思に応じて避難所を選択し、避難所が自然発生することから、車中泊避難者や指定された避難所以外（在宅避難者を含む）の避難者に対しても、食糧・物資等の提供、情報の提供、指定避難所への移送など必要な支援に努める。

また、被災者は水分不足や運動不足等からエコノミークラス症候群を引き起こしやすくなるため、エコノミークラス症候群等の予防方法を周知する。

（２）実施計画

ア　避難所外避難者の把握

市は、指定した避難所以外の場所に避難した被災者（以下、「避難所外避難者」という。）の避難状況の把握に努める。

イ　必要な支援の実施

市は、避難所外避難者に対し、近隣住民、民生児童委員、自治会、自主防災組織などと連携し、食料・物資等の提供、情報の提供、健康管理、指定避難所への移送など必要な支援を行う。

ウ　エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防

市は、避難生活での健康維持を図るため、指定避難所や仮設住宅入居者を対象に定期的な健康指導を行い、エコノミークラス症候群や生活不活発病の予防に努めるものとする。

第１３節　孤立地域対策活動

（総括本部班、総務企画班、消防対策部、救援対策班、福祉対策部、都市建設対策部）

第１　基本方針

災害時における孤立の内容は、大別して、情報通信の孤立と、交通手段の孤立である。

情報通信の孤立は、救助機関における事案の認知を疎害して人命救助活動を不可能にし、交通手段の孤立は、救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。孤立が予想される地域が多数存在する当市の災害応急対策は、常にこのことを念頭に置き、

１　被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施

２　緊急物資等の輸送

３　道路の応急復旧による生活の確保

の優先順位をもって当たるものとする。

第２　主な活動

１　孤立予想地域に対しては市から連絡をとって孤立の有無を確認するとともに、被害状況の把握に努める。

２　交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。

３　通信の途絶地域に対しては、衛星携帯電話や移動系の無線機器等の配置を検討するほか、職員、警察官等を派遣する等、通信手段の確保に努める。

４　陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。

５　迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

第３　活動の内容

１　孤立実態の把握対策

（１）基本方針

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。災害時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認するものとする。

（２）実施計画

ア　孤立予想地域に対し、衛星携帯電話や移動系の無線機器等を活用して、孤立状況の確認を行うものとする。

イ　交通手段の寸断状況や、電気、通信等のライフラインの途絶･復旧見込み、 住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間といった住民生活への影響を勘案し、孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに速報するものとする。

２　救助・救出対策

（１）基本方針

災害時には人命の救助を第一義とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施するものとする。

（２）実施計画

ア　ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要をただちに県に速報するものとする。

イ　ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できるかぎり多くの情報を収集して報告するものとする。

ウ　負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配意するものとする。

エ　孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難所の有無等について検討して、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進するものとする。

３　通信手段の確保

職員の派遣、地域防災系無線、消防無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努めるものとする。

４　食料品等の生活必需物資の搬送

（１）基本方針

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品をはじめとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行う他、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施するものとする。

（２）実施計画

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行うものとする。

５　道路の応急復旧活動

（１）基本方針

孤立地域に対する最低限の物流ルートを確保するため、優先度に応じ、最低限度の輸送用道路をまず確保するものとする。

ア　孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努めるものとする。

イ　市は、迂回路の啓開、仮設道路設置、除雪等の応急工事を早急に実施し、主要路線から優先して、最小限の交通確保を迅速に行うものとする。

第１４節　食料品等の調達供給活動

（救援対策班、福祉対策部、学校保健給食班）

第１　基本方針

災害発生後の、被災地区における食料の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

第２　主な活動

１　県は、関係業界団体、国等との協定に基づき食料品等を調達する。市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村、県等に要請する。

２　備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。

第３　活動の内容

１　食料品等の調達

（１）基本方針

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。

また、地方公共団体間の応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。

（２）実施計画

ア　市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。

イ　避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

２　食料品等の供給

（１）基本方針

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給するための活動が必要である。

各機関は、被災地の状況をいち早く把握し、連携を取り合って活動する必要がある。

また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

（２）実施計画

ア　市は、災害時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず市の備蓄食料の供給を行うものとする。

イ　市は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県

に食料の供給について種類及び数量を明示して要請を行って調達した食料を被災者等に供給するものとする。

ウ　市は、災害の状況に応じ市教育委員会に対して、学校給食用施設・設備の提供について要請を行い、市教育委員会は被災者対策に可能な限り協力するものとする。

エ　食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施するものとする。

〈応急用米穀の供給基準〉

供　給　の　対　象	精米必要量
ア　被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	１食当たり 精米 200 グラム
イ　災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	１食当たり 精米 300 グラム

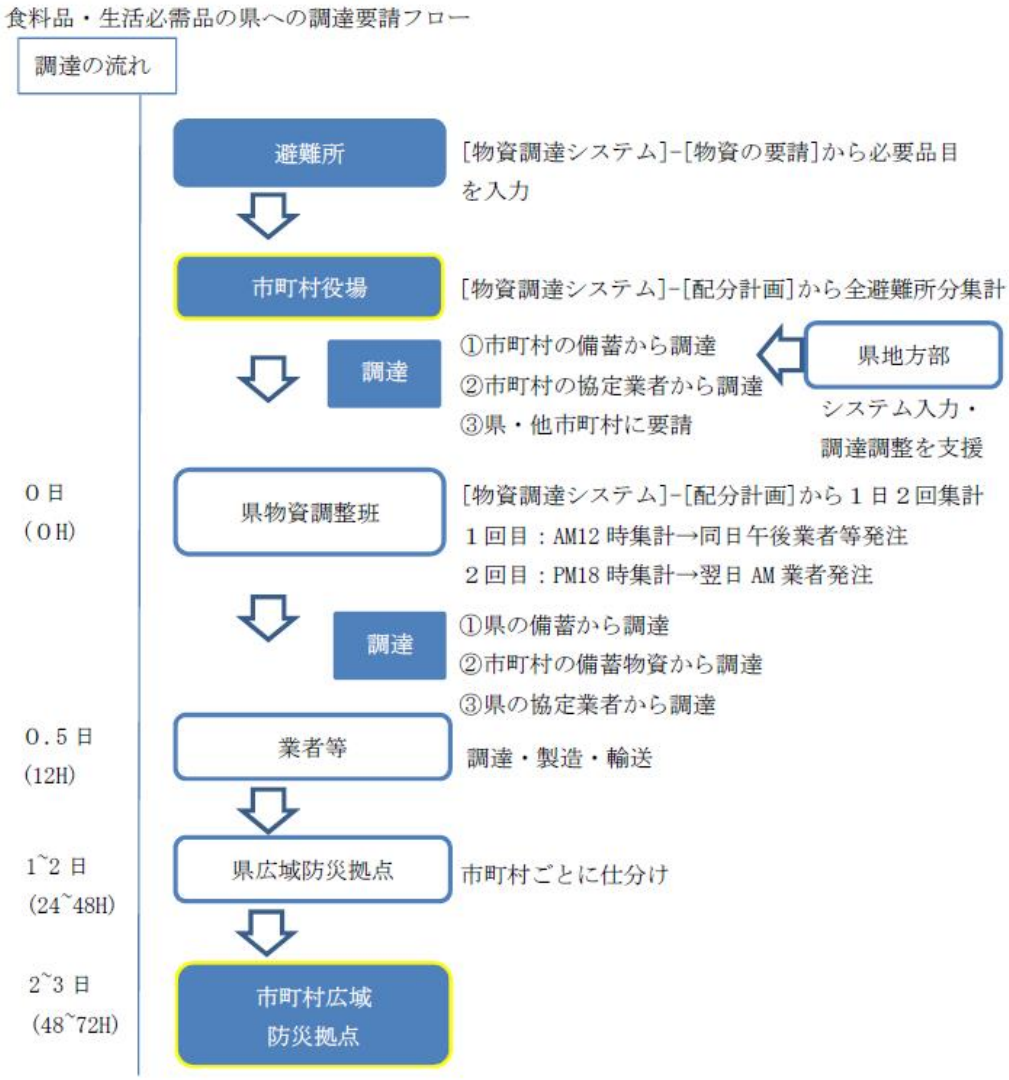

第１５節　飲料水の調達供給活動

（上下水道対策部、救援対策班、福祉対策部、学校保健給食班）

第１　基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等へろ水器等を搬入して確保された水並びにボトルウォーターにより行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、指定避難所、病院等を中心に、市において給水車、給水タンク等により行い、被災の規模により給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により他市町村から応援給水を受ける。

第２　主な活動

１　被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。

２　飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

第３　活動の内容

１　飲料水の調達

（１）基本方針

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水池の貯留水及び貯水池、プール等にろ水器を設置し確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

被災地で水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他事業者からの応援給水により調達する。

（２）実施計画

ア　被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。

イ　プール等にろ水器等を搬入し、飲料水の確保を行う。

ウ　市で対応が困難な場合は応援要請を行う。

２　飲料水の供給

（１）基本方針

市は、断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、水道事業者は、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

（２）実施計画

ア　断水地域の把握等、情報の収集を行うものとする。

イ　出動体制、給水拠点の確保・確認を行うものとする。

ウ　給水用具の確保を行うものとする。

エ　災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、１人１日３リットル以上の飲料水を供給するものとす

る。

オ　応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限度の供給を図るものとする。

カ　被災の状況により、市のみでは対応できないときは、他の市町村、県又は自衛隊の応援を要請するものとする。

キ　復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行うものとする。

ク　住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行うものとする。

第１６節　生活必需品の調達供給活動

（救援対策班、福祉対策部、学校保健給食班）

第１　基本方針

災害発生後、住民の避難施設等での生活必需品については、基本的には市が備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて、県へ生活必需品の調達・供給を要請する。このため、必要な生活必需品の調達・供給に関して、連絡・調整・輸送・集積等について体制の整備を図る。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

第２　主な活動

１　市においては、被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市では調達できないものについて、県への協力を要請する。

２　県においては、要請された生活必需品の調達・供給の迅速な対応を行う。

第３　活動の内容

１　生活必需品の調達

（１）基本方針

市、県及び関係機関は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の効率的な調達・確保に努めるものとする。

（２）実施計画

災害の状況を把握し、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、必要な物資の効率的な調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

２　生活必需品の供給

（１）基本方針

市、県及び関係機関は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

（２）実施計画

市は、生活必需品の避難施設等における充足状況等を把握し、調達・確保した生活必需品を、必要に応じ、関係機関、ＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配するものとする。

特に、要配慮者については、供給・分配について優先的に行うなど十分配慮するものとする。

第１７節　保健衛生、感染症予防活動

（消防対策部、福祉対策部、医療救護班、感染症対策班、医療機関）

第１　基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症の発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

第２　主な活動

１　保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。

２　平常時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時には、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置を行う。

第３　活動の内容

１　保健衛生活動

（１）基本方針

災害発生直後より、被災地及び指定避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。

また、被災世帯及び指定避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

（２）実施計画

（ア）被災者の避難状況を把握し、上田保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに被災者台帳等に反映するものとする。

（イ）被災者の健康を確保するために、指定避難所等の整備に努め、健康相談等を行うものとする。

（ウ）被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進するものとする。

（エ）県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。

２　感染症予防対策

（１）基本方針

感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練、資機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

（２）実施計画

ア　災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応するものとする。

イ　災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図るものとする。

ウ　感染症発生予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行うものとする。

エ　感染症の発生を未然に防止するため、上田保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じるものとする。

また、指定避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成し、予防のための指導の徹底を図る。

オ　災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努めるものとする。

カ　被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を県の指示に応じて実施するものとする。

また、避難所運営マニュアル策定指針等を参考に感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

キ　関係団体の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、上田保健福祉事務所を経由して県へ報告するものとする。

ク　感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、上田保健福祉事務所を経由して県に提出するものとする。

ケ　災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握するものとする。

なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、上田保健福祉事務所を経由して県に提出するものとする。

コ　避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

第１８節　遺体の捜索及び処置等の活動

（消防対策部、福祉対策部、医療救護班、感染症対策班）

第１　基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、県医師会、歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。

第２　主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の捜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な処置を施す。

第３　活動の内容

１　遺体の捜索及び処置

（１）基本方針

ア　遺体の捜索は、市が、県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。

イ　災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等について的確な処置を行う。

ウ　多数遺体の検視については、発見地を管轄する警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。

エ　検視場所、遺体安置場所等を予め把握するとともに、指定避難所との兼ね合い、建物の崩壊等によりその場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空地にテントを設置しての検視活動も考慮する。

（２）実施計画

ア　遺体の捜索を、県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施するものとする。

イ　被災現場付近の適当な場所に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。なお、場所については、あらかじめ選定しておくものとする。

また、収容に必要な機材を確保するものとする。

ウ　収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。

エ　身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。

オ　外国籍市民等の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

カ　火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。

キ　遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、県等に要請するものとする。

第１９節　廃棄物の処理活動

（環境対策部）

第１　基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

市によるごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域応援による処理を行うものとする。

第２　主な活動

１　ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。

２　処理能力を超える場合は広域応援による処理を図る。

第３　活動の内容

１　ごみ、し尿処理対策

（１）基本方針

県は主として、廃棄物の発生状況、施設の被害状況等の把握のための活動を行い、市は、被災地における衛生的環境を確保するため廃棄物の処理活動を行う。

（２）実施計画

ア　災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び稼働見込み等の把握を行うとともに、県に対して報告するものとする。

イ　被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図るものとする。

ウ　下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じるものとする。

エ　生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努めるものとする。

オ　災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払うものとする。

カ　収集に当たっては処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じできる限り平時の分別区分による収集に努めるものとする。

キ　ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請するものとする。

ク　被災地の災害廃棄物の清掃に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後速やかに上田地域振興局へ報告するものとする。

２　廃棄物処理の広域応援

（１）基本方針

発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、市のみでは、廃棄物処理が困難と認められる時は広域的な応援の要請を行う。

（２）実施計画

収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は他の市町村等から応援を求めるものとする。

第２０節　社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

（総括本部班、総務企画班、救援対策班、商工班）

第１　基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建へ向けて、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

第２　主な活動

１　災害発生後の社会秩序を維持するための活動を実施する。

２　災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

第３　活動の内容

１　社会秩序の維持

災害時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

２　物価の安定、物資の安定供給

（１）基本方針

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。

このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

（２）実施計画

ア　買占め売惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。

イ　適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。

ウ　情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。

エ　買占め売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。

オ　管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。

第２１節　危険物施設等応急活動

（消防対策部、施設管理者、関係機関）

第１　基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等に損傷が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図るものとする。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図るものとする。

第２　主な活動

１　危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

２　火薬類施設における、火災、爆発の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

３　高圧ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

４　液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに臨時供給のための応急対策を実施する。

５　毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

６　放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

７　石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

８　大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策の実施

第３　活動の内容

１　共通事項

（１）基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の完全を確保する。

（２）実施計画

ア　災害時における連絡

危険物施設等において災害時における関係機関との連絡体制を確立する。

イ　漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散し、もれ、流れ出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量と、その流出先の把握に努める。

ウ　危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

エ　周辺住民への広報の実施

周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保するものとする。

オ　避難誘導の実施（警察本部）

関係機関と連携して、危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立入を禁止する。

カ　環境汚染状況の把握

必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。

なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。

キ　人員、機材等の応援要請

必要に応じて、他の市町村等に対して応援要請をし、応急対策等を行う。

２　危険物施設応急対策

（１）基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

（２）実施計画

ア　危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずるものとする。

イ　災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立するものとする。

ウ　危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次に掲げる事項について指導するものとする。

（ア）危険物施設の緊急使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をするとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

（イ）危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

（ウ）危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講ずる。

（エ）危険物施設における災害時の応急措置等

ａ　応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行うものとする。

ｂ　関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報するものとする。

ｃ　相互応援の要請

必要に応じ、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請するものとする。

ｄ　従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行うものとする。

３　火薬類等災害応急対策

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害より、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の捜索等が重要になる。

４　高圧ガス施設応急対策

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

また、高圧ガス製造施設等が使用不能となった場合は、被災地域外の系列（関連）事業者からガス種別ごとに供給を受けることになっている。

事業者間をわたる協力（供給）体制が取れるよう長野県高圧ガス団体協議会が中心となり、その対策を整備する必要がある。

５　液化石油ガス施設応急対策

災害時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動及び応急供給活動については、（一社）長野県ＬＰガス協会に要請しているが、他地区からの応援等を含めた、より効果的な体制を確立する必要がある。

６　毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

（１）基本方針

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等が風水害等により被害を受け、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生し、又は、そのおそれのある場合は、直ちに的確な情報を保健福祉事務所・警察署又は消防機関に通報するとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

（２）実施計画

ア　周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。

イ　飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

ウ　消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

７　放射性物質使用施設応急対策

（１）基本方針

風水害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射線障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全確保を図る。

（２）実施計画

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合、消防機関は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行うものとする。

その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備えるものとする。

８　石綿使用建築物等応急対策

大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を実施し、周辺住民の安全を確保する。

第２２節　電気施設応急活動

（中部電力パワーグリッド(株)、総括本部班）

第１　基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

○早期復旧による迅速な供給再開

○感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止

を重点に応急対策を推進するものとする。

第２　主な活動

１　職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧体制を確立する。

２　復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。

３　感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

第３　活動の内容

１　応急復旧体制の確立

（１）基本方針

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立するものとする。

（２）実施計画

ア　電力事業者は、計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。

イ　電力事業者は、被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。

ウ　電力事業者は、電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

２　迅速な応急復旧活動

（１）基本方針

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努めるものとする。

（２）実施計画

ア　電力事業者は、市等関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、指定避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。

イ　電力事業者は、復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。

ウ　電力事業者は、資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプ

ター等のあらゆる輸送手段を確保するものとする。

エ　電力事業者は、応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。

また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。

オ　電力事業者は、自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

３　二次災害防止及び節電

（１）基本方針

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして広報活動を中心とした二次災害防止活動に努めるものとする。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

（２）実施計画

県及び電力会社からの要請に基づき、有線放送、防災行政無線等により、住民に対する広報活動を行う。

ア　電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努めるとともに、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、市へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

（ア）停電による社会不安除去に関する事項

ａ　停電の区域

ｂ　復旧の見通し

（イ）　感電等の事故防止に関する事項

ａ　垂れ下がった電線に触れないこと

ｂ　断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと

（ウ）送電再開時の火災予防に関する事項

ａ　電熱器具等の開放確認

ｂ　広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、市の有線放送、防災行政無線を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

第２３節　都市ガス施設応急活動

（上田ガス（株）、長野都市ガス㈱、総括本部班）

第１　基本方針

ガス漏えいによる火災・爆発・ガス中毒の二次災害防止により住民の安全を確保する。

速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開をめざし、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

第２　主な活動

１　巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。

２　復旧に当たっては、病院、指定避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

第３　活動の内容

１　都市ガス施設応急復旧対策

（１）基本方針

ガス施設の巡回点検を重要地点から行うとともに、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。

被害が大きい地域にあっては、製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、工事店の協力を得て応急復旧活動を行う。

当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断した時は、直ちに他都市ガス事業者に応援を要請する。

復旧対策に関して、住民及び関係機関への広報に努める。

（２）実施計画

ア　市道の被害状況の把握

イ　掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷防止を図るとともに、同一場所での 2 者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないための調整の実施

ウ　住民への広報活動

２　都市ガス施設応急供給計画

復旧に当たっては、病院、指定避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開する。

また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

第２４節　上水道施設応急活動

（総務班、上下水道班、浄水管理班、県企業局上田水道管理事務所）

第１　基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水及び給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る等の早期応急復旧のための手段を講ずる。

第２　主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

第３　活動の内容

（１）基本方針

復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他の市町村等からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

（２）実施計画

ア　被害状況の把握と復旧計画の策定を行うものとする。

イ　復旧体制の確立を行うものとする。

ウ　被災の状況により応援要請を行うものとする。

エ　住民への広報活動を行うものとする。

オ　指定給水装置工事事業者等との調整を行う。

第２５節　下水道施設等応急活動

（総務班、下水道班）

第１　基本方針

市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。

また下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害時においてもライフラインとしての機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合には、まず被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、応急復旧作業に着手する。

第２　主な活動

１　情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。

２　収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。

３　ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

第３　活動の内容

１　情報の収集連絡、被害規模の把握

（１）基本方針

市は、各々が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期にしかも的確に把握する必要がある。

このため、下水道施設台帳・農業集落排水処理施設台帳・浄化槽台帳等を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。

（２）実施計画

下水道施設台帳等（管渠施設、処理場施設等）を活用し、被害箇所及び被害状況を把握するものとする。

２　応急対策の実施体制

市は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。また、被害が甚大である場合には、あらかじめ締結してある広域応援協定に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置を講じる必要もある。災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第２６節　通信・放送施設応急活動

（施設管理者、情報通信班）

第１　基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため各機関ごと必要な対策計画を定める。

第２　主な取組み

１　県は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持及び臨時回線の開設を行う。
２　市は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
３　日本電信電話株式会社は、通信施設の復旧活動、重要回線及び指定避難所への通信確保を行う。
４　放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。
５　警察機関は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。

第３　計画の内容

１　市防災行政無線通信の応急活動

（１）基本方針

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たるものとする。

（２）実施計画

ア　業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。
イ　通信施設が被災した場合には、市職員と業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たるものとする。
ウ　停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図るものとする。
エ　孤立防止のために衛星携帯電話等の災害時の通信手段の確保を図るものとする。
オ　災害時用通信手段なども使用不能または困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼するものとする。

２　電信電話施設の応急活動

（１）基本方針

通信サービス確保の基本方針

ア　被災地の通信確保を図るために、防災（業務）計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期復旧を図る。
イ　避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

（２）実施計画（東日本電信電話㈱、㈱ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱が実施する計画】）

ア　重要通信のそ通確保

（ア）応急回線の作成、網措置等そ通確保に努める。

（イ）重要通話の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。

（ウ）非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

イ　災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

ウ　災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・災害用伝言板等を速やかに提供する。

エ　情報提供等

通信のそ通及び利用制限の措置状況および通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

３　放送施設の応急活動

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設の復旧活動など必要な措置をとる。

４　警察通信施設の応急活動

損傷した通信施設および利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

第２７節　鉄道施設応急活動

（土木班、消防対策部、関係機関）

第１　基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市、県及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動態勢を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておくものとする。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備するものとする。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努めるものとする。

第２　主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

第３　活動の内容

鉄道各社（東日本旅客鉄道㈱、しなの鉄道㈱、上田電鉄㈱）は、鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

また、災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておく。

１　被害状況の把握

被害の情報の収集と災害箇所の調査を実施する。

２　旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

３　水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

４　災害時の動員体制

災害警備計画に非常時呼出し体制を定めておき、災害の状況により、必要人数を招集する。また、協力会社の連絡、呼出し体制も整備しておく。

５　建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。

６　駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

７　災害復旧

（１）災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

（２）災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画をたて、これを実施するものとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

第２８節　災害広報活動

（広報・対外調整班）

第１　基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、市民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地域の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、市長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍市民、外国人旅行者等の要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

第２　主な活動

１　住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。

２　住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

第３　活動の内容

１　住民等への的確な情報の伝達

（１）基本方針

市、県、放送事業者及び関係機関が相互に緊密な連絡を取り、災害の状況に関する情報や生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に適切に提供するものとする。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

（２）実施計画

ア　広報活動

市は、県、関係機関と緊密な連絡を取り、相互に協力しながら、広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、防災行政無線をはじめ、Ｌアラート（災害情報共有システム）、緊急速報メール、テレビ、ラジオ、市ホームページ、ソーシャルメディア、臨時災害放送局、掲示板、コミュニティー放送、有線放送、有線テレビ放送、広報誌等可能な限り多くの媒体を活用して情報を多角的に発信し、災害の規模に応じ次の情報を提供するものとする。

また、災害の切迫度が非常に高まった場合等において、市長が直接住民に対して避難を呼びかけられるよう体制整備に努めるものとする。

（ア）災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報

（イ）冷静な行動の呼びかけ、とるべき措置に関する情報

（ウ）二次災害の防止に関する情報

（エ）避難場所・経路・方法等に関する情報

（オ）医療機関等の生活関連情報
（カ）ライフラインや交通施設等公共施設等の復旧情報
（キ）交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報
（ク）それぞれの機関が講じている施策に関する情報
（ケ）安否情報
（コ）その他必要と認められる情報

報道機関への発表は、上田市役所本庁舎５階大会議室にて行う。

イ　市以外からの情報の伝達

自治会、自主防災組織、消防団、消防署は、住民に対し直接的な声掛けにより個々に伝達する。

２　住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

（１）基本方針

市、県及び関係機関が相互に緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

（２）実施計画

効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

市は、必要に応じ、専用電話・ファクシミリ、相談職員の配置など実情に合わせて相談窓口を設置するものとする。

ア　設置場所

指定避難所ごとに相談窓口を設置するとともに、全体を統括する相談所を上田市役所本庁舎に開設し、千曲川右岸と左岸が途絶した場合には、塩田公民館にも開設する。

イ　相談所の対応

災害対策本部職員及び警察官、ボランティア等が対応にあたるものとし、相談所に掲示板を設置するとともに、臨時専用電話・ファクシミリを開設して問い合わせに対応するものとする。

また、市ホームページ、メール配信等を活用し情報を発信する。

ウ　安否情報に関する報道機関への対応は、救護対策班長があたるものとする。

エ　相談カードへの記入

聴取した被災者等の苦情・要望・照会等について相談カードに記入する。

第２９節　土砂災害等応急活動

（農政班、土木班、農地整備班）

第１　基本方針

風水害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう現場での早急かつ適切な判断を行う。

第２　主な活動

被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

第３　活動の内容

１　大規模土砂災害対策

（１）基本方針

大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

（２）実施計画

ア　土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じるものとする。

イ　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

ウ　情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。

エ　住民は、土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

２　地すべり等応急対策

（１）基本方針

監視体制を整え、規模、活動状況を把握し、警戒避難に関するを提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

ア　警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。

イ　地すべり被害拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

ウ　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

エ　災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

オ　住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う

ものとする。

３　土石流対策

（１）基本方針

監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

ア　警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の措置を講じるものとする。

イ　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

ウ　災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

エ　住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

４　がけ崩れ応急対策

（１）基本方針

監視体制を整え、規模、崩壊状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。

（２）実施計画

ア　警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講じるものとする。

イ　崩壊被害の拡大を防止するための雨水浸透防止等の応急処置及び監視を行うものとする。

ウ　必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請するものとする。

エ　災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県や指定行政機関、指定地方行政機関に速やかに助言を求めるものとする。

オ　住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。

第３０節　建築物災害応急活動

（施設所管部局、建築班、生涯学習班、施設管理者）

第１　基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

第２　主な活動

１　災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し落下等の危険性があるものについては応急措置を講じる。

２　文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

第３　活動の内容

１　建築物

（１）基本方針

強風または出水等により被害が生じた場合、建築物の所有者等は建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

（２）実施計画

ア　市が管理、運営する庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、市立学校等については、速やかに被害状況を把握し、利用者の避難誘導等の必要な措置を講じるものとする。

イ　住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは他の市町村等に対して支援を求めるものとする。

ウ　必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

２　文化財

（１）基本方針

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

（２）実施計画

ア　市文化財所管部局は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導するものとする。

イ　国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告するものとする。

ウ　被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとるものとする。

第３１節　道路及び橋梁応急活動

（土木班、関係機関）

第１　基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置をとるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第２　主な活動

１　道路及び橋梁の被害状況を把握し、交通規制、道路啓開及び応急復旧を行うとともに、道路状況を提供する。

２　被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

第３　活動の内容

１　道路及び橋梁応急対策

（１）基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施することにより被害状況等を把握し、必要に応じて迂回道路の選定を行うとともに、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。

また、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルートを含めた交通機能確保のため、道路の啓開及び被災道路・橋梁の速やかな応急復旧を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

（２）実施計画

市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、道路啓開及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

２　関係団体との協力

（１）基本方針

災害により道路及び橋梁等の被害が激甚の場合、各関係機関と締結した相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

（２）実施計画

市は、市のみでは応急活動及び復旧活動が困難の場合、各関係機関と締結した、相互応援の協定に基づき応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

第３２節　河川施設等応急活動

（土木班、農地整備班）

第１　基本方針

風水害による被害を軽減するため、市の水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、下記の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

１　水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
２　水防上必要な資機材の調達体制
３　水門もしくは、ひ門の適切な操作
４　市町村における相互の協力及び応援体制

第２　主な活動

１　水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
２　大規模な風水害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

第３　計画の内容

１　河川施設等応急対策

（１）基本方針

市の水防活動の支援、河川施設の応急復旧実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

（２）実施計画

ア　被害の拡大を防止するため、水防活動を実施するものとする。

イ　河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施するものとする。

ウ　風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させるものとする。

第３３節　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

（産業振興対策部、都市建設対策部、消防対策部、関係機関、施設管理者）

第１　基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため以下のような応急活動を行う。

第２　主な活動

１　構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。

２　危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。

３　河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。

４　倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。

５　危険箇所の緊急点検等の活動を実施する。

第３　活動の内容

１　構造物に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講じる必要がある。

（２）実施計画

ア　市内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行うものとする。

イ　災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

２　危険物施設等に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

［危険物関係］

危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発や火災による被害から関係者及び住民の安全を確保するため、被害の拡大防止のための活動が必要である。

［火薬関係］

火薬類取扱施設は、風水害による直接的被害よりも火薬類の流出・紛失などによる二次災害の危険性がある。

このため、災害時には、火薬類の安全な場所への移設あるいは施設の監視等が重要になる。

［高圧ガス関係］

高圧ガス製造施設等は、風水害による、漏洩等により周辺住民に対して被害を与えるおそれがある。

被害を最小限にとどめ、周辺住民、従業員に対する危害防止のため、関係機関は相互に協力し、被害軽減のための活動を行う必要がある。

［液化石油ガス関係］

二次災害を防止するためには、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動を効果的に実施することが重要であり、そのためには、他地区からの応援等も含めた体制が必要である。

［毒物劇物関係］

毒物及び劇物を取り扱う者は、毒物劇物保管施設が被害を受け二次災害発生のおそれがある場合は、直ちに保健福祉事務所、警察署、消防署等関係機関に対して通報するとともに危害防止のため必要な措置をとる。県は事故処理剤の供給等を行うとともに必要な情報の提供を行う。

（２）実施計画

［危険物関係］

ア　危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じるものとする。

イ　災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立するものとする。

ウ　危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう次項に掲げる項目について指導するものとする。

［毒物劇物関係］

ア　市は、周辺住民に対する避難誘導、広報等の活動を行うものとする。

イ　市は、飲料水汚染のおそれがある場合は、水道事業者と連携をとり、水道使用者井戸水使用者に対する通報を行うものとする。

３　河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

（１）基本方針

浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また再度災害の発生を防止するための応急活動が必要である。

（２）実施計画

ア　被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。

イ　河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。

ウ　風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

４　風倒木対策

豪雨災害時には、渓流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講じる必

要がある。

５　山腹・斜面及び渓流並びに施設に係る二次災害防止対策

（１）基本方針

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るための措置を講じる。

（２）実施計画

ア　緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとるものとする。

イ　専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行うものとする。

第３４節　ため池災害応急活動

（土木班、農地整備班）

第１　基本方針

ため池決壊の災害を軽減するため、点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

第２　主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のため、関係機関と調整を図る。

第３　活動の内容

１　基本方針

ため池が決壊した場合又は決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況を把握するとともに、応急工事を実施する。

２　実施計画

（１）被害が生じた場合は、速やかに市及び県、関係機関へ通報するものとする。

（２）人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させるものとする。

（３）被害を拡大させないよう、早急に応急工事を実施するものとする。

第３５節　農林水産物災害応急活動

（農政班）

第１　基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農作物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病害虫や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行うものとする。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努めるものとする。

第２　主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関が連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

第３　活動の内容

１　農水産物災害応急対策

（１）基本方針

被害を受けた作物の技術指導は、市、県及び農業団体等が協力して行うとともに、病害虫、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。

また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

（２）実施計画

ア　農業農村支援センター、農協等関係機関と連携を取り、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を農業農村支援センターに報告するものとする。

イ　農作物等被害の拡大防止、病害虫の発生防止に対する技術対策を農協等関係機関と連携を取り、速やかに農業者に周知徹底するものとする。

２　林産物災害応急対策

（１）基本方針

倒木や損傷した素材、製材品については、二次被害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病害虫の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

（２）実施計画

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導など必要な措置をとるものとする。

第３６節　文教活動

（学校教育班、学校保健給食班、文化政策班、健康こども未来対策部、福祉対策部）

第１　基本方針

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という）を収容する施設であり、災害時においては児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、市及び県は、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び授業料の減免等の措置を行う。

第２　主な活動

１　児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引き渡し

２　被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保

３　被災した児童生徒等に対する教科書の供与、授業料減免、就学援助

第３　活動の内容

１　児童生徒等に対する避難誘導

（１）基本方針

学校長は、災害発生に際して、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区以内に立地する施設にあっては避難確保計画）に基づき、児童生徒等の人命の保護を第一義とした避難誘導活動に努める。

（２）実施計画

ア　市立の学校において、学校長は、風水害が発生し、または発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

（ア）児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、風水害が発生又は発生するおそれのある場合は、休校の措置をとるものとし、児童生徒等に周知するとともに、市教育委員会（以下「市教委」という）にその旨連絡する。

（イ）児童生徒等が在校中の場合の措置

ａ　情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引き渡しを行う。

ｂ　市長等から避難指示があった場合及び学校長の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

ｃ　全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出にあたる。

また、避難状況を市教委に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

（ウ）児童生徒等の帰宅、引き渡し、保護

a　児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。

b　災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

c　災害の状況及び児童生徒の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難場所において保護する。

２　応急教育計画

（１）基本方針

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

（２）実施計画

ア　市教委は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し、災害時の対応、応急教育に関する対策について市立学校を指導及び支援する。

（ア）学校施設・設備の確保

a　学校施設・設備に係る被害の状況を調査し、授業実施の具体策を立てて応急措置を実施する。

b　学校施設・設備の被害の程度が大きく、残存施設・設備で授業実施困難な場合及び避難所として施設を提供したため長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の市立・県立学校の施設、その他公共施設の利用を図るための総合調整を行う。

（イ）教職員の確保

災害により教職員に不足をきたし、教育活動の継続に支障が生じている学校がある場合、教職員を確保し、教育活動が行える態勢を整える。

（ウ）学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、(財)長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

イ　市立の学校において、学校長は、災害が発生した場合、あらかじめ定めた防災計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

（ア）被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教委、市及び関係機関へ報告又は連絡する。

（イ）教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは、市教委と連絡をとり、その確保に努める。

（ウ）教育活動

a　災害の状況に応じ、市教委と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早急に保護者

に連絡する。

b　被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。

c　避難場所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。

d　授業の再開時には、市及びその他関係者と緊密な連絡のもとに登下校の安全確保に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

（エ）児童生徒等の健康管理

a　必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。

b　授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

（オ）教育施設・設備の確保

a　学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。

b　施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。

c　残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じている場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の市立・県立学校の施設、その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

（カ）学校給食の確保

学校給食用物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、市教委と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力するものとする。

３　教科書の供与及び授業料の減免等

（１）基本方針

市及び県は、被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の供与や、授業料の減免等の措置を実施する。

（２）実施計画

ア　教科書の供与

所管する学校における教科書の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。

市における調達が困難な時は、教育事務所を経由して県教委に調達の斡旋を依頼する。

イ　授業料の減免

市教委は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

ウ　就学援助

市教委は、被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

第３７節　飼養動物の保護対策

（環境衛生班、関係機関）

第１　基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

第２　主な活動

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養。

第３　活動の内容

（１）基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動等獣医師会と連携し必要な措置を行う。

また、飼い主がペットと同行避難するための適正な飼育環境を確保し、適正飼養を行う。

（２）実施計画

ア　関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

イ　特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下、必要な措置を講じる。

ウ　ペットとの同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努めるものとする。

エ　飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応するものとする。

（３）飼養動物の飼い主が実施する対策

ア　飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成 21 年長野県条例第 16 号）に基づき、 災害時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取り扱うものとする。

イ　避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

第３８節　ボランティアの受入れ体制

（総括本部班、総務企画班、福祉対策部）

第１　基本方針

災害時においては、大量かつ広範な被災者のボランティアニーズが発生するため、被災地内外のボランティア関係団体を受入れて、迅速かつ的確な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量と期間について、速やかに見通しを作成し、被災者のボランティアニーズや支援の時期にあわせて、窓口の設置などボランティア関係団体の適切な受入れや被災地でのコーディネートが円滑に実施できるよう努めるものとする。

第２　主な活動

１　被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開する。

２　必要に応じてボランティアの活動拠点を設置し、資機材等の提供を行う等、その活動を支援する。

第３　活動の内容

１　被災地のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

（１）基本方針

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。防災関係機関は、被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア、関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図るものとする。

また、活動時の粉じん対策の周知を行うなど、ボランティアの安全が確保されるよう防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（２）実施計画

ア　被災地におけるボランティアのニーズの把握に努めるとともに、ボランテイア情報の広報に努める。

イ　ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

ウ　市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、災害廃棄物などの収集運搬を行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

エ　ボランティアの需給状況等について、随時市災害対策本部に報告するとともに、必要に応じ

て、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努めるものとする。

オ　都道府県等又は都道府県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

カ　市社会福祉協議会は、救援本部等を設置し、市災害対策本部との連携のもとに、ボランティアの受入れを行うとともに、ボランティアの需給調整、相談指導等を行う。

２　ボランティア活動拠点の提供支援

（１）基本方針

ボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア関係団体、ＮＰＯ、中間支援組織（ＮＰＯ・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立するものとする。

（２）実施計画

ア　市は、災害対策本部にボランティア担当班を設置するとともに、市社会福祉協議会においては、ボランティアセンターを設置し、ボランティアが自由に使用できるスペース（活動拠点）を確保する。また、必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑な実施を支援するものとする。

■災害ボランティアセンターの設置場所等

設置・運営の対応：福祉・救援物資・ボランティア班
設置場所：上田市ふれあい福祉センター
電話 27-2025　　ＦＡＸ 27-2500

イ　市社会福祉協議会は、市と協議の上、市センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達等の支援を行う。

ウ　被災市町村広域圏内の市町村社会福祉協議会は、市町村センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、必要な資機材の調達等の必要な支援を行うものとする。

エ　日本赤十字社長野県支部は、市及び県災害対策本部内に赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

第３９節　ＮＰＯ・ＮＧＯ等との連携

（総務本部班、総務企画班、福祉対策部）

第１　基本方針

大規模災害発生時には、行政による被災者支援には限界があることから、ＮＰＯ・ＮＧＯ等の市民セクターや企業など、様々な民間団体による被災者支援が期待されるところである。

そのため、民間団体からの支援を迅速かつ有効に活用できるよう連携体制の構築に努めるものとする。

第２　主な活動

１　災害時における民間団体からの支援の在り方やＮＰＯ・ＮＧＯ等との連携体制の在り方について検討する。

２　国内の主要な災害ボランティア団体と行政・企業との連絡窓口となるＮＰＯ・ＮＧＯ等との連携体制の構築に努める。

第３　活動の内容

１　民間団体からの支援の結集と活用

（１）基本方針

民間団体からの支援を迅速、有効に活用するためには、被災地のニーズや支援情報を集約し、支援者間の連携促進と支援の調整を行う必要がある。

（２）実施計画

ア　国内の災害ボランティア団体・企業と行政との連携を図るため、高度な専門性を有する広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努めるものとする。

イ　官民協働による円滑な被災者支援が行えるよう、社会福祉協議会、ＮＰＯ・ＮＧＯ等及び防災関係機関との調整を行うものとする。

ウ　社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているＮＰＯ・ＮＧＯ等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。

第４０節　義援物資及び義援金の受入れ体制

（公有財産管理班、福祉対策部）

第１　基本方針

大規模な災害が発生した場合には、市、県は、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、国民、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入、保管等の公正かつ円滑な実施に努めるものとする。

第２　主な活動

１　被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を公表し、支援を呼びかける。

なお、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることから「個人が直接送る義援物資は受け入れない」などの方針を状況に応じて公表する必要がある。

２　各関係機関が受け付けた義援物資については、需給状況を勘案し、効果的に配分する。

第３　活動の内容

１　義援物資及び義援金の募集等

（１）基本方針

義援物資及び義援金の募集に当たっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するものを十分に把握して情報提供を行う。

（２）実施計画

【義援物資】

ア　市、県は、関係機関等の協力を得ながら、受入を希望する義援物資を把握するとともに、需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を周知する。

イ　市、県及び関係機関等は、住民、企業等が義援物資を提供する場合には、円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮した方法について周知する。

２　義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

（１）基本方針

義援物資は市の需給状況を勘案し効果的に配分し、義援金は委員会に確実に引き継ぐとともに、委員会において協議のうえ、迅速かつ公正に配分する。

（２）実施計画

ア　義援物資

義援物資は配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。

イ　義援金

災害対策本部長は、義援金の受入れ・配分について、次の機関を目安に「上田市災害義援金配分委員会」を設け協議の上、配分決定する。

なお、県に配分委員会が設置されたときは、県の委員会に事務を引き継ぐものとする。

上田市災害義援金配分委員会の構成機関（案）

・市　・上田市議会　・上田市社会福祉協議会　・上田市自治会連合会
・日本赤十字社　・中央共同募金会　・その他必要な者

第４１節　災害救助法の適用

（総括本部班、総務企画班、福祉対策部、医療救護班、感染症対策班）

第１　基本方針

市の被害が一定の基準以上、かつ応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

第２　主な活動

１　被害情報の把握を迅速に行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

２　市、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

第３　活動の内容

１　災害救助法の適用

（１）基本方針

災害の事態に応じた救助を行うため、迅速に被害情報の収集把握を行い、必要に応じ災害救助法を適用する。

（２）活動内容

ア　市長は、災害による被害情報を迅速に収集把握し、直ちに上田地域振興局長へ報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

なお、災害救助法による救助は、災害により市の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合とされており、本市の場合は以下のとおりである。

■本市の人口と災害救助法適用基準

人　口 （R2 国勢調査）	災害救助法 適用基準
154,055人	100世帯

※　適用基準は、区域内の人口が「100,000人以上、300,000人未満」であるため、災害救助法施行令第１条第１項第１号、令別表第１に基づくものである。

イ　市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

【法の適用事務】

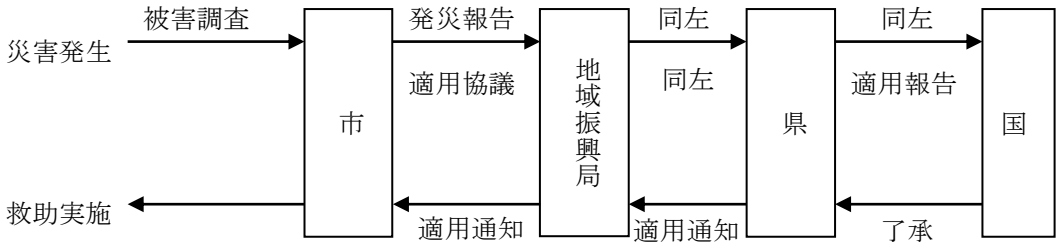

２　救助の実施

（１）基本方針

市、県は関係機関と協力のうえ、速やかに救助を実施する。

（２）実施計画

ア　市長は知事から救助について委任された場合は、職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告しなければならない。

イ　救助の実施は、別に定める基準により行う。

第４２節　観光地の災害応急対策

（文化スポーツ観光対策部、関係機関）

第１　基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について、市、県、国、関係機関が連携し、対応していく。

第２　主な取組み

１　観光地で災害が発生した際には市、県、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。

２　外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

第３　活動の内容

１　観光地での観光客の安全確保

（１）観光地での災害時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。

（２）観光地での災害時には、本計画における救助・救急計画に基づき、管轄警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握するものとする。

（３）消防機関は観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行うものとする。

２　外国人旅行者の安全確保

（１）事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。

（２）災害時において観光案内所で外国人旅行者の避難誘導、非常用電源の供給を行うものとする。

第４章　災害復旧計画

第１節　復旧・復興の基本方針の決定

（全部局）

第１　基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

第２　主な活動

１　原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。

２　復旧・復興に当たり必要に応じ他の自治体への支援を求める。

第３　活動の内容

１　復旧・復興の基本方針の決定

（１）基本方針

市・県は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方向を早急に決定し、実施に移るものとする。

ア　市、県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ、互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定め、早期に住民に周知する。

イ　復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。

２　支援体制

（１）基本方針

復旧・復興に当たり、必要に応じ他の自治体の支援を求め、円滑な実施を図る。

（２）実施計画

市、県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

第２節　迅速な原状復旧の進め方

（全部局）

第１　基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

関係機関は、可能な限り迅速な原状復旧を図るものとする。

第２　主な活動

１　被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し災害防止の観点からの改良復旧を行う。

２　円滑かつ適切に災害廃棄物の処理を行う。

３　市からの要請により、その他の市町村や県は、職員の応援派遣を行う。

第３　活動の内容

１　被災施設の復旧等

（１）基本方針

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

（２）実施計画

ア　被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、三次救急医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

イ　被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行うものとする。

ウ　著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

エ　指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。

オ　大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防

止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。

カ　ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行うものとする。

キ　道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

ク　被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。

ケ　災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。

コ　復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画をたて、速やかに査定実施に移すよう努める。

サ　緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。

シ　暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

２　災害廃棄物の処理

（１）基本方針

災害から速やかに復帰して生活を再建するうえでも、災害によって生じた廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。

市は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。

（２）実施計画

ア　発生した災害廃棄物の種類、性状（土砂、ヘドロ、汚染物等）等を勘案し、その発生量を推計した上で、事前に策定しておいた都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画を適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬処分を行い、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行うものとする。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

また、災害廃棄物の処理に当たっては、以下の事項について留意するものとする。

（ア）災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。

（イ）災害廃棄物処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。

（ウ）災害廃棄物処理に当たっては、環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じるものとする。

イ　収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村から応援を求めるものとする。

３　職員派遣

（１）基本方針

災害復旧には迅速な対応が求められるが、その対応にあたり、市のみでは、人員の確保が困難となる場合がある。

そのため、市は他の市町村や県に対し、災害の規模に応じ、職員の派遣要請等の必要な措置をとるものとする。

なお、職員の派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。

（２）実施計画

ア　市の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合、市は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行うものとする。

イ　市から要請を受けた市町村は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、職員を派遣するものとする。

第３節　計画的な復興

（全部局）

第１　基本方針

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すにあたっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

第２　主な活動

１　複数の機関が関係し、高度、複雑、及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備。

２　再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施。

第３　計画の内容

１　復興計画の作成

（１）基本方針

被災地域の再建にあたり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を、可及的速やかに実施するために復興計画を作成するものとする。

当該計画には、持続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参画促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域のコミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分に配慮するものとする。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努めるものとする。

なお、当該計画の迅速・的確な作成と遂行のため、地方公共団体間及び国との連携等調整を行う体制の整備を図るものとする。

（２）実施計画

関係機関との連携及び県との調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に市における復興計画を作成するものとする。

２　防災まちづくり

（１）基本方針

被災地域の再建にあたっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのもの」という理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

（２）実施計画

ア　復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図るものとする。

その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。

また、地震や津波で被災した後の復興まちづくりのため平時から備えておくべき内容をとりまとめた「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」を活用し、防災・減災対策を並行して、事前に被災後の復興まちづくりを考えながら準備しておく復興事前準備の取組を進めるよう努めることとする。

イ　防災まちづくりにあたっては、二次的な災害に対する安全性の確保等を目標とし、さらに必要に応じ、次の事項を基本的な目標とする。

（ア）避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、空港等の都市基盤施設及び防災安全街区の整備

（イ）ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等によるライフラインの耐震化

（ウ）建築物及び公共施設の耐震化、不燃化

（エ）耐震性貯水槽の設置等

ウ　前記目標事項の整備等にあたっては、次の事項に留意する。

（ア）都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について、単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリェーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。

（イ）ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等にあたっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら 各事業者と調整を図り実施するものとする 。

（ウ）既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

（エ）復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施するものとし、必要な場合は傾斜的、

戦略的実施を行う。

（オ）住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。

（カ）女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

エ　建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、事業者等に対し、適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。

オ　情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努めるものとする。

２　特定大規模災害からの復興

（１）基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

（２）実施計画

市、県及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行うものとする。

ア 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。

イ 特定大規模災害からの復興にために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請するものとする。

第４節　資金計画

（財政部）

第１　基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置を講ずる。

第２　主な活動

１　県は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

２　市は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置を行う。

３　関東財務局長野財務事務所は、必要資金量を調査し応急資金の貸付を行う。

第３　活動の内容

１　市の資金計画

市が災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

（１）地方債

歳入欠かん債、災害対策事業債、災害復旧事業債

（２）地方交付税

普通交付税の繰上交付、特別交付税

（３）一時借入金

災害応急融資

２　市の資金計画に対する関東財務局長野財務事務所の措置

関東財務局長野財務事務所は、市の緊急な資金需要に応ずるため、関係自治体と緊密に連絡して必要資金量を調査し、応急資金の貸付を行う。

第５節　被災者等の生活再建等の支援

（全部局）

第１　基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

第２　主な活動

１　被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。

２　被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は速やかに適用手続等を実施する。

３　被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金の貸付等を行う。

４　被災地における雇用維持等のため、被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等を行う。

５　被災した低所得者への必要な生活保護措置を行う。

６　被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。

７　被災者に対し適時適切な金融上の措置を行う。

８　被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置を行う。

９　被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を行う。

10　被災者に対する被災証明の早期交付体制を確立する。

11　被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。

12　被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

第３　活動の内容

１　住宅対策

（１）基本方針

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置を講ずる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提

供するものとする。

（２）実施計画

ア　災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構の災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行うものとする。

イ　災害公営住宅

被災地全域で 500 戸以上、もしくは、一市町村の区域内で 200 戸以上か１割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の３割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行うものとする。

ウ　既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失または著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

エ　市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置を講ずるものとする。

オ　居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、市と避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

２　被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

（１）基本方針

一定の基準以上の異常な自然現象により被害を受けた者に対して、被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度を適用し、生活再建の支援を行う。

（２）実施計画

ア　申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

イ　災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに上田地域振興局長へ報告する。

ウ　被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

エ　被災者に対し、被災者生活再建支援法制度の周知を行う。

オ　被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

カ　被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

３　生活福祉資金（災害援護資金等）の貸付

（１）基本方針

被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金（災害援護資金）等の貸付を行う。

（２）実施計画

市及び県は、被災した低所得者の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置を講じる。

４　被災者の労働対策

被災地における雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、被災により離職を余儀なくされた者に対する職業紹介等必要な措置を講ずる。

５　生活保護

（１）基本方針

被災した低所得者に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その生活再建を支援する。

（２）実施計画

市福祉事務所は、被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

６　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

（１）基本方針

災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

（２）実施計画

ア　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

市は、「上田市災害弔慰金の支給等に関する条例」、「上田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」及び「上田市災害見舞金支給要綱」に基づき、一定の災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、また、障がいを受けた住民に災害障害見舞金の支給を行う。

イ　災害援護資金の貸付

市は、「上田市災害弔慰金の支給等に関する条例」、「上田市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則」及び「上田市災害見舞金支給要綱」に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

７　被災者に対する金融上の措置

県、国は、現地における災害の実情、資金の需給状況等を的確に把握し、実情に応じて適時適切な金融上の措置を行う。

８　租税の徴収猶予、及び減免

（１）基本方針

災害による被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って、被災者の生活の安定を図る。

（２）実施計画

市は、地方税法又は上田市税条例等に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行うものとする。

ア　期限の延長

市は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(不服申立てに関するものを除く。)又は納付、若しくは納入(以下この条において「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。

イ　減免

市は、上田市税条例等に定めるところにより、市民税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税及び国民健康保険税等の減免について、必要な措置を実施する。

９　医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

（１）基本方針

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて、医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置を講じ、被災者の負担の軽減を図る。

（２）実施計画

市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、または収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置を講ずる。

10　罹災証明書の交付

（１）基本方針

被災者に対する支援措置を早期に実施するため、遅滞なく罹災証明書（以下「被災証明書」という。）の交付を行う。

（２）実施計画

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。

罹災証明書は、災害救助法による各種施策や市税の減免を実施するに当って必要とされる家屋の被害の程度について、被災者の応急的、一時的な救済を目的に、市長が確認できる程度の被害について証明するものとする。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

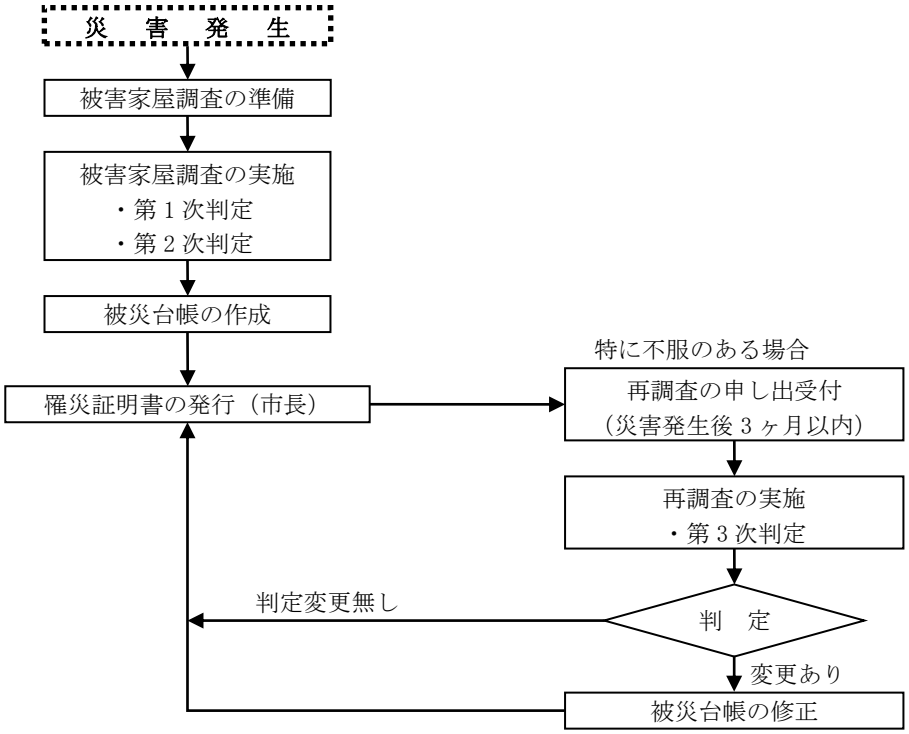

ア　罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた以下に示すものを対象とする。

人的被害：死亡・行方不明・負傷

物的被害：全壊又は全焼・流出・半壊又は半焼・床上浸水・一部損壊・床下浸水

その他の物的被害

イ　罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、災害対策本部が設置されている場合は市の相談窓口が担当する。

ウ　罹災証明書の発行

（ア）被災家屋調査の準備

ａ　事前調査の実施

調査全体計画を策定するため、市内家屋の被害状況を把握する。ただし、被災範囲が市全域に及ぶ場合は、必要に応じて航空写真を撮影する。

ｂ　調査員の確保

・ボランティア調査員（民間建築士等）の手配

・調査チームの編成と調査地区割りの検討

ｃ　調査備品等の準備

・調査携帯品の調達、準備（調査票、土地家屋現況図又は住宅地図等）

・調査員運搬用車両の確保、手配

（イ）被災家屋調査の実施

調査チームは、次の要領で調査を実施する。（詳細は「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）参照のこと。）ただし、市職員だけでは調査チームの編成が困難な場合は、県及びその他の市町村への応援派遣の要請をする。

ａ　被災家屋調査の実施（第１次判定）

木造・プレハブ、非木造の別なく、外観からの目視調査を行い、一見して住家全部が倒壊している場合、住家の一部の階が全部倒壊している場合は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。

ｂ　被災家屋調査の実施（第２次判定）

第１次判定で、全壊と判定されなかった住家について外観目視調査を次のとおり行う。

・木造・プレハブについては、外壁又は柱の傾斜が 1/20 以上は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。外壁又は柱の傾斜が 1/60 以上 1/20 未満は損害割合 15％とし、柱、基礎を除く部位別損害割合を合算して算出する。このうえで、この合算して得た値と全体の部位別損害割合の合計値のうち、いずれか大きい数値により、全壊、半壊等を判定する。

・非木造については、外壁又は柱の傾斜が 1/30 以上は全壊とする。全壊と判定されれば調査は終了する。外壁又は柱の傾斜が 1/60 以上 1/30 未満は損害割合 20％とし、柱を除く部位別損害割合を合算して算出する。このうえで、この合算して得た値と全体の部位別損害割合の合計値のうち、いずれか大きい数値により、全壊、半壊等を判定する。

・部位別損害割合の合計値が 50％以上の場合は全壊とする。20％以上 50％未満の場合は半壊とする。

（注１）傾斜は原則として住家の１階部分の柱又は壁の四隅を計測して、単純平均したものとする。

（注２）非木造のうち集合住宅等の大規模なもので、全体で調査、判断することが困難な場合は、被害が最も大きいと思われる階のみを調査し、全体の損害割合として差し支えない。

ｃ　被災家屋調査の実施（第３次判定）

第２次判定までの結果に対し、被災者等から再調査の申請があった場合には外観目視調査とともに内部立入調査を行い、第３次判定を行う。流れは「第２次判定」と同じであるが、内部立入調査を行うため、調査対象部位が床や天井など、内部から確認できる部位にも細かく区分されている。なお、第３次判定のための調査は申請者の立会を必要とし、倒壊の危険がある等、内部立入調査ができない相当の理由がある場合は、外観目視調査のみでも可とする。

（ウ）被災台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した「被災台帳」を作成し、被災証明書発行の基本台帳とする。「被災台帳」に基づき、市長は申請のあった被災者に対し、被災証明書を発行するものとする。

（エ）罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、市長が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行うこととする（火災の場合は消防本部において発行する）。ただし、１世帯１枚の発行とし証明手数料については徴収しないものとする。

（オ）再調査の申し出と調査実施

被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合、及び第１次調査が実施できなかった家屋について、災害発生日から３ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。申し出のあった家屋に対し、災害対策本部が設置されている場合は救援対策班が、それ以外の場合は資産税担当課が迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行することとし、同時に、被災台帳を訂正する。

11　被災者台帳の作成

（１）基本方針

災害による被災者を総合的かつ効率的な援護の実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳の作成を行う。

（２）実施計画

必要に応じ、個々の被災者の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

12　被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

（１）基本方針

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

（２）実施計画

ア　市長は、必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置するものとする。

イ　相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼するものとする。また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行うものとする。

ウ　住民に対し、掲示板、有線放送、広報誌等を活用し広報を行う。

エ　報道機関に対し、発表を行う。

第６節　被災中小企業等の復興

（産業振興部、財政部）

第１　基本方針

被災中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置を講ずるとともに、事業再開に対する相談体制を整備し、総合的な支援を行う。

第２　主な活動

１　事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。

２　事業再開に対する相談体制を整備する。

第３　活動の内容

１　被害農林事業者に対する支援

県により実施される次の支援策等について、周知・紹介を行い、農林漁業関係施設などの早期復旧により、被災農林漁業者等の経営安定を図るため、資金需要等の把握に努め融資制度等について次により支援する。

（１）天災資金

（２）日本政策金融公庫資金

（３）農業災害資金

（４）農業災害補償

２　被災中小企業者に対する支援

市により実施される次の支援策等について、周知・紹介を行い、被災中小企業の早期復旧を図る。

（１）次の制度金融の効果的な運用を図る。

市及び県中小企業融資制度資金（制度融資）

（２）市、中小企業関係団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。

（３）被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。

（４）長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続きに際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。

（５）商工会議所、商工会及び市と連携し被災中小企業の復旧に関する相談窓口・企業訪問等の相談体制を整備するとともに、商工関係機関による連絡会議を必要に応じて開催する。

第７節　被災した観光地の復興

（文化スポーツ観光部）

第１　基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

第２　主な活動

１　観光地の早期復興を図るため、国、市町村、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。

２　風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

第３　活動の内容

１　被災した観光地に対する支援

（ア）国、関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。

（イ）国、関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。